（別　紙）

新　旧　対　照　表

次表の「改正前」の部分を「改正後」欄に掲げるとおり改める（アンダーラインを付した部分は改正部分である）。

改　正　後	改　正　前
目　　次	**目　　次**
（注）簿書様式は、平成22年３月31日現在の法令に基づくものである。ただし、相続税の申告書及び定期金に関する権利の評価明細書は平成22年４月１日現在の法令に基づくものである。	（注）簿書様式は、平成21年３月31日現在の法令に基づくものである。
（第１　省略）	（第１　同左）
第２　相　続　税　関　係	第２　相　続　税　関　係
（１～６　省略） ６－１　相続税の申告書（第１表の付表３） ６－２　同（第１表の付表４） （７～13　省略） 13－１　相続税の申告書（第８の２表） 13－２　同（第８の２表の付表１） 13－３　同（第８の２表の付表２） 13－４　同（第８の２表の付表３） （14～18　省略） 19　相続税の申告書（第11・11の２表の付表２の１） 19－１　同（控用） 19－２　同（第11・11の２表の付表２の２） 19－３　同（控用） 19－４　同（第11・11の２表の付表２の３） （20～37　省略） 37－１　相続税の修正申告書（第８の２表） 37－２　同（第８の３表） 37－３　同（第11・11の２表の付表２の１・２の２） （38～51　省略） 52　相続税の更正通知書（付表１）（通知用） 52-1　同（付表２）（通知用） （53～60　省略）	（１～６　同左） （新　規） （新　規） （７～13　同左） （新　規） （新　規） （新　規） （新　規） （14～18　同左） 19　相続税の申告書（第11・11の２表の付表２） （新　規） （新　規） （新　規） （新　規） （20～37　同左） （新　規） （新　規） （新　規） （38～51　同左） 52　相続税の更正通知書（付表）（通知用） （新　規） （53～60　同左）

第３　贈与税関係	第３　贈与税関係
（１～２－２　省略）	（１～２－２　同左）
２－３　平成21年分贈与税の申告書（第１表の２）	（新　規）
２－４　同（控用）	（新　規）
（３～７　省略）	（３～７　同左）
７－１　株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）	（新　規）
７－２　同（別表）	（新　規）
（８～14　省略）	（８～14　同左）
15　平成　年分特定受贈森林施業計画対象山林に係る届出書	15　平成　年分特定受贈同族会社株式等・特定受贈森林施業計画対象山林に係る届出書
（16～18－１　省略）	（16～18－１　省略）
18－２　平成　年分贈与税　通知書及び加算税の賦課決定通知書（第一表の二）（通知用）	（新　規）
（19～24　省略）	（19～24　同左）
第４　譲渡所得関係	第４　譲渡所得関係
（１～22　省略）	（１～22　同左）
23　平成　年分の所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）	23　平成　年分の所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の繰越用）
24　平成　年分の所得税の確定申告書付表（特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除用）	24　平成　年分の所得税の確定申告書付表（特定投資株式に係る譲渡損失の繰越用）
（24-1～32　省略）	（24-1～32　同左）
33　租税特別措置法第37条の９の５第１項の規定による先行取得土地等の届出書	（新　規）
34　恒久的施設を有しない外国組合員の課税所得の特例に関する届出書	（新　規）
（第５～第７　省略）	（第５～第７　同左）
第８　納税猶予関係	第８　納税猶予関係
（１～３　省略）	（１～３　同左）
４　贈与税の納税猶予の継続届出書	４　贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書
４－１　相続税の納税猶予の継続届出書	（新　規）
５　別紙１　特例農地等に係る農業経営に関する明細書（１継続届出書の提出期限の属する年の前１年目における特例農地等に係る農業経営に関する明細）	５　別紙　特例農地等に係る農業経営に関する明細書（１継続届出書の提出期限の属する年の前１年目における特例農地等に係る農業経営に関する明細書）
（６～７　省略）	（６～７　同左）
７－１　別紙２　特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書	（新　規）
７－２　別紙３　特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書	（新　規）
（８～26　省略）	（８～26　同左）
27　代替農地等取得の承認を受けている場合の譲渡等をした特例農地等の明細書（租税特別措置法施行規則第23条の８第３項第８号）	27　代替農地等取得の承認を受けている場合の譲渡等をした特例農地等の明細書（租税特別措置法施行規則第23条の８第４項第８号）
（28～31　省略）	（28～31　同左）

32　代替農地等の取得又は都市営農農地等該当の承認を受けている場合の買取りの申出等に係る特例農地等の明細書（租税特別措置法施行規則第23条の８第３項第９号）	32　代替農地等の取得又は都市営農農地等該当の承認を受けている場合の買取りの申出等に係る特例農地等の明細書（租税特別措置法施行規則第23条の８第４項第９号）
（33～83　省略）	（33～83　同左）
83－1　営農困難時貸付けに関する届出書	（新　規）
83－2　同（付表）	（新　規）
83－3　「営農困難時貸付けに関する届出書」の添付書類一覧	（新　規）
83－4　耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について新たな営農困難時貸付けを行った旨の届出書	（新　規）
83－5　同（付表）	（新　規）
83－6　「耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について新たな営農困難時貸付けを行った旨の届出書」の添付書類一覧	（新　規）
83－7　耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等を自己の農業の用に供した旨の届出書	（新　規）
83－8　同（付表）	（新　規）
83－9　耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等に係る新たな営農困難時貸付けに関する承認申請書	（新　規）
83－10　同（付表）	（新　規）
83－11　「耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等に係る新たな営農困難時貸付けに関する承認申請書」の添付書類一覧	（新　規）
83－12　耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等に係る新たな営農困難時貸付けに関する承認申請に対する承認（却下）書　（通知用）	（新　規）
83－13　耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった贈与税の納税猶予の適用を受ける営農困難時貸付農地等を相続税の申告期限までに新たな営農困難時貸付けを行った農地等の明細書	（新　規）
83－14　耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった贈与税の納税猶予の適用を受ける営農困難時貸付農地等を相続税の申告期限までに自己の農業の用に供した農地等の明細書	（新　規）
83－15　耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった贈与税の納税猶予の適用を受ける営農困難時貸付農地等を耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から１年を経過する日までに新たな営農困難時貸付けを行う見込みの農地等の明細書	（新　規）
83－16　特定貸付けに関する届出書	（新　規）
83－17　同（付表１）	（新　規）
83－18　同（付表２の１）	（新　規）
83－19　同（付表２の２）	（新　規）
83－20　「特定貸付けに関する届出書」の添付書類一覧	（新　規）
83－21　賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について新たな特定貸付けを行った旨の届出書	（新　規）
83－22　同（付表）	（新　規）
83－23　「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について新たな特定貸付けを行った旨の届出書」の添付書類一覧	（新　規）
83－24　賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等を自己の農業の用に供した旨の届出	（新　規）

書	
83－25　同（付表）	（新　規）
83－26　賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等に係る新たな特定貸付けに関する承認申請書	（新　規）
83－27　同（付表）	（新　規）
83－28　「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等に係る新たな特定貸付けに関する承認申請書」の添付書類一覧	（新　規）
83－29　賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等に係る新たな特定貸付けに関する承認申請に対する承認（却下）書（通知用）	（新　規）
83－30　農業相続人が特定貸付けを行った特定貸付農地等に関する明細書	（新　規）
84　贈与税の免除届出書	84　贈与税・相続税の免除届出書
84－1　相続税の免除届出書	（新　規）
（85～89　省略）	（85～89　同左）
90　非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書	（新　規）
91　認定（贈与・相続）承継会社に関する明細書	（新　規）
92　納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書	（新　規）
93　非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（死亡免除）	（新　規）
94　認定（贈与・相続）承継会社に関する明細書（免除届出用）	（新　規）
95　納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書（免除届出用）	（新　規）
96　非上場株式等についての相続税の納税猶予の免除届出書（特例免除）	（新　規）
97　非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予取りやめ届出書	（新　規）
（第９　省略）	（第９　同左）
第10　更正の請求関係	第10　更正の請求関係
（１～２　省略）	（１～２　同左）
３　＿＿＿税の更正の請求書（次葉）（相続税－付表１）	３　＿＿＿税の更正の請求書（次葉）（相続税－付表）
３－１　同（次葉）（相続税－付表２）	（新　規）
（４　省略）	（４　同左）
５　＿＿＿税の更正の請求書（次葉）（贈与税－付表１）	５　＿＿＿税の更正の請求書（次葉）（贈与税－付表）
５－１　同（次葉）（贈与税－付表２）	（新　規）
（６　省略）	（６　同左）

改正後

相続税の申告書

FD3525

第1表（平成21年4月分以降用）

○この申告書は機械で読み取りますので、黒ボールペンで記入してください。また、申告書と添付資料を一緒にとじないでください。

フリガナ		
氏名		
生年月日		
住所（電話番号）		
被相続人との関係	続柄	
取得原因		
相続税額等		
課税価格の計算		
各人の算出税額の計算		
各人の納付・還付税額の計算		

第1表（平21.4）

改正前

相続税の申告書

FD3523

第1表（平成十六年分以降用）

○この申告書は機械で読み取りますので、黒ボールペンで記入してください。また、申告書と添付資料を一緒にとじないでください。

フリガナ		
氏名		
生年月日		
住所（電話番号）		
被相続人との関係	続柄	
取得原因		
相続税額等		
課税価格の計算		
各人の算出税額の計算		
各人の納付・還付税額の計算		

第1表（平20.4）

改正後

第1表（平成21年4月分以降用）

相続税の申告書

税務署長 殿

年 月 日提出

相続開始年月日 年 月 日

○印のところは、必ずご記入ください。

被相続人	フリガナ	被相続人	財産を取得した人
	氏名		㊞
	生年月日	年 月 日（年齢 歳）	年 月 日（年齢 歳）
	住所（電話番号）		〒 （ － － ）
	被相続人との続柄	続柄	
申告区分		該当する申告区分を○で囲みます。	相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与
整理番号			

			財産を取得した人
課税価格の計算	取得財産の価額（第11表⑨）	①	円
	相続時精算課税適用財産の価額（第11の2表1⑦）	②	
	債務及び葬式費用の金額（第13表5⑦）	③	
	純資産価額（①+②−③）（赤字のときは0）	④	
	相続税額に加算される相続時精算課税分の贈与税額（第14表1⑦）	⑤	
	課税価格（④+⑤）（1,000円未満切捨て）	⑥	000
各人の算出税額の計算	法定相続人の数及び遺産に係る基礎控除額		(A) 円
			000000
	相続税の総額	⑦	000
	一税率の場合	法定相続分 ⑧	1.00
		算出税額（⑥×⑧） ⑨	円
	税率区分複数適用の場合	算出税額（第9表1⑦） ⑩	
	贈与税額控除（第9表2⑦）	⑪	円
各人の納付・還付税額の計算	配当控除額（第9表3⑦）	⑫	
	暦年課税分の贈与税額控除（第9表4⑦）	⑬	
	障害者控除額（第9表5⑦）	⑭	
	寡婦控除額（第9表6⑦）	⑮	
	母子控除額（第9表7⑦）	⑯	
	外国税額控除額（第9表8⑦）	⑰	
	計	⑱	
	差引税額（⑨−⑩−⑪−⑫−⑬−⑭−⑮−⑯−⑰）（赤字のときは0）	⑲	
	相続時精算課税分の贈与税額控除（第11の2表2⑦）	⑳	000
	小計（⑲−⑳）（赤字のときは還付税額）	㉑	
	医療法人持分税額控除（第8表2⑦）	㉒	000
	相続税額の2割加算（第5表2⑦）	㉓	000
	申告税額（㉑−㉒−㉓）（赤字のときは還付税額）	納付すべき税額 ㉔	000
		還付される税額 ㉕	△ △

(注) 字句の金額が赤字となる場合は、各欄の金額に△を付してください。なお、この場合で、各欄の金額のうちに相続時精算課税適用財産（第11の2表③）がある場合の各欄の金額については、「相続税の申告のしかた」を参照してください。

税務署処理欽の事務所番号・電話番号

□ 税理士法第30条の書面提出有 □ 税理士法第33条の2の書面提出有

第1表（平成21.4）

（財4−26−1−5−A4統一）

改正前

第1表（平成十六年分以降用）

相続税の申告書

税務署長 殿

年 月 日提出

相続開始年月日 年 月 日

○印のところは、必ずご記入ください。

被相続人	フリガナ	被相続人	財産を取得した人
	氏名		㊞
	生年月日	年 月 日（年齢 歳）	年 月 日（年齢 歳）
	住所（電話番号）		〒 （ － － ）
	被相続人との続柄	続柄	
申告区分		該当する申告区分を○で囲みます。	相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与
整理番号			

			財産を取得した人
課税価格の計算	取得財産の価額（第11表⑨）	①	円
	相続時精算課税適用財産の価額（第11の2表1⑦）	②	
	債務及び葬式費用の金額（第13表3⑦）	③	
	純資産価額（①+②−③）（赤字のときは0）	④	
	相続税額に加算される相続時精算課税分の贈与税額（第14表1⑦）	⑤	
	課税価格（④+⑤）（1,000円未満切捨て）	⑥	000
各人の算出税額の計算	法定相続人の数及び遺産に係る基礎控除額		(A) 円
			000000
	相続税の総額	⑦	000
	一税率の場合	法定相続分（⑥×⑧） ⑧	1.00
		算出税額（⑦×⑧） ⑨	円
	税率区分複数適用の場合	算出税額（第9表1⑦） ⑩	
	贈与税額控除（第9表2⑦）	⑪	円
各人の納付・還付税額の計算	配当控除額（第9表3⑦）	⑫	
	暦年課税分の贈与税額控除（第9表4⑦）	⑬	
	障害者控除額（第9表5⑦）	⑭	
	寡婦控除額（第9表6⑦）	⑮	
	母子控除額（第9表7⑦）	⑯	
	外国税額控除額（第9表8⑦）	⑰	
	計	⑱	
	差引税額（⑨−⑩−⑪−⑫−⑬−⑭−⑮−⑯−⑰）（赤字のときは0）	⑲	
	相続時精算課税分の贈与税額控除（第11の2表2⑦）	⑳	000
	小計（⑲−⑳）（赤字のときは還付税額）	㉑	
	医療法人持分税額控除（第8表2⑦）	㉒	000
	相続税額の2割加算（第5表2⑦）	㉓	000
	申告税額（㉑−㉒−㉓）（赤字のときは還付税額）	納付すべき税額 ㉔	000
		還付される税額 ㉕	△ △

(注) 各欄の金額が赤字となる場合は、各欄の金額に△を付してください。なお、この場合で、各欄の金額のうちに相続時精算課税適用財産（第11の2表③）がある場合の各欄の金額については、「相続税の申告のしかた」を参照してください。

税務署処理欽の事務所番号・電話番号

□ 税理士法第30条の書面提出有 □ 税理士法第33条の2の書面提出有

第1表（平成20.9）

（財4−26−1−4−A4統一）

改正後

相続税の申告書（続）

FD3526

第1表（続）（平成21年4月分以降用）

○この申告書は機械で読み取りますので、黒ボールペンで記入してください。

	被申告税務署整理欄	年 月 日	本申告税務署整理欄	年 月 日
○フリガナは、必ず記入してください。	財産を取得した人		財産を取得した人	
フリガナ				
氏名	㊞		㊞	
生年月日	年 月 日（年齢 歳）		年 月 日（年齢 歳）	
住所（電話番号）	〒 （ ― ― ）		〒 （ ― ― ）	
被相続人との続柄	続柄			
取得原因	相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与		相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与	
整理番号				
課税価格の計算	取得財産の価額（第11表⑨） ①	円	円	
	相続時精算課税適用財産の価額（第11の2表1⑤） ②			
	債務及び葬式費用の金額（第13表3⑤） ③			
	純資産価額（①＋②－③）（赤字のときは0） ④			
	相続税の課税価格に加算される相続時精算課税適用財産の価額（第15表1⑥） ⑤			
	課税価格（④＋⑤）（1,000円未満切捨て） ⑥	○○○	○○○	
各人の算出税額の計算	法定相続人の数及び遺産に係る基礎控除額			
	相続税の総額 ⑦			
	一般の場合 あん分割合（第4表⑤） ⑧			
	算出税額（⑦×⑧） ⑨	円	円	
	農地等相続人の場合の算出税額（第9表1⑩） ⑩			
	算出税額（第3表1⑩） ⑪	相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合には、⑩、⑪欄の記入を行わず、この欄に第3表の税額の合計額を記入します。		
	相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額（第3表1⑫） ⑫	円	円	
各人の納付・還付税額の計算	配当控除額（第2表2⑩） ⑬			
	配当以外の投資税額控除（第5表5⑩） ⑭			
	住宅借入金等特別控除（第6表1⑥、第6表2⑥） ⑮			
	政党等寄附金特別控除（第6表3⑥） ⑯			
	認定NPO法人等寄附金特別控除（第6表4⑥） ⑰			
	外国税額控除（第7表2⑩） ⑱			
	差引税額（第8表1⑩） ⑲			
	計 ⑳			
	贈与税額控除（赤字のときは0） ㉑			
	相続時精算課税適用財産の贈与税額控除（第11の2表2⑥） ㉒	○○○	○○○	
	小計（⑳－㉑） ㉓			
	農地等相続人の場合の納税猶予税額（第9表2⑥） ㉔	○○○	○○○	
	差引税額（㉓－㉔） ㉕	○○○	○○○	
	医療法人持分税額控除（第10表2⑥） ㉖	○○○	○○○	
	申告税額（㉕－㉖） ㉗	○○○	○○○	
	申告税額（㉕－㉖）のうちに既に納付すべき税額 ㉘	○○○	○○○	
	申告税額（㉕－㉖）のうちに還付される税額 ㉙	△	△	

(注) 申告により納税される場合は、申告の年度における付してください。なお、この場合で、申告の金額のうちに既に他の相続税額控除額（第11の2表6）があるときの税額の金額については、「相続税の申告のしかた」を参照してください。

| 税務署処理欄 | 申告 区分 | | 作成 | | 名簿 | | 名簿 整理 | | | |

改正後

相続税の申告書（続）

第1表（続）（平成21年4月分以降用）

○フリがなは、必ず記入してください。

	財産を取得した人	財産を取得した人
フリガナ		
氏名	様	様
生年月日	年 月 日（年齢 歳）	年 月 日（年齢 歳）
住所（現住所等）	〒 （ － － ）	〒 （ － － ）
被相続人との続柄	続柄	
取得原因	相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与	相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与
受遺者番号		

課税価格の計算	取得財産の価額（第11表⑨）	㊀	円	円
	相続時精算課税適用財産の価額（第11の2表1⑤）	㊁		
	債務及び葬式費用の金額（第13表2⑤）	㊂		
	純資産価額（㊀＋㊁－㊂）（赤字のときは0）	㊃		
	相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額（第17表1⑤）	㊄		
	課税価格（㊃＋㊄）（1,000円未満切捨て）	㊅	0000	0000
各人の算出税額の計算	配偶者控除後の税額及び税額に係る税額控除額			
	控除後の税額	㊆		
	一般の場合	算出税額（第3表㊀）	㊇	円
		算出税額（第3表㊁）	㊈	
	相続時精算課税適用財産の価額のある場合	算出税額（第3表㊂）	㊉	相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合には、㊀、㊁、㊂欄の記入を行わず、この欄に第3表の㊃欄の税額を記入します。
	相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額（第17表1⑤）	㊀㊀	円	円
各人の納付・還付税額の計算	贈与税額控除（第4表1⑤）	㊀㊁		
	配当控除（第5表1⑤、㊀又は㊁）	㊀㊂		
	住宅取得等資金等贈与信託等の終了の場合の税額控除（第5表2⑤、㊀又は㊁）	㊀㊃		
	障害者控除（第6表2⑤、㊀又は㊁）	㊀㊄		
	相次相続控除（第7表㊀又は㊁）	㊀㊅		
	外国税額控除（第8表1⑤）	㊀㊆		
	計	㊀㊇		
	差引税額（㊉－㊀㊇）（赤字のときは0）	㊀㊈		
	相続時精算課税適用財産の贈与税額控除（第11の2表2⑤）	㊁㊀	0000	0000
	小計（㊀㊈－㊁㊀）（赤字のときは100円未満切捨て）	㊁㊁		
	農地等納税猶予税額（第8表3⑤）	㊁㊂	0000	0000
	医療法人持分税額控除（第8表2⑤）	㊁㊃	0000	0000
	申告期限までに納付すべき税額（㊁㊁－㊁㊂－㊁㊃）（100円未満切捨て）	㊁㊄	0000	0000
	還付される税額（㊁㊁－㊁㊂－㊁㊃）△	㊁㊅	△	△

（注）㊀欄の金額が赤字となる場合には、金額の前に△を付してください。なお、この場合で、㊉欄の金額のうちに相続税の外国税額控除（第11の2表3）があるときの㊀欄の金額については、「相続税の申告のしかた」を参照してください。

第1表(続)(平21.4)　　(規4－20－2－2－A4横－)

改正前

相続税の申告書（続）

第1表（続）（平成十六年分以降用）

○フリがなは、必ず記入してください。

	財産を取得した人	財産を取得した人
フリガナ		
氏名	様	様
生年月日	年 月 日（年齢 歳）	年 月 日（年齢 歳）
住所（現住所等）	〒 （ － － ）	〒 （ － － ）
被相続人との続柄	続柄	
取得原因	相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与	相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与
受遺者番号		

課税価格の計算	取得財産の価額（第11表⑨）	㊀	円	円
	相続時精算課税適用財産の価額（第11の2表1⑤）	㊁		
	債務及び葬式費用の金額（第13表2⑤）	㊂		
	純資産価額（㊀＋㊁－㊂）（赤字のときは0）	㊃		
	相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額（第17表1⑤）	㊄		
	課税価格（㊃＋㊄）（1,000円未満切捨て）	㊅	0000	0000
各人の算出税額の計算	配偶者控除後の税額及び税額に係る税額控除額			
	控除後の税額	㊆		
	一般の場合	算出税額（第3表㊀）	㊇	円
		算出税額（第3表㊁）	㊈	
	相続時精算課税適用財産の価額のある場合	算出税額（第3表㊂）	㊉	相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合には、㊀、㊁、㊂欄の記入を行わず、この欄に第3表の㊃欄の税額を記入します。
	相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額（第17表1⑤）	㊀㊀	円	円
各人の納付・還付税額の計算	贈与税額控除（第4表1⑤）	㊀㊁		
	配当控除（第5表㊀又は㊁）	㊀㊂		
	住宅取得等資金等贈与信託等の終了の場合の税額控除（第5表2⑤、㊀又は㊁）	㊀㊃		
	障害者控除（第6表2⑤、㊀又は㊁）	㊀㊄		
	相次相続控除（第7表㊀又は㊁）	㊀㊅		
	外国税額控除（第8表1⑤）	㊀㊆		
	計	㊀㊇		
	差引税額（㊉－㊀㊇）（赤字のときは0）	㊀㊈		
	相続時精算課税適用財産の贈与税額控除（第11の2表2⑤）	㊁㊀	0000	0000
	小計（㊀㊈－㊁㊀）（赤字のときは100円未満切捨て）	㊁㊁		
	農地等納税猶予税額（第8表3⑤）	㊁㊂	0000	0000
	申告期限までに納付すべき税額（㊁㊁－㊁㊂）（100円未満切捨て）	㊁㊃	0000	0000
	還付される税額（㊁㊁－㊁㊂）△	㊁㊄	△	△

（注）㊀欄の金額が赤字となる場合には、㊀欄の前に△を付してください。なお、この場合で、㊉欄の金額のうちに相続税の外国税額控除（第11の2表3）があるときの㊀欄の金額については、「相続税の申告のしかた」を参照してください。

第1表(続)(平22.3)　　(規4－20－2－2－A4横－)

改正後

納税義務等の承継に係る明細書（兼相続人の代表者指定届出書）

被相続人

第1表の付表1（平成21年4月分以後用）

この表は、次の①から③に掲げる場合のいずれかに該当する場合に記入します。
① 相続時精算課税選択届出書を提出している特定贈与者の死亡の日前に死亡している場合
② 相続税の申告書を提出すべき者が被相続人の死亡の日から相続税の申告期限までの間に相続税の申告書を提出しないで死亡している場合
③ 相続税の修正申告書を提出すべき者が相続税の修正申告書を提出しないで死亡している場合

1 死亡した者の住所・氏名等	住所	フリガナ / 氏名	相続開始年月日 平成 年 月 日
2 死亡した者の納付すべき又は還付される税額	納付すべき税額（相続税のみを計算した分の金額）	円	・・・・・A
	還付される税額（相続税の申告書を提出した分の金額）	△ 円	
3 相続人等の代表者の指定（相続税に関する通知を受領する代表者を指定するときに記入してください。）	相続人等の代表者の氏名		
4 限定承認の有無（相続人等が限定承認しているときは、右の「限定承認」の文字を○で囲んでください。）	限定承認		

5 相続人等に関する事項	(1) 住所	〒	〒	〒	〒
	(2) 氏名	フリガナ 番	フリガナ 番	フリガナ 番	フリガナ 番
	表 整理欄（記入しないでください。）				
	(3) 続柄及び被相続人との関係	続柄 関係	続柄 関係	続柄 関係	続柄 関係
	(4) 生年月日	明・大・昭・平 年 月 日	明・大・昭・平 年 月 日	明・大・昭・平 年 月 日	明・大・昭・平 年 月 日
	(5) 電話番号				
	(6) 承継割合・・・・・B	決定・指定	決定・指定	決定・指定	決定・指定
	(7) 相続又は遺贈により取得した財産の価額	円	円	円	円
	(8) 各人の(7)の合計	円			
	(9) (7)の(8)に対する割合 (7)/(8)				
6 税額	A×B 納付すべき税額（各人の100円未満切捨て）	00円	00円	00円	00円
	還付される税額	△ 円	△ 円	△ 円	△ 円

第1表の付表1（平成22.4）　　A4(1-20-1-2-A4縦)

改正前

納税義務等の承継に係る明細書（兼相続人の代表者指定届出書）

被相続人

第1表の付表1（平成21年分以後用）

この表は、次の①から③に掲げる場合のいずれかに該当する場合に記入します。
① 相続時精算課税選択届出書を提出している特定贈与者の死亡の日前に死亡している場合
② 相続税の申告書を提出すべき者が被相続人の死亡の日から相続税の申告期限までの間に相続税の申告書を提出しないで死亡している場合
③ 相続税の修正申告書を提出すべき者が相続税の修正申告書を提出しないで死亡している場合

1 死亡した者の住所・氏名等	住所	フリガナ / 氏名	相続開始年月日 平成 年 月 日
2 死亡した者の納付すべき又は還付される税額	納付すべき税額（相続税のみを計算した分の金額）	円	・・・・・A
	還付される税額（相続税の申告書を提出した分の金額）	△ 円	
3 相続人等の代表者の指定（相続税に関する通知を受領する代表者を指定するときに記入してください。）	相続人等の代表者の氏名		
4 限定承認の有無（相続人等が限定承認しているときは、右の「限定承認」の文字を○で囲んでください。）	限定承認		

5 相続人等に関する事項	(1) 住所	〒	〒	〒	〒
	(2) 氏名	フリガナ 番	フリガナ 番	フリガナ 番	フリガナ 番
	表 整理欄（記入しないでください。）				
	(3) 続柄及び被相続人との関係	続柄 関係	続柄 関係	続柄 関係	続柄 関係
	(4) 生年月日	明・大・昭・平 年 月 日	明・大・昭・平 年 月 日	明・大・昭・平 年 月 日	明・大・昭・平 年 月 日
	(5) 電話番号				
	(6) 承継割合・・・・・B	決定・指定	決定・指定	決定・指定	決定・指定
	(7) 相続又は遺贈により取得した財産の価額	円	円	円	円
	(8) 各人の(7)の合計	円			
	(9) (7)の(8)に対する割合 (7)/(8)				
6 税額	A×B 納付すべき税額（各人の100円未満切捨て）	00円	00円	00円	00円
	還付される税額	△ 円	△ 円	△ 円	△ 円

第1表の付表1（平成20.4）　　A4(1-20-1-2-A4縦)

改　正　後

書　き　か　た　等

〈使用目的等〉

1　この第１表の付表１は、次頁の㋑から㋖のいずれかに該当するときに使用するものです。なお、死亡した人の相続税の申告書を提出すべき者が１名である場合には、この第１表の付表１の提出を省略して差し支えありません。
2　この第１表の付表１を記入する前に、申告書で死亡した人の納付すべき税額又は還付される税額を計算してください。
3　共同で申告できない相続人や包括受遺者は、別に申告書と第１表の付表１を提出することになります。

〈死亡した人の申告書（第１表又は第１表（続））の書きかた〉

○　「住所」と「氏名」欄は、相続税の申告書を提出すべき者（死亡した人）の住所、氏名を記入してください。この場合、氏名の頭部に「被相続人」と記入してください。
なお、〈使用目的等〉の１により、この第１表の付表１の提出を省略する場合は、これらの欄を２段に分け次のように記入してください。
(1) 上段には、死亡した人について記入し、その氏名上部に相続開始（死亡）年月日を記入してください。
(2) 下段には、相続人や包括受遺者について記入してください。この場合、相続人や包括受遺者の氏名、住所地を記入するとともに、その氏名の頭部に、「相続人又は包括受遺者」と記入し、署名、なつ印してください。

〈第１表の付表１の書きかた〉

1　「１　死亡した者の住所・氏名等」の「住所」欄
死亡した人の申告書の「住所」欄に記入した住所地を記入してください。
2　「２　死亡した者の納付すべき又は還付される税額」の「納付すべき税額」欄又は「還付される税額」欄
死亡した人の申告書第１表の㊟欄（還付になる場合には㊟欄）の金額を転記してください。
3　「５　相続人等に関する事項」
共同で申告するかどうかにかかわらず、すべての相続人や包括受遺者（相続を放棄した人を除く。）について記入してください。
(1)　「住所」欄
相続人や包括受遺者がこの第１表の付表１を提出するときの住所を記入してください。
(2)　「氏名」欄
この第１表の付表１により共同で申告する相続人や包括受遺者は、署名、なつ印してください。
なお、共同で申告できない相続人や包括受遺者については、氏名を○で囲んでください。
(3)　「承継割合・・・B」欄
法定相続分（民法第900条、901条）により財産を取得している人は「法定」の文字を、遺言による指定相続分（民法第902条）により財産を取得している人は「指定」の文字を、それぞれ○で囲んだ上、その割合を記入してください。
（注１）　次に掲げる場合の法定相続分は、次の表のとおりになります。
なお、子、父母、兄弟姉妹がそれぞれ２人以上あるときは、それぞれの法定相続分は均分になります。

		相続人	法定相続分
被相続人に	子がいる場合	配偶者	2分の1
		子	2分の1
	子がいない場合	配偶者	3分の2
		父母	3分の1
	子も父母もいない場合	配偶者	4分の3
		兄弟姉妹	4分の1

（注２）　指定相続分とは、相続人や包括受遺者が遺言によって指定を受ける相続分をいいます。
(4)　「相続又は遺贈により取得した財産の価額」欄
各人が相続や包括遺贈により取得する相続財産の相続税の課税価格を記入してください。
なお、相続財産についてまだ分割が行われていないときは、相続財産の相続に各人の相続分（「５　(3)承継割合・・・B」に記入されている各人の割合）を乗じて求めた金額をそれぞれ記入してください。
4　「６　税額」欄
この欄には、「２　死亡した者の納付すべき又は還付される税額」の「納付すべき税額」欄又は「還付される税額」欄に各人の相続分（「５　(3)承継割合・・・B」に記入されている各人の割合）を乗じて求めた金額を記入してください。
なお、「納付すべき税額」欄に記入する場合は100円未満の端数を切り捨て、「還付される税額」欄に記入する場合は1円単位まで記入してください。

（平20.6）

改　正　前

書　き　か　た　等

〈使用目的等〉

1　この第１表の付表１は、次頁の㋑から㋖のいずれかに該当するときに使用するものです。なお、死亡した人の相続税の申告書を提出すべき者が１名である場合には、この第１表の付表１の提出を省略して差し支えありません。
2　この第１表の付表１を記入する前に、申告書で死亡した人の納付すべき税額又は還付される税額を計算してください。
3　共同で申告できない相続人や包括受遺者は、別に申告書と第１表の付表１を提出することになります。

〈死亡した人の申告書（第１表又は第１表（続））の書きかた〉

○　「住所」と「氏名」欄は、相続税の申告書を提出すべき者（死亡した人）の住所、氏名を記入してください。この場合、氏名の頭部に「被相続人」と記入してください。
なお、〈使用目的等〉の１により、この第１表の付表１の提出を省略する場合は、これらの欄を２段に分け次のように記入してください。
(1) 上段には、死亡した人について記入し、その氏名上部に相続開始（死亡）年月日を記入してください。
(2) 下段には、相続人や包括受遺者について記入してください。この場合、相続人や包括受遺者の氏名、住所地を記入するとともに、その氏名の頭部に、「相続人又は包括受遺者」と記入し、署名、なつ印してください。

〈第１表の付表１の書きかた〉

1　「１　死亡した者の住所・氏名等」の「住所」欄
死亡した人の申告書の「住所」欄に記入した住所地を記入してください。
2　「２　死亡した者の納付すべき又は還付される税額」の「納付すべき税額」欄又は「還付される税額」欄
死亡した人の申告書第一表の㊟欄（還付になる場合には㊟欄）の金額を転記してください。
3　「５　相続人等に関する事項」
共同で申告するかどうかにかかわらず、すべての相続人や包括受遺者（相続を放棄した人を除く。）について記入してください。
(1)　「住所」欄
相続人や包括受遺者がこの第１表の付表１を提出するときの住所を記入してください。
(2)　「氏名」欄
この第１表の付表１により共同で申告する相続人や包括受遺者は、署名、なつ印してください。
なお、共同で申告できない相続人や包括受遺者については、氏名を○で囲んでください。
(3)　「承継割合・・　B」欄
法定相続分（民法第900条、901条）により財産を取得している人は「法定」の文字を、遺言による指定相続分（民法第902条）により財産を取得している人は「指定」の文字を、それぞれ○で囲んだ上、その割合を記入してください。
（注１）　次に掲げる場合の法定相続分は、次の表のとおりになります。
なお、子、父母、兄弟姉妹がそれぞれ２人以上あるときは、それぞれの法定相続分は均分になります。

		相続人	法定相続分
被相続人に	子がいる場合	配偶者	2分の1
		子	2分の1
	子がいない場合	配偶者	3分の2
		父母	3分の1
	子も父母もいない場合	配偶者	4分の3
		兄弟姉妹	4分の1

（注２）　指定相続分とは、相続人や包括受遺者が遺言によって指定を受ける相続分をいいます。
(4)　「相続又は遺贈により取得した財産の価額」欄
各人が相続や包括遺贈により取得する相続財産の相続税の課税価格を記入してください。
なお、相続財産についてまだ分割が行われていないときは、相続財産の相続に各人の相続分（「５　(3)承継割合・・・B」に記入されている各人の割合）を乗じて求めた金額をそれぞれ記入してください。
4　「６　税額」欄
この欄には、「２　死亡した者の納付すべき又は還付される税額」の「納付すべき税額」欄又は「還付される税額」欄に各人の相続分（「５　(3)承継割合　・・B」に記入されている各人の割合）を乗じて求めた金額をそれぞれ記入してください。
なお、「納付すべき税額」欄に記入する場合は100円未満の端数を切り捨て、「還付される税額」欄に記入する場合は1円単位まで記入してください。

（平20.6）

改　正　後

還付される税額の受取場所

税務署長

この表は、相続税について、相続時精算課税適用者等（相続時精算課税適用者又は相続税法第21条の17若しくは第21条の18の規定により見なした相続時精算課税適用者の納税に関する権利を取得した人をいいます。）に還付される税額がある場合（第1表のその人の「還付される税額㊀」欄又は第1表の付表1の6のその人の「還付される税額」欄に金額の記載がある場合）に記入します。

還付される税金の受取りには預貯金口座（ご本人名義の口座に限ります。）への振込みをご利用ください。

なお、還付される税金の受取りに当たって、

㋑ 銀行等の預貯金口座への振込みを希望される場合は、銀行などの名称、預金種別及び口座番号を、

㋺ ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望される場合は、貯金総合口座の記号番号を、

該当する項目に記入してください。

㋩ 振込による還付をご希望されない場合、ゆうちょ銀行を除く郵送、税務署の窓口での受取りとなりますので、受取に当たっては税務署等に出向く旨に記入してください。

相続時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合		
フリガナ		銀行 金庫・組合 農協・漁協		本店・支店 出張所 本所・支所
氏名		預金種類 (○で囲む。) 普通 当座 納税準備 その他（　）	口座番号	
		ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みの場合	振込による還付の取扱いの場合	
		記号番号 (ハイフン不要)		

相続時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合		
フリガナ		銀行 金庫・組合 農協・漁協		本店・支店 出張所 本所・支所
氏名		預金種類 (○で囲む。) 普通 当座 納税準備 その他（　）	口座番号	
		ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みの場合	振込による還付の取扱いの場合	
		記号番号 (ハイフン不要)		

相続時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合		
フリガナ		銀行 金庫・組合 農協・漁協		本店・支店 出張所 本所・支所
氏名		預金種類 (○で囲む。) 普通 当座 納税準備 その他（　）	口座番号	
		ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みの場合	振込による還付の取扱いの場合	
		記号番号 (ハイフン不要)		

相続時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合		
フリガナ		銀行 金庫・組合 農協・漁協		本店・支店 出張所 本所・支所
氏名		預金種類 (○で囲む。) 普通 当座 納税準備 その他（　）	口座番号	
		ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みの場合	振込による還付の取扱いの場合	
		記号番号 (ハイフン不要)		

第1表の付表2（平成21年4月以降用）

第1表の付表2（07.04）　　税務－第－1－さ－A4横－1

改　正　前

還付される税額の受取場所

税務署長

この表は、相続税について、相続時精算課税適用者等（相続時精算課税適用者又は相続税法第21条の17若しくは第21条の18の規定により見なした相続時精算課税適用者の納税に関する権利を取得した人をいいます。）に還付される税額がある場合（第1表のその人の「還付される税額㊀」欄又は第1表の付表1の6のその人の「還付される税額」欄に金額の記載がある場合）に記入します。

還付される税金の受取りには預貯金口座（ご本人名義の口座に限ります。）への振込みをご利用ください。

なお、還付される税金の受取りに当たって、

㋑ 銀行等の預貯金口座への振込みを希望される場合は、銀行などの名称、預金種別及び口座番号を、

㋺ ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望される場合は、貯金総合口座の記号番号を、

該当する項目に記入してください。

㋩ 振込による還付をご希望されない場合、ゆうちょ銀行を除く郵送、税務署の窓口での受取りとなりますので、受取に当たっては税務署等に出向く旨に記入してください。

相続時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合		
フリガナ		銀行 金庫・組合 農協・漁協		本店・支店 出張所 本所・支所
氏名		預金種類 (○で囲む。) 普通 当座 納税準備 その他（　）	口座番号	
		ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みの場合	振込による還付の取扱いの場合	
		記号番号 (ハイフン不要)		

相続時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合		
フリガナ		銀行 金庫・組合 農協・漁協		本店・支店 出張所 本所・支所
氏名		預金種類 (○で囲む。) 普通 当座 納税準備 その他（　）	口座番号	
		ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みの場合	振込による還付の取扱いの場合	
		記号番号 (ハイフン不要)		

相続時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合		
フリガナ		銀行 金庫・組合 農協・漁協		本店・支店 出張所 本所・支所
氏名		預金種類 (○で囲む。) 普通 当座 納税準備 その他（　）	口座番号	
		ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みの場合	振込による還付の取扱いの場合	
		記号番号 (ハイフン不要)		

相続時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合		
フリガナ		銀行 金庫・組合 農協・漁協		本店・支店 出張所 本所・支所
氏名		預金種類 (○で囲む。) 普通 当座 納税準備 その他（　）	口座番号	
		ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みの場合	振込による還付の取扱いの場合	
		記号番号 (ハイフン不要)		

第1表の付表2（平成21年分以降用）

第1表の付表2（平成21年分以降用）

税務－第－1－さ－A4横－1

改　正　後

還付される税額の受取場所の書き方

還付申告（※1）の方は、申告書第1表の付表2「還付される税額の受取場所」を、次の記載例にしたがって記入してください。
なお、還付金の受取りには預貯金口座（相続時精算課税適用者等（※2）ご本人名義の口座に限ります。）への振込みをご利用ください。

※1　還付申告とは、申告書第1表のその人の「還付される税額」（又は第1表の付表1のBのその人の「還付される税額」）欄に金額の記載がある場合をいいます。
※2　相続時精算課税適用者等とは、相続時精算課税適用者又は相続税法第21条の17若しくは第21条の18の規定により相続税を納税した相続時精算課税適用者の前提に関する税額を承継した人をいいます。

《記載例》

○銀行等の口座への振込みを希望する場合

相続時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合			
フリガナ		○ ○	銀行 ○○銀行 信金・農協	△ △	本店 ○○支店 出張所・支所
氏名		預金種目 ○で囲む 当座 普通 貯蓄 その他（ ）		口座番号 × × × × × ×	
		郵便局名等（通帳等の記号番号）		口座等（通帳等の種類）	
		郵便局の所在地			

該当する預金種類（総合口座の場合には「普通」）に○印を付けてください。
口座番号欄には、口座番号のみを左詰めで書いてください。
※　インターネットバンキングについては、還付金の振込みができませんので、振込みの取扱については取引している銀行等に問い合わせください。

○ゆうちょ銀行の口座への振込みを希望する場合

相続時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合			
フリガナ			銀行 ○○銀行 信金・農協		本店 ○○支店 出張所・支所
氏名		預金種目 ○で囲む 当座 普通 貯蓄 その他（ ）		口座番号	
		郵便局名等（通帳等の記号番号）		口座等（通帳等の種類）	
		郵便局の所在地			
		通帳等（1～18桁）	1 × × × 0 － 1 × × × × × ×		

記号番号（5桁）　番号部分（2～8桁）

貯金総合口座の記号番号のみを書いてください。

○ゆうちょ銀行各店舗又は郵便局の窓口での受取りを希望する場合

相続時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合			
フリガナ			銀行 ○○銀行 信金・農協		本店 ○○支店 出張所・支所
氏名		預金種目 ○で囲む 当座 普通 貯蓄 その他（ ）		口座番号	
		郵便局名等（通帳等の記号番号）		口座等（通帳等の種類）	
		郵便局の所在地			
		通帳等（1～18桁）		ゆうちょ銀行口座等 支店　○○銀行	

受取りに行かれる郵便局名等を書いてください。

改　正　前

還付される税額の受取場所の書き方

還付申告（※1）の方は、申告書第1表の付表2「還付される税額の受取場所」を、次の記載例にしたがって記入してください。
なお、還付金の受取りには預貯金口座（相続時精算課税適用者等（※2）ご本人名義の口座に限ります。）への振込みをご利用ください。

※1　還付申告とは、申告書第1表のその人の「還付される税額」（又は第1表の付表1のBのその人の「還付される税額」）欄に金額の記載がある場合をいいます。
※2　相続時精算課税適用者等とは、相続時精算課税適用者又は相続税法第21条の17若しくは第21条の18の規定により相続税を納税した相続時精算課税適用者の前提に関する税額を承継した人をいいます。

《記載例》

○銀行等の口座への振込みを希望する場合

相続時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合			
フリガナ		○ ○	銀行 ○○銀行 信金・農協	△ △	本店 ○○支店 出張所・支所
氏名		預金種目 ○で囲む 当座 普通 貯蓄 その他（ ）		口座番号 × × × × × ×	
		郵便局名等（通帳等の記号番号）		口座等（通帳等の種類）	
		郵便局の所在地			

該当する預金種類（総合口座の場合には「普通」）に○印を付けてください。
口座番号欄には、口座番号のみを左詰めで書いてください。

○ゆうちょ銀行の口座への振込みを希望する場合

相続時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合			
フリガナ			銀行 ○○銀行 信金・農協		本店 ○○支店 出張所・支所
氏名		預金種目 ○で囲む 当座 普通 貯蓄 その他（ ）		口座番号	
		郵便局名等（通帳等の記号番号）		口座等（通帳等の種類）	
		郵便局の所在地			
		通帳等（1～18桁）	1 × × × 0 － 1 × × × × × ×		

記号番号（5桁）　番号部分（2～8桁）

貯金総合口座の記号番号のみを書いてください。

○ゆうちょ銀行各店舗又は郵便局の窓口での受取りを希望する場合

相続時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合			
フリガナ			銀行 ○○銀行 信金・農協		本店 ○○支店 出張所・支所
氏名		預金種目 ○で囲む 当座 普通 貯蓄 その他（ ）		口座番号	
		郵便局名等（通帳等の記号番号）		口座等（通帳等の種類）	
		郵便局の所在地			
		通帳等（1～18桁）		ゆうちょ銀行口座等 支店　○○銀行	

受取りに行かれる郵便局名等のみを書いてください。

改　正　後

受益者等が存しない信託等に係る相続税額の計算明細書

被相続人

この明細書は、相続税法第9条の4第1項又は第2項に規定する受託者が相続税の申告等を提出する場合に作成します。
なお、この明細書の書きかた等については、裏面をご覧ください。

受託者の名称又は氏名（法人番号等）　（　　）

1　信託の明細

番号	信託の名称	管理者等の名称及び所在地
1		
2		
3		

2　信託に関する権利の明細

番号	種類	細目	利用区分、銘柄等	所在場所等	数量	単位	価額	外国税額控除額
					国税庁長官指定 / 倍数	倍数	円	円
信託に関する権利の価額の合計額等							㊀	㊁

（注）1　「番号」欄は、記載する資産が属する信託財産の上記「1　信託の明細」の「番号」を記入します。
2　この明細は、相続税の申告書第11表に準じて記入してください。
3　「価額」欄は、当該資産の価額（信託財産に関する負債がある場合は、その信託財産に属する資産の価額の合計額を負債として当該資産から控除した金額）を記入します。なお、当該信託財産に属する負債は、相続税申告書第13表（債務及び葬式費用の明細書）には記載しないでください。
4　上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に信託に関する権利の明細を記載して添付してください。

3　相続税額等の計算

㊂ 相続税の課税価格（相続税申告書第1表又は第1表（続）の受託者の欄又は合計の金額）	㊃ 相続税額の2割加算額（相続税申告書第1表又は第1表（続）の受託者の欄の金額）	㊄ 外国税額控除額（税額の金額）	㊅ （㊂＋㊃－㊄）の金額
円	円	円	円

法人税及び事業税等の額の差となる税額の計算

㊆ 信託に関する権利の価額の合計額（㊀欄の金額）	事業税等差額計算用所得額		㊇ 法人税及び事業税等の額の差となる価額（㊆－㊇）	㊈ ㊇の金額に基づく法人税の額
	㊇ ㊆の金額に基づく事業税の額	㊉ ㊆の金額に基づく地方法人特別税の額		
円	円	円	円	円

㊋ ㊈の金額に基づく事業税の額	㊌ ㊈の金額に基づく地方法人特別税の額	㊍ ㊈の金額に基づく道府県民税の額	㊎ ㊈の金額に基づく市町村民税の額
円	円	円	円

㊏ 法人税等相当額（㊈＋㊋＋㊌＋㊍＋㊎）	㊐ （㊅＋㊏－㊇）の金額	㊑ 中間申告税額（申告期限までに納付すべき税額（㊐－㊀））
円	円	円

（注）1　㊋又は㊏の各欄は、㊂又は㊃の各欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして地方税法の規定を適用して計算した「事業税の額」を記入します。
2　㊌又は㊐の各欄は、㊂又は㊃の各欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定を適用して計算した「地方法人特別税の額」を記入します。
3　㊍欄は、㊈欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして法人税法の規定を適用して計算した「法人税の額」を記入します。
4　㊎又は㊏の各欄は、㊍欄の「法人税の額」を基に地方税法の規定を適用して計算した「道府県民税の額」又は「市町村民税」の額を記入します。
5　㊑欄の金額を相続税申告書第1表又は第1表（続）の受託者の欄に転記します。㊑欄の金額（㊐－㊀）がマイナスとなるときは「0」と記入します。

4　信託財産責任負担債務の額の計算

番号	㊒ 債務の金額	㊓ 債務のうち各相続人ごとの税額の合計額	㊔ （㊒×㊂÷㊅）の金額	㊕ 各相続人に関する債務に係る相続税額控除額	㊖ 信託財産責任負担債務の額（㊔－㊕）
	円	円	円	円	円
信託財産責任負担債務の額の合計額					

（注）1　この欄は、相続税法施行規則第1条の10第4項の規定により一の者の相続税として計算される場合において、この明細書を提出する受託者が受託した各信託に属する権利に係る信託財産責任負担債務の額を記入します（「信託財産責任負担債務」とは、信託法第2条第9項に規定する信託財産責任負担債務をいいます。）。
2　「番号」欄は、記載する信託財産が属する信託の「1　信託の明細」欄の番号を記入します。
3　㊒欄は、各信託のうち受託者が相続税の申告を行うべき信託について、「番号」欄に記載した番号ごとに対応する、「2　信託に関する権利の明細」欄の信託財産に属する債務の金額（信託財産に属する負債がある場合は、その信託財産に属する債務の金額の合計額を負債として当該負債を控除した金額）の合計額を記入します。
4　㊕欄は、各信託のうち受託者が相続税の申告を行うべき信託について、「番号」欄に記載した番号ごとに対応する外国税額控除額を記入します。
5　㊖欄の金額（㊔－㊕）がマイナスとなるときは「0」と記入します。
6　上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に「信託財産責任負担債務の額の計算」を記載して添付してください。

第1表の付表3（平22.4）　（第4－95－A4統一）

第1表の付表3（平成21年4月分以降用）

改　正　前

（新規）

改　正　後	改　正　前
書　き　か　た　等 この明細書は、相続税法第９条の４第１項又は第２項に規定する受託者が相続税の申告書を提出する場合に作成します。なお、この明細書は、相続税の申告書に添付して提出してください。 各欄の記載については、表題の各欄の（注）にしたがって記入してください。また、次の欄は次により記入してください。 １　「受託者の名称又は氏名」欄には、受託者の名称又は氏名を記入してください。 ２　「１　信託の明細」には、この明細書を提出する受託者が相続税の申告を行うべき受益者等が存しない信託（相続税法第９条の４第１項又は第２項の規定により被相続人から遺贈により取得したものとみなされる信託に関する権利をいいます。以下同じ。）について一の信託契約ごとに記入してください。 なお、「所在地」欄には、信託の受託をした営業所、事務所その他これらに準ずるものの名称及び所在地を記入してください。 ３　「２　信託に関する権利の明細」には、「１　信託の明細」に記載した受益者等が存しない信託について、信託財産に係る資産の明細を記入してください。 なお、外国税額控除額は、「１　信託の明細」に記載した信託契約に係る信託財産に属する資産を記入した欄のいずれかにまとめて記入してください。 ４　「３　相続税額等の計算」では、相続税額等から控除する、法人税、非課税等の額を計算し、申告納税額（申告期限までに納付すべき税額）を算出します。 なお、「⑩」欄の金額を相続税の申告書第１表又は第１表（続）の⑩欄に転記します。 ５　「４　信託財産責任負担債務の額の計算」では、相続税額が相続税法施行令第１条の10第４項の規定により一の者の相続税として計算される場合において、各信託に係る信託財産責任負担債務の額を計算します。 ６　相続税法第９条の４第１項又は第２項の規定により相続税の申告をする受託者が、当該信託の信託に係る被相続人の相続人である場合には、当該信託に係る被相続人から遺贈により取得したとみなされる信託に関する権利に係る受託者の数は、相続税法第15条第２項（（遺贈に係る基礎控除））の相続人の数に算入しません。 ７　相続税法第９条の４第１項又は第２項の規定により相続税の申告をする受託者が、相続税法第18条に規定する当該相続等に係る被相続人の一親等の血族（当該被相続人の直系卑属が相続開始前に死亡している場合又は相続権を失った場合には、代襲して相続人となった当該被相続人の直系卑属を含む。）及び配偶者以外の者である場合には、相続税法第17条の規定により算出した相続税に対し、相続税法第18条に規定する相続税額の加算を行う必要があります。 （平22.4）	（新規）

改　正　後

人格のない社団又は財団に課される相続税額の計算明細書

第1表の付表4（平成21年1月分以降用）

被相続人	
人格のない社団又は財団の名称 （法人整理番号）	（　　）

この明細書は、相続税法第66条第1項に規定する代表者又は管理者の定めのある人格のない社団又は財団が遺贈により取得した財産に係る相続税の申告書を提出する場合に作成します。
なお、この明細書の書きかた等については、裏面をご覧ください。

1　遺贈により取得した財産の明細等

番号	種類	細目	利用区分、銘柄等	所在場所等	数量 固定資産税評価額	単価 倍数	価額
1							円
2							
3							
4							
5							

└ 遺贈により取得した財産のうち、その財産の価額が法人税法の規定により事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産については、番号を○で囲んでください。

合計額	①
上記に記載した財産の価額のうち法人税法の規定による事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産の価額の合計額	② 円

2　相続税額から控除する法人税等に相当する額の計算

③ 法人税法の規定により益金の額に算入される遺贈により取得した財産の価額の合計額（第2表の金額）	④ ③の金額に基づく事業税の所得割の額	⑤ ③の金額に基づく地方法人税額の額	⑥ 事業税等所得割額（④＋⑤）
円	円	円	円
⑦ 法人税及び事業税等の額の差となる額（③－②）	⑧ ⑦の金額に基づく法人税の額	⑨ ⑦の金額に基づく事業税の所得割の額	⑩ ⑨の金額に基づく地方法人税額の額
円	円	円	円
⑪ ⑧の金額に基づく都道府県民税の法人税割の額	⑫ ⑧の金額に基づく市町村民税の法人税割の額	⑬ 法人税等に相当する額（⑥＋⑩＋⑪＋⑫）	
円	円	円	

3　相続税額から控除する法人税等に相当する額の限度額の計算

⑭ 相続税の税額控除額（相続税申告書第1表又は第1表（続）の⑳の金額）	⑮ 法人税法の規定により益金の額に算入される遺贈により取得した財産に対応する税額控除額（⑭×③÷①）	⑯ 法人税等に相当する額（⑬の金額）	⑰ 限度額（⑮の金額と⑯の金額とのうちいずれか少ない方の金額）
円	円	円	円

4　申告特例額（納付すべき税額）の計算

⑱ 相続税の税額控除額（相続税申告書第1表又は第1表（続）の⑳の金額）	⑲ 相続税額から控除する法人税等に相当する額（⑰の金額）	⑳ 申告特例額（納付すべき税額）（⑱－⑲）	（注）⑳の金額を人格のない社団又は財団の相続税申告書第1表又は第1表（続）の㉑欄に転記します。
円	円	円	

第1表の付表4（平24）

（第4－20－1－4－A4縦－）

改　正　前

（新規）

改　正　後	改　正　前
書　き　か　た　等 この明細書は、相続税法第 66 条第 1項に規定する代表者又は管理者の定めのある人格のない社団又は財団（以下「人格のない社団等」といいます。）が遺贈により取得した財産に係る相続税の申告書を提出する場合に作成します。なお、この明細書は、相続税の申告書に準拠して使用してください。 1 「人格のない社団又は財団の名称」欄には、遺贈により財産を取得した人格のない社団等の名称を記入してください。 2 「1　遺贈により取得した財産の明細等」の「種類」、「細目」、「利用区分、銘柄等」、「所在場所等」、「数量」、「固定資産税評価額」、「単価」、「倍数」及び「価額」欄は、相続税申告書第 11 表に準じて記入してください。 なお、遺贈により取得した財産のうちに、その財産の価額が法人税法の規定により人格のない社団等の事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産については、番号を○で囲んでください。 3 「2　相続税額から控除する法人税等に相当する額の計算」は、相続税額から控除する法人税、事業税等の額を次により計算して記入してください。 (1) 「㊷」及び「㊸」欄には、「㊱」欄の金額を人格のない社団等の事業年度の所得とみなして地方税法の規定を適用して計算した「事業税の所得割の額」及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定を適用して計算した「地方法人特別税の額」を記入します。 (2) 「㊹」並びに「㊺」及び「㊻」欄には、「㊱」欄の金額を人格のない社団等の事業年度の所得とみなして法人税法の規定を適用して計算した「法人税の額」並びに地方税法の規定を適用して計算した「事業税の所得割の額」及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定を適用して計算した「地方法人特別税の額」を記入します。 (3) 「㊼」及び「㊽」の欄には、「㊹」欄の金額を基に地方税法の規定を適用して計算した「道府県民税の法人税割の額」及び「市町村民税の法人税割の額」を記入します。 4 「3　相続税額から控除する法人税等に相当する額の限度額の計算」では、相続税額から控除する法人税等に相当する額の限度額を計算します。 5 「4　申告納税額（納付すべき税額）の計算」では、申告納税額（納付すべき税額）を計算します。 「㊾」欄の金額を人格のない社団等の相続税申告書第 1表又は第 1表（続）の「㊾」欄に移記します。 （平23.6）	（新規）

改正後

相続税の総額の計算書

被相続人

第2表（平成21年4月分以降用）

この表は、第1表及び第3表の「相続税の総額」の計算のために使用します。
なお、被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいない場合は、この表の㊷欄及び㊸欄並びに㊹欄から㊿欄までは記入する必要がありません。

① 課税価格の合計額	② 遺産に係る基礎控除額	③ 課税遺産総額
㊀（第1表㊀）円 .000	5,000万円＋（1,000万円×［法定相続人の数］人）＝ ㊁ 円	㊂（㊀－㊁）円 .000
㊃（第1表㊃）.000	㊁の人数及び㊁の金額を第1表㊄へ移記します。	㊄（㊂－㊁）.000

④ 法定相続人（注）1参照		⑤ 左の法定相続人に応じた法定相続分	第1表の「相続税の総額㊅」の計算		第3表の「相続税の総額㊇」の計算	
氏名	被相続人との続柄		㊆ 法定相続分に応ずる取得金額（㊀×㊄）（1,000円未満切捨て）	㊇ 相続税の総額の基となる税額（下の「速算表」で計算します。）	㊈ 法定相続分に応ずる取得金額（㊀×㊄）（1,000円未満切捨て）	㊉ 相続税の総額の基となる税額（下の「速算表」で計算します。）
			円 .000	円	円 .000	円
			.000		.000	
			.000		.000	
			.000		.000	
			.000		.000	
			.000		.000	
			.000		.000	
			.000		.000	
			.000		.000	
法定相続人の数	人	合計 1	㊋ 相続税の総額（㊆の合計額）（100円未満切捨て）	00	㊌ 相続税の総額（㊈の合計額）（100円未満切捨て）	00

（注）1 ㊋欄の記入に当たっては、被相続人に養子がある場合や相続の放棄があった場合には、「相続税の申告のしかた」をご覧ください。
2 ㊆欄の金額を第1表㊅欄へ移記します。財産を取得した人のうち農業相続人がいる場合は、㊋欄の金額を第1表㊇欄へ移記するとともに、㊌欄の金額を第3表㊉欄へ移記します。

相続税の速算表

法定相続分に応ずる取得金額	10,000千円以下	30,000千円以下	50,000千円以下	100,000千円以下	300,000千円以下	300,000千円超
税率	10%	15%	20%	30%	40%	50%
控除額	－ 千円	500千円	2,000千円	7,000千円	17,000千円	47,000千円

この速算表の使用方法は、次のとおりです。
㊆欄の金額×税率－控除額＝㊇欄の税額　　㊈欄の金額×税率－控除額＝㊉欄の税額
例えば、㊈欄の金額30,000千円に対する税額（㊉欄）は、30,000千円×15%－500千円＝4,000千円です。

○連帯納付義務について
相続税の納税については、各相続人等が相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与により受けた利益の税額を限度として、お互に連帯して納付しなければならない義務があります。
（民法第896条、第900条～第902条）

第2表（平22）

改正前

相続税の総額の計算書

被相続人

第2表（平成十八年分以降用）

この表は、第1表及び第3表の「相続税の総額」の計算のために使用します。
なお、被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいない場合は、この表の㊷欄及び㊸欄並びに㊹欄から㊿欄までは記入する必要がありません。

① 課税価格の合計額	② 遺産に係る基礎控除額	③ 課税遺産総額
㊀（第1表㊀）円 .000	5,000万円＋（1,000万円×［法定相続人の数］人）＝ ㊁ 円	㊂（㊀－㊁）円 .000
㊃（第1表㊃）.000	㊁の人数及び㊁の金額を第1表㊄へ移記します。	㊄（㊂－㊁）.000

④ 法定相続人（注）1参照		⑤ 左の法定相続人に応じた法定相続分	第1表の「相続税の総額㊅」の計算		第3表の「相続税の総額㊇」の計算	
氏名	被相続人との続柄		㊆ 法定相続分に応ずる取得金額（㊀×㊄）（1,000円未満切捨て）	㊇ 相続税の総額の基となる税額（下の「速算表」で計算します。）	㊈ 法定相続分に応ずる取得金額（㊀×㊄）（1,000円未満切捨て）	㊉ 相続税の総額の基となる税額（下の「速算表」で計算します。）
			円 .000	円	円 .000	円
			.000		.000	
			.000		.000	
			.000		.000	
			.000		.000	
			.000		.000	
			.000		.000	
			.000		.000	
			.000		.000	
法定相続人の数	人	合計 1	㊋ 相続税の総額（㊆の合計額）（100円未満切捨て）	00	㊌ 相続税の総額（㊈の合計額）（100円未満切捨て）	00

（注）1 ㊋欄の記入に当たっては、被相続人に養子がある場合や相続の放棄があった場合には、「相続税の申告のしかた」をご覧ください。
2 ㊆欄の金額を第1表㊅欄へ移記します。財産を取得した人のうち農業相続人がいる場合は、㊋欄の金額を第1表㊇欄へ移記するとともに、㊌欄の金額を第3表㊉欄へ移記します。

相続税の速算表

法定相続分に応ずる取得金額	10,000千円以下	30,000千円以下	50,000千円以下	100,000千円以下	300,000千円以下	300,000千円超
税率	10%	15%	20%	30%	40%	50%
控除額	－ 千円	500千円	2,000千円	7,000千円	17,000千円	47,000千円

この速算表の使用方法は、次のとおりです。
㊆欄の金額×税率－控除額＝㊇欄の税額　　㊈欄の金額×税率－控除額＝㊉欄の税額
例えば、㊈欄の金額30,000千円に対する税額（㊉欄）は、30,000千円×15%－500千円＝4,000千円です。

○連帯納付義務について
相続税の納税については、各相続人等が相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与により受けた利益の税額を限度として、お互に連帯して納付しなければならない義務があります。
（民法第896条、第900条～第902条）

第2表（平22）

改　正　後

財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合の各人の算出税額の計算書

被相続人

第3表（平成21年4月分以降用）

私は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての相続税の納税猶予の適用を受けます。

相続税の納税猶予の適用を受ける農業相続人の氏名

（　歳）　（　歳）　（　歳）

被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合には、特例農地等については農業投資価格によって課税財産の価額を計算することになりますので、その被相続人から財産を取得したすべての人は、この表によって各人の算出税額を計算します。

財産を取得した人の氏名			（各人の合計）			
課税価格の計算 取得財産の種類	農業相続人（第12表㊀）	①	円	円	円	円
	その他の人（第1表㊀+第1表㊁）	②				
	債務及び葬式費用の金額（第1表㊂）	③				
	純資産価額（①−②）又は（①−③）（マイナスのときは0）	④				
	相続税額に加算される贈与税分の贈与税額控除（第1表㊃）	⑤				
	課税価格（④+⑤）（1,000円未満切捨て）	⑥	⑥ ,000	,000	,000	,000
各人の算出税額の計算	相続税の総額（第2表㊀）	⑦	00			
	あん分割合（各人の⑥／⑥）	⑧	1.00			
	算出税額（⑦×各人の⑧）	⑨	円	円	円	円
	農業相続人の納税猶予の基となる税額 相続税の総額の差額	⑩	00	（第1表の㊀の金額）00円 −	（⑩の表の㊀の金額）00円	
	農業投資価格を基礎とした税額（第12表㊁）	⑪	⑪			
	各人へのあん分割合（⑧×各人の⑪÷⑪）	⑫				
	各人の算出税額（⑨+⑫）	⑬				

財産を取得した人の氏名						
課税価格の計算 取得財産の種類	農業相続人（第12表㊀）	①	円	円	円	円
	その他の人（第1表㊀+第1表㊁）	②				
	債務及び葬式費用の金額（第1表㊂）	③				
	純資産価額（①−②）又は（①−③）（マイナスのときは0）	④				
	相続税額に加算される贈与税分の贈与税額控除（第1表㊃）	⑤				
	課税価格（④+⑤）（1,000円未満切捨て）	⑥	,000	,000	,000	,000
各人の算出税額の計算	相続税の総額（第2表㊀）	⑦				
	あん分割合（各人の⑥／⑥）	⑧				
	算出税額（⑦×各人の⑧）	⑨	円	円	円	円
	農業相続人の納税猶予の基となる税額 相続税の総額の差額	⑩				
	農業投資価格を基礎とした税額（第12表㊁）	⑪				
	各人へのあん分割合（⑧×各人の⑪÷⑪）	⑫				
	各人の算出税額（⑨+⑫）	⑬				

（注）1　「各人の算出税額の計算」の「農業相続人の納税猶予の基となる税額」欄は、農業相続人だけが記入します。
2　各人の⑥欄の金額を第1表のその人の「算出税額欄」欄に転記します。

第3表（平22.4）　（資4－20－4－A4統一）

改　正　前

財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合の各人の算出税額の計算書

被相続人

第3表（平成十六年分以降用）

私は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての相続税の納税猶予の適用を受けます。

相続税の納税猶予の適用を受ける農業相続人の氏名

（　歳）　（　歳）　（　歳）

被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合には、特例農地等については農業投資価格によって課税財産の価額を計算することになりますので、その被相続人から財産を取得したすべての人は、この表によって各人の算出税額を計算します。

財産を取得した人の氏名			（各人の合計）			
課税価格の計算 取得財産の種類	農業相続人（第12表㊀）	①	円	円	円	円
	その他の人（第1表㊀+第1表㊁）	②				
	債務及び葬式費用の金額（第1表㊂）	③				
	純資産価額（①−②）又は（①−③）（マイナスのときは0）	④				
	相続税額に加算される贈与税分の贈与税額控除（第1表㊃）	⑤				
	課税価格（④+⑤）（1,000円未満切捨て）	⑥	⑥ ,000	,000	,000	,000
各人の算出税額の計算	相続税の総額（第2表㊀）	⑦	00			
	あん分割合（各人の⑥／⑥）	⑧	1.00			
	算出税額（⑦×各人の⑧）	⑨	円	円	円	円
	農業相続人の納税猶予の基となる税額 相続税の総額の差額	⑩	00	（第1表の㊀の金額）00円 −	（⑩の表の㊀の金額）00円	
	農業投資価格を基礎とした税額（第12表㊁）	⑪	⑪			
	各人へのあん分割合（⑧×各人の⑪÷⑪）	⑫				
	各人の算出税額（⑨+⑫）	⑬				

財産を取得した人の氏名						
課税価格の計算 取得財産の種類	農業相続人（第12表㊀）	①	円	円	円	円
	その他の人（第1表㊀+第1表㊁）	②				
	債務及び葬式費用の金額（第1表㊂）	③				
	純資産価額（①−②）又は（①−③）（マイナスのときは0）	④				
	相続税額に加算される贈与税分の贈与税額控除（第1表㊃）	⑤				
	課税価格（④+⑤）（1,000円未満切捨て）	⑥	,000	,000	,000	,000
各人の算出税額の計算	相続税の総額（第2表㊀）	⑦				
	あん分割合（各人の⑥／⑥）	⑧				
	算出税額（⑦×各人の⑧）	⑨	円	円	円	円
	農業相続人の納税猶予の基となる税額 相続税の総額の差額	⑩				
	農業投資価格を基礎とした税額（第12表㊁）	⑪				
	各人へのあん分割合（⑧×各人の⑪÷⑪）	⑫				
	各人の算出税額（⑨+⑫）	⑬				

（注）1　「各人の算出税額の計算」の「農業相続人の納税猶予の基となる税額」欄は、農業相続人だけが記入します。
2　各人の⑥欄の金額を第1表のその人の「算出税額欄」欄に転記します。

第3表（平16.5）　（資4－20－4－A4統一）

改　正　後

相続税額の加算金額の計算書
暦年課税分の贈与税額控除額の計算書

被相続人

第4表（平成27年4月分以降用）

1　相続税額の加算金額の計算書

この表は、相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに、被相続人の一親等の血族（代襲して相続人となった孫を含みます。）及び配偶者以外の人がいる場合に記入します。

(注) 一親等の血族であっても相続税額の加算の対象とならない場合があります。詳しくは「相続税の申告のしかた」をご覧ください。

加算の対象となる人の氏名					
各人の課税価格等の相続税額（第1表又は第1表の2の金額）	①	円	円	円	円
相続税額の2割相当額が加算されるもの	相続人（代襲相続人を含みます。）及び被相続人からみて孫（相続税法第18条第2項により相続税額の2割相当額を加算します。）	②	円	円	円	円
暦年課税分の贈与税額控除額を控除されるもの	贈与税の申告書に添付された暦年課税分の贈与税額控除額の計算書（第4表）の「贈与税額控除額」欄の金額	③				
相続税額の加算金額（第1人のみ記入）	第1人のみ記入する。（第1表の「相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額」欄に転記します。）	④				
相続税額の加算金額 ②×③ (注) 上記④～⑥の金額がある場合には、(②－③)×0.2となります。		⑤	円	円	円	円

(注) 各人の算出額の金額を第1表のその人の「相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額」欄に転記します。

2　暦年課税分の贈与税額控除額の計算書

この表は、第4表の「1　相続税額の加算金額の計算書」の「相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額」欄に記入した金額のうち相続税の課税価格に加算されるものについて、贈与税が課税されている場合に記入します。

控除を受ける人の氏名					
相続開始の年の前年中に贈与税の申告書を提出した場合	相続開始の年の前年中に暦年課税に係る贈与によって取得した財産の価額の合計額（贈与税の申告書の「課税価格」欄の金額）	①	円	円	円	円
	①のうち相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した財産の価額の合計額（贈与税の申告書の「基礎控除額」欄の金額）	②				
	その年分の暦年課税分の贈与税額	③	00	00	00	00
	控除を受ける贈与税額（③×②÷①）	④				
	贈与税の申告書の提出先	/	税務署	税務署	税務署	税務署
相続開始の年の前々年分	相続開始の年の前々年中に暦年課税に係る贈与によって取得した財産の価額の合計額（贈与税の申告書の「課税価格」欄の金額）	⑤	円	円	円	円
	⑤のうち相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した財産の価額の合計額（贈与税の申告書の「基礎控除額」欄の金額）	⑥				
	その年分の暦年課税分の贈与税額	⑦	00	00	00	00
	控除を受ける贈与税額（⑦×⑥÷⑤）	⑧				
	贈与税の申告書の提出先	/	税務署	税務署	税務署	税務署
相続開始の年の前々々年分	相続開始の年の前々々年中に暦年課税に係る贈与によって取得した財産の価額の合計額（贈与税の申告書の「課税価格」欄の金額）	⑨	円	円	円	円
	⑨のうち相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した財産の価額の合計額（贈与税の申告書の「基礎控除額」欄の金額）	⑩				
	その年分の暦年課税分の贈与税額	⑪	00	00	00	00
	控除を受ける贈与税額（⑪×⑩÷⑨）	⑫				
	贈与税の申告書の提出先	/	税務署	税務署	税務署	税務署
暦年課税分の贈与税額控除額（⑧＋⑫＋⑥）		⑬	円	円	円	円

(注) 各人の税額の金額を第1表のその人の「暦年課税分の贈与税額控除額」欄に転記します。

第4表（平成27）　（財4－20－5－A4横－3）

改　正　前

相続税額の加算金額の計算書
暦年課税分の贈与税額控除額の計算書

被相続人

第4表（平成十六年分以降用）

1　相続税額の加算金額の計算書

この表は、相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに、被相続人の一親等の血族（代襲して相続人となった孫を含みます。）及び配偶者以外の人がいる場合に記入します。

(注) 一親等の血族であっても相続税額の加算の対象となる場合があります。詳しくは「相続税の申告のしかた」をご覧ください。

加算の対象となる人の氏名					
各人の課税価格等の相続税額（第1表又は第1表の2の金額）	①	円	円	円	円
相続税額の2割相当額が加算されるもの	相続人（代襲相続人を含みます。）及び被相続人からみて孫（相続税法第18条第2項により相続税額の2割相当額を加算します。）	②	円	円	円	円
暦年課税分の贈与税額控除額を控除されるもの	贈与税の申告書に添付された暦年課税分の贈与税額控除額の計算書（第4表）の「贈与税額控除額」欄の金額	③				
相続税額の加算金額（第1人のみ記入）	第1人のみ記入する。（第1表の「相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額」欄に転記します。）	④				
相続税額の加算金額 ②×③ (注) 上記④～⑥の金額がある場合には、(②－③)×0.2となります。		⑤	円	円	円	円

(注) 各人の税額の金額を第1表のその人の「相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額」欄に転記します。

2　暦年課税分の贈与税額控除額の計算書

この表は、第4表の「1　相続税額の加算金額の計算書」の「相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額」欄に記入した金額のうち相続税の課税価格に加算されるものについて、贈与税が課税されている場合に記入します。

控除を受ける人の氏名					
相続開始の年の前年中に贈与税の申告書を提出した場合	相続開始の年の前年中に暦年課税に係る贈与によって取得した財産の価額の合計額（贈与税の申告書の「課税価格」欄の金額）	①	円	円	円	円
	①のうち相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した財産の価額の合計額（贈与税の申告書の「基礎控除額」欄の金額）	②				
	その年分の暦年課税分の贈与税額	③	00	00	00	00
	控除を受ける贈与税額（③×②÷①）	④				
	贈与税の申告書の提出先	/	税務署	税務署	税務署	税務署
相続開始の年の前々年分	相続開始の年の前々年中に暦年課税に係る贈与によって取得した財産の価額の合計額（贈与税の申告書の「課税価格」欄の金額）	⑤	円	円	円	円
	⑤のうち相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した財産の価額の合計額（贈与税の申告書の「基礎控除額」欄の金額）	⑥				
	その年分の暦年課税分の贈与税額	⑦	00	00	00	00
	控除を受ける贈与税額（⑦×⑥÷⑤）	⑧				
	贈与税の申告書の提出先	/	税務署	税務署	税務署	税務署
相続開始の年の前々々年分	相続開始の年の前々々年中に暦年課税に係る贈与によって取得した財産の価額の合計額（贈与税の申告書の「課税価格」欄の金額）	⑨	円	円	円	円
	⑨のうち相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した財産の価額の合計額（贈与税の申告書の「基礎控除額」欄の金額）	⑩				
	その年分の暦年課税分の贈与税額	⑪	00	00	00	00
	控除を受ける贈与税額（⑪×⑩÷⑨）	⑫				
	贈与税の申告書の提出先	/	税務署	税務署	税務署	税務署
暦年課税分の贈与税額控除額（⑧＋⑫＋⑥）		⑬	円	円	円	円

(注) 各人の税額の金額を第1表のその人の「暦年課税分の贈与税額控除額」欄に転記します。

第4表（平成16）　（財4－20－5－A4横－3）

改　正　後

配偶者の税額軽減額の計算書

被相続人

第5表（平成21年4月分以降用）

私は、相続税法第19条の2第1項の規定による配偶者の税額軽減の適用を受けます。

1　一般の場合（この表は、①被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに長男相続人がいない場合又は配偶者が農業相続人である場合に記入します。）

課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額	（第1表の㉑の金額）×（配偶者の法定相続分）＝ ＿＿＿円 ＿＿＿円	②額 円
	上記の金額が16,000万円に満たない場合には、16,000万円	

③配偶者の税額軽減額を計算する場合の課税価格	④分割財産の価額（第11表の配偶者の①の金額）	分割財産の価額から控除する債務及び葬式費用の金額			⑧純資産価額に加算される贈与財産価額（第1表の配偶者の㉓の金額）	⑨（④－⑦＋⑧）の金額（⑨の金額が3億円に満たないときは3億円）
		⑤債務及び葬式費用の金額（第1表の配偶者の㉔の金額）	⑥未分割財産の価額（第11表の配偶者の㉚の金額）	⑦（④－⑤－⑥）の金額（⑦の金額が⑨の金額より大きいときは⑨）		
	円	円	円	円	円	円

⑩相続税の総額（第1表の㉙の金額）	⑪⑨の金額と⑩の金額とのうちいずれか少ない方の金額	⑫課税価格の合計額（第1表の㉑の金額）	⑬配偶者の税額軽減額となる金額（⑩×⑪÷⑫）
円 00	円	円 000	円
配偶者の税額軽減額の限度額	（第1表の配偶者の㉑又は㉒の金額）－（第1表の配偶者の㉔の金額）（＿＿＿円 － ＿＿＿円）		⑭ 円
配偶者の税額軽減額	（⑬の金額と⑭の金額とのうちいずれか少ない方の金額）		⑮ 円

（注）⑮の金額を第1表の配偶者の「配偶者の税額軽減額」欄に転記します。

2　配偶者以外の人が農業相続人である場合（この表は、被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合で、かつ、その農業相続人が配偶者以外の場合に記入します。）

課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額	（第1表の㉑の金額）×（配偶者の法定相続分）＝ ＿＿＿円 ＿＿＿円	⑯額 円
	上記の金額が16,000万円に満たない場合には、16,000万円	

⑰配偶者の税額軽減額を計算する場合の課税価格	⑱分割財産の価額（第11表の配偶者の①の金額）	分割財産の価額から控除する債務及び葬式費用の金額			⑧純資産価額に加算される贈与財産価額（第1表の配偶者の㉓の金額）	⑨（⑱－⑦＋⑧）の金額（⑨の金額が3億円に満たないときは3億円）
		⑤債務及び葬式費用の金額（第1表の配偶者の㉔の金額）	⑥未分割財産の価額（第11表の配偶者の㉚の金額）	⑦（⑱－⑤－⑥）の金額（⑦の金額が⑨の金額より大きいときは⑨）		
	円	円	円	円	円	円

⑩相続税の総額（第3表の㉙の金額）	⑪⑨の金額と⑩の金額とのうちいずれか少ない方の金額	⑫課税価格の合計額（第3表の㉑の金額）	⑬配偶者の税額軽減額となる金額（⑩×⑪÷⑫）
円 00	円	円 000	円
配偶者の税額軽減額の限度額	（第1表の配偶者の㉑又は㉒の金額）－（第1表の配偶者の㉔の金額）		⑭ 円
配偶者の税額軽減額	（⑬の金額と⑭の金額とのうちいずれか少ない方の金額）		⑮ 円

（注）⑮の金額を第1表の配偶者の「配偶者の税額軽減額」欄に転記します。

※　相続税法第19条の2第5項規定により又は税務があった場合の配偶者の相続税額の軽減の不適用の規定の適用があるときには、「課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額」の（第1表の㉑の金額）、⑥、⑦、⑩、「課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額」の（第3表の㉑の金額）、⑫、⑬及び⑭の各欄は、第5表の付表で計算した金額を転記します。

第5表（平成21）　（令4－29－5－1－A4（改））

改　正　前

配偶者の税額軽減額の計算書

被相続人

第5表（平成十九年四月二日以降用）

私は、相続税法第19条の2第1項の規定による配偶者の税額軽減の適用を受けます。

1　一般の場合（この表は、①被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに長男相続人がいない場合又は配偶者が農業相続人である場合に記入します。）

課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額	（第1表の㉑の金額）×（配偶者の法定相続分）＝ ＿＿＿円 ＿＿＿円	②額 円
	上記の金額が16,000万円に満たない場合には、16,000万円	

③配偶者の税額軽減額を計算する場合の課税価格	④分割財産の価額（第11表の配偶者の①の金額）	分割財産の価額から控除する債務及び葬式費用の金額			⑧純資産価額に加算される贈与財産価額（第1表の配偶者の㉓の金額）	⑨（④－⑦＋⑧）の金額（⑨の金額が3億円に満たないときは3億円）
		⑤債務及び葬式費用の金額（第1表の配偶者の㉔の金額）	⑥未分割財産の価額（第11表の配偶者の㉚の金額）	⑦（④－⑤－⑥）の金額（⑦の金額が⑨の金額より大きいときは⑨）		
	円	円	円	円	円	円

⑩相続税の総額（第1表の㉙の金額）	⑪⑨の金額と⑩の金額とのうちいずれか少ない方の金額	⑫課税価格の合計額（第1表の㉑の金額）	⑬配偶者の税額軽減額となる金額（⑩×⑪÷⑫）
円 00	円	円 000	円
配偶者の税額軽減額の限度額	（第1表の配偶者の㉑又は㉒の金額）－（第1表の配偶者の㉔の金額）（＿＿＿円 － ＿＿＿円）		⑭ 円
配偶者の税額軽減額	（⑬の金額と⑭の金額とのうちいずれか少ない方の金額）		⑮ 円

（注）⑮の金額を第1表の配偶者の「配偶者の税額軽減額」欄に転記します。

2　配偶者以外の人が農業相続人である場合（この表は、被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合で、かつ、その農業相続人が配偶者以外の場合に記入します。）

課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額	（第1表の㉑の金額）×（配偶者の法定相続分）＝ ＿＿＿円 ＿＿＿円	⑯額 円
	上記の金額が16,000万円に満たない場合には、16,000万円	

⑰配偶者の税額軽減額を計算する場合の課税価格	⑱分割財産の価額（第11表の配偶者の①の金額）	分割財産の価額から控除する債務及び葬式費用の金額			⑧純資産価額に加算される贈与財産価額（第1表の配偶者の㉓の金額）	⑨（⑱－⑦＋⑧）の金額（⑨の金額が3億円に満たないときは3億円の金額）
		⑤債務及び葬式費用の金額（第1表の配偶者の㉔の金額）	⑥未分割財産の価額（第11表の配偶者の㉚の金額）	⑦（⑱－⑤－⑥）の金額（⑦の金額が⑨の金額より大きいときは⑨）		
	円	円	円	円	円	円

⑩相続税の総額（第3表の㉙の金額）	⑪⑨の金額と⑩の金額とのうちいずれか少ない方の金額	⑫課税価格の合計額（第3表の㉑の金額）	⑬配偶者の税額軽減額となる金額（⑩×⑪÷⑫）
円 00	円	円 000	円
配偶者の税額軽減額の限度額	（第1表の配偶者の㉑又は㉒の金額）－（第1表の配偶者の㉔の金額）（＿＿＿円 － ＿＿＿円）		⑭ 円
配偶者の税額軽減額	（⑬の金額と⑭の金額とのうちいずれか少ない方の金額）		⑮ 円

（注）⑮の金額を第1表の配偶者の「配偶者の税額軽減額」欄に転記します。

※　相続税法第19条の2第5項規定により又は税務があった場合の配偶者の相続税額の軽減の不適用の規定の適用があるときには、「課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額」の（第1表の㉑の金額）、⑥、⑦、⑩、「課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額」の（第3表の㉑の金額）、⑫、⑬及び⑭の各欄は、第5表の付表で計算した金額を転記します。

第5表（平成21）　（令4－29－5－1－A4（改））

改正後

未成年者控除額 障害者控除額の計算書

被相続人

第6表（平成22年分以降用）

1 未成年者控除（この表は、相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した法定相続人のうちに、満20歳にならない人がいる場合に記入します。）

未成年者の氏名						計
年齢（1年未満切捨て） ①	歳	歳	歳	歳		
未成年者控除額 ②	6万円×(20歳－　歳)＝0,000円	6万円×(20歳－　歳)＝0,000円	6万円×(20歳－　歳)＝0,000円	6万円×(20歳－　歳)＝0,000円		円 0,000
未成年者の第1表の㊱・㊲・㊳・㊴又は㊵・㊶・㊷・㊸の税額控除額 ③	円	円	円	円		円

（注）1 過去に未成年者控除の適用を受けた人は、②欄の控除額に制限がありますので、「相続税の申告のしかた」をご覧ください。
2 ②欄の金額と③欄の金額のいずれか少ない方の金額を、第1表のその未成年者の「未成年者控除額㊷」欄に転記します。
3 ②欄の金額が③欄の金額を超える人は、その超える金額（②－③の金額）を次の④欄に記入します。

控除しきれない金額（②－③） ④	円	円	円	円	計 ㊷	円

（扶養義務者の相続税額から控除する未成年者控除額）
④欄の金額は、未成年者の扶養義務者の相続税額から控除することができますから、その金額を扶養義務者間で協議の上、適宜配分し、次の⑤欄に記入します。

扶養義務者の氏名						計
扶養義務者の第1表の㊱・㊲・㊳・㊴又は㊵・㊶・㊷・㊸の税額控除額 ⑤	円	円	円	円		円
未成年者控除額 ⑥						

（注）各人の⑥欄の金額を未成年者控除を受ける扶養義務者の第1表の「未成年者控除額㊷」欄に転記します。

2 障害者控除（この表は、相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した法定相続人のうちに、一般障害者又は特別障害者がいる場合に記入します。）

	一般障害者		特別障害者		計
障害者の氏名					
年齢（1年未満切捨て） ①	歳	歳	歳	歳	
障害者控除額 ②	6万円×(85歳－　歳)＝0,000円	6万円×(85歳－　歳)＝0,000円	12万円×(85歳－　歳)＝0,000円	12万円×(85歳－　歳)＝0,000円	円 0,000
障害者の第1表の㊱・㊲・㊳・㊴又は㊵・㊶・㊷・㊸の税額控除額 ③	円	円	円	円	円

（注）1 ②欄の金額は、「年齢」には相続開始の日が平成22年3月31日以前の場合には「75」を、相続開始の日が平成22年4月1日以降の場合には「85」を記入のこと。
2 過去に障害者控除の適用を受けた人の控除額は、②欄により計算した金額とは異なりますので税務署に相談ください。
3 ②欄の金額と③欄の金額のいずれか少ない方の金額を、第1表のその障害者の「障害者控除額㊹」欄に転記します。
4 ②欄の金額が③欄の金額を超える人は、その超える金額（②－③の金額）を次の④欄に記入します。

控除しきれない金額（②－③） ④	円	円	円	円	計 ㊹	円

（扶養義務者の相続税額から控除する障害者控除額）
④欄の金額は、障害者の扶養義務者の相続税額から控除することができますから、その金額を扶養義務者間で協議の上、適宜配分し、次の⑤欄に記入します。

扶養義務者の氏名						計
扶養義務者の第1表の㊱・㊲・㊳・㊴又は㊵・㊶・㊷・㊸の税額控除額 ⑤	円	円	円	円		円
障害者控除額 ⑥						

（注）各人の⑥欄の金額を障害者控除を受ける扶養義務者の第1表の「障害者控除額㊺」欄に転記します。

第6表（平22.4）　（資4－20－7－A4統一）

改正前

未成年者控除額 障害者控除額の計算書

被相続人

第5表（平成十六年分以降用）

1 未成年者控除（この表は、相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した法定相続人のうちに、満20歳にならない人がいる場合に記入します。）

未成年者の氏名						計
年齢（1年未満切捨て） ①	歳	歳	歳	歳		
未成年者控除額 ②	6万円×(20歳－　歳)＝0,000円	6万円×(20歳－　歳)＝0,000円	6万円×(20歳－　歳)＝0,000円	6万円×(20歳－　歳)＝0,000円		円 0,000
未成年者の第1表の㊱・㊲・㊳・㊴又は㊵・㊶・㊷・㊸の税額控除額 ③	円	円	円	円		円

（注）1 過去に未成年者控除の適用を受けた人は、②欄の控除額に制限がありますので、「相続税の申告のしかた」をご覧ください。
2 ②欄の金額と③欄の金額のいずれか少ない方の金額を、第1表のその未成年者の「未成年者控除額㊷」欄に転記します。
3 ②欄の金額が③欄の金額を超える人は、その超える金額（②－③の金額）を次の④欄に記入します。

控除しきれない金額（②－③） ④	円	円	円	円	計 ㊷	円

（扶養義務者の相続税額から控除する未成年者控除額）
④欄の金額は、未成年者の扶養義務者の相続税額から控除することができますから、その金額を扶養義務者間で協議の上、適宜配分し、次の⑤欄に記入します。

扶養義務者の氏名						計
扶養義務者の第1表の㊱・㊲・㊳・㊴又は㊵・㊶・㊷・㊸の税額控除額 ⑤	円	円	円	円		円
未成年者控除額 ⑥						

（注）各人の⑥欄の金額を未成年者控除を受ける扶養義務者の第1表の「未成年者控除額㊷」欄に転記します。

2 障害者控除（この表は、相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した法定相続人のうちに、一般障害者又は特別障害者がいる場合に記入します。）

	一般障害者		特別障害者		計
障害者の氏名					
年齢（1年未満切捨て） ①	歳	歳	歳	歳	
障害者控除額 ②	6万円×(85歳－　歳)＝0,000円	6万円×(85歳－　歳)＝0,000円	12万円×(85歳－　歳)＝0,000円	12万円×(85歳－　歳)＝0,000円	円 0,000
障害者の第1表の㊱・㊲・㊳・㊴又は㊵・㊶・㊷・㊸の税額控除額 ③	円	円	円	円	円

（注）1 過去に障害者控除の適用を受けた人は、②欄の控除額に制限がありますので、「相続税の申告のしかた」をご覧ください。
2 ②欄の金額と③欄の金額のいずれか少ない方の金額を、第1表のその障害者の「障害者控除額㊹」欄に転記します。
3 ②欄の金額が③欄の金額を超える人は、その超える金額（②－③の金額）を次の④欄に記入します。

控除しきれない金額（②－③） ④	円	円	円	円	計 ㊹	円

（扶養義務者の相続税額から控除する障害者控除額）
④欄の金額は、障害者の扶養義務者の相続税額から控除することができますから、その金額を扶養義務者間で協議の上、適宜配分し、次の⑤欄に記入します。

扶養義務者の氏名						計
扶養義務者の第1表の㊱・㊲・㊳・㊴又は㊵・㊶・㊷・㊸の税額控除額 ⑤	円	円	円	円		円
障害者控除額 ⑥						

（注）各人の⑥欄の金額を障害者控除を受ける扶養義務者の第1表の「障害者控除額㊺」欄に転記します。

第6表（平20.5）　（資4－20－7－A4統一）

改正後

相次相続控除額の計算書

被相続人

第7表（平成22年4月分以降用）

この表は、被相続人が今回の相続の開始前10年以内に開始した前の相続について、相続税を課税されている場合に記入します。

1 相次相続控除額の再算出の計算

前の相続に係る被相続人の氏名	前の相続に係る被相続人と今回の相続に係る被相続人との続柄	前の相続に係る相続税の申告書の提出先
		税務署

① 前の相続の年月日	② 今回の相続の年月日	③ 前の相続から今回の相続までの期間（1年未満切捨て）	④ 10年 − ③の年数
年 月 日	年 月 日	年	年

⑤ 被相続人が前の相続の時に取得した純資産価額（相続時精算課税適用財産の価額を含みます。）	⑥ 前の相続の際の被相続人の相続税額	⑦ （⑤ − ⑥）の金額	⑧ 今回の相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得したすべての人の純資産価額の合計額（第1表の⑩の合計金額）
円	円	円	円

⑨の相続税額	④の年数	相次相続控除額の総額
＿＿円 × ⑦の金額 / ⑧の金額 ＿＿円	＿＿年 / 10年 =	⑨ 円

2 各相続人の相次相続控除額の計算

(1) 一般の場合（この表は、被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいない場合に、財産を取得した相続人のすべての人が記入します。）

今回の相続の被相続人から財産を取得した相続人の氏名	⑩ 相次相続控除額の総額	⑪ 各相続人の純資産価額（第1表の各人の⑩の金額）	⑫ 相続人以外の人も含めた純資産価額の合計額（第1表の⑩の各人の合計）	⑬ 各人の⑪/⑫の割合	⑭ 各人の相次相続控除額（⑩×各人の⑬の割合）
	（上記⑨の金額）＿＿円	円	⑫ ＿＿円		円

(2) 相続人のうちに農業相続人がいる場合（この表は、被相続人から贈与、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合に、財産を取得した相続人のすべての人が記入します。）

今回の相続の被相続人から財産を取得した相続人の氏名	⑩ 相次相続控除額の総額	⑪ 各相続人の純資産価額（第1表の各人の⑩の金額）	⑫ 相続人以外の人も含めた純資産価額の合計額（第1表の⑩の各人の合計）	⑬ 各人の⑪/⑫の割合	⑭ 各人の相次相続控除額（⑩×各人の⑬の割合）
	（上記⑨の金額）＿＿円	円	⑫ ＿＿円		円

（注）1 ⑨欄の相続税額は、相続時精算課税分の贈与税額控除後の金額をいい、その被相続人が贈与税額の適用を受けていた場合の免除された相続税額並びに延滞税、利子税及び加算税の額は含まれません。
2 各人の⑭又は⑮欄の金額を第1表のその人の「相次相続控除額」欄に転記します。

第7表（平224）　（資4－20－3－A4統一）

改正前

相次相続控除額の計算書

被相続人

第7表（平成十六年分以降用）

この表は、被相続人が今回の相続の開始前10年以内に開始した前の相続について、相続税を課税されている場合に記入します。

1 相次相続控除額の総額の計算

前の相続に係る被相続人の氏名	前の相続に係る被相続人と今回の相続に係る被相続人との続柄	前の相続に係る相続税の申告書の提出先
		税務署

① 前の相続の年月日	② 今回の相続の年月日	③ 前の相続から今回の相続までの期間（1年未満切捨て）	④ 10年 − ③の年数
年 月 日	年 月 日	年	年

⑤ 被相続人が前の相続の時に取得した純資産価額（相続時精算課税適用財産の価額を含みます。）	⑥ 前の相続の際の被相続人の相続税額	⑦ （⑤ − ⑥）の金額	⑧ 今回の相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得したすべての人の純資産価額の合計額（第1表の⑩の合計金額）
円	円	円	円

⑨の相続税額	④の年数	相次相続控除額の総額
＿＿円 × ⑦の金額 / ⑧の金額 ＿＿円	＿＿年 / 10年 =	⑨ 円

2 各相続人の相次相続控除額の計算

(1) 一般の場合（この表は、被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいない場合に、財産を取得した相続人のすべての人が記入します。）

今回の相続の被相続人から財産を取得した相続人の氏名	⑩ 相次相続控除額の総額	⑪ 各相続人の純資産価額（第1表の各人の⑩の金額）	⑫ 相続人以外の人も含めた純資産価額の合計額（第1表の⑩の各人の合計）	⑬ 各人の⑪/⑫の割合	⑭ 各人の相次相続控除額（⑩×各人の⑬の割合）
	（上記⑨の金額）＿＿円	円	⑫ ＿＿円		円

(2) 相続人のうちに農業相続人がいる場合（この表は、被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合に、財産を取得した相続人のすべての人が記入します。）

今回の相続の被相続人から財産を取得した相続人の氏名	⑩ 相次相続控除額の総額	⑪ 各相続人の純資産価額（第1表の各人の⑩の金額）	⑫ 相続人以外の人も含めた純資産価額の合計額（第1表の⑩の各人の合計）	⑬ 各人の⑪/⑫の割合	⑭ 各人の相次相続控除額（⑩×各人の⑬の割合）
	（上記⑨の金額）＿＿円	円	⑫ ＿＿円		円

（注）1 ⑨欄の相続税額は、相続時精算課税分の贈与税額控除後の金額をいい、その被相続人が贈与税額の適用を受けていた場合の免除された相続税額並びに延滞税、利子税及び加算税の額は含まれません。
2 各人の⑭又は⑮欄の金額を第1表のその人の「相次相続控除額」欄に転記します。

第7表（平2015）　（資4－20－3－A4統一）

改正後

外国税額控除額 農地等納税猶予税額 の計算書

被相続人

第8表（平成21年4月分以降用）

1 外国税額控除

（この表は、課税される財産のうちに外国にあるものがあり、その財産について外国において日本の相続税に相当する税が課税されている場合に記入します。）

外国で相続税に相当する税を課せられた人の氏名	外国の法令により課せられた税 国名及び税の名称	①相続税額相当額	②税額	③その財産に係る相続税課税価格	④算出税額 税額（②×③）	⑤非居住者である相続人の在外純財産の価額	⑥その金額が相続税課税価格の合計額のうちに占める場合	⑦相次相続控除後の税額（④×⑥）	⑧控除額（⑦と②とのうちいずれか少ない方の金額）
		・・			円	円		円	円
		・・							
		・・							
		・・							
		・・							
		・・							

（注）1 ⑤欄は、在外財産の価額（被相続人から相続開始の年に暦年課税に係る贈与によって取得した財産及び相続時精算課税適用財産の価額を含みます。）からその財産についての債務の金額を控除した金額を記入します。
2 ⑥欄の「取得財産の価額」は、第1表の⑤欄の金額と被相続人から相続開始の年に暦年課税に係る贈与によって取得した財産の価額の合計額によります。
3 各人の⑧欄の金額を第1表のその人の「外国税額控除額」欄に転記します。

2 農地等納税猶予税額

（この表は、農業相続人について該当する金額を記入します。）

農業相続人の氏名				
納税猶予の基となる税額（第3表の各農業相続人の⑦の金額）	①	円	円	円
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額（①×0.2）	②			
差し引く税額控除額の計（第1表の各農業相続人の⑧+⑨の金額）	③			
第3表④の各農業相続人の算出税額	④			
算出税額の2割加算が行われる場合の加算金額（④×0.2）	⑤			
（④−（③+⑤））の金額（赤字のときは0）	⑥			
農地等納税猶予税額（②+⑥−③）（100円未満切捨て、赤字のときは0）	⑦	00	00	00

（注）各人の⑦欄の金額を第1表のその人の「農地等納税猶予税額」欄に転記します。なお、その人が、非上場株式等についての納税猶予の特例の適用を受ける場合は、第8の3表の⑪又は⑬欄の金額をその人の「農地等納税猶予税額⑭」欄に転記します。

第8表（平22.4）　（第4−20−9−1−A4横−）

改正前

外国税額控除額 納税猶予税額 の計算書

被相続人

第8表（平成14年分以降用）

1 外国税額控除

（この表は、課税される財産のうちに外国にあるものがあり、その財産について外国において日本の相続税に相当する税が課税されている場合に記入します。）

外国で相続税に相当する税を課せられた人の氏名	外国の法令により課せられた税 国名及び税の名称	①相続税額相当額	②税額	③その財産に係る相続税課税価格	④算出税額 税額（②×③）	⑤非居住者である相続人の在外純財産の価額	⑥その金額が相続税課税価格の合計額のうちに占める場合	⑦相次相続控除後の税額（④×⑥）	⑧控除額（⑦と②とのうちいずれか少ない方の金額）
		・・			円	円		円	円
		・・							
		・・							
		・・							
		・・							
		・・							

（注）1 ⑤欄は、在外財産の価額（被相続人から相続開始の年に暦年課税に係る贈与によって取得した財産及び相続時精算課税適用財産の価額を含みます。）からその財産についての債務の金額を控除した金額を記入します。
2 ⑥欄の「取得財産の価額」は、第1表の⑤欄の金額と被相続人から相続開始の年に暦年課税に係る贈与によって取得した財産の価額の合計額によります。
3 各人の⑧欄の金額を第1表のその人の「外国税額控除額」欄に移記します。

2 納税猶予税額

（この表は、農業相続人について該当する金額を記入します。）

農業相続人の氏名				
納税猶予の基となる税額（第3表の各農業相続人の⑦の金額）	①	円	円	円
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額（①×0.2）	②			
差し引く税額控除額の計（第1表の各農業相続人の⑧+⑨の金額）	③			
第3表④の各農業相続人の算出税額	④			
算出税額の2割加算が行われる場合の加算金額（④×0.2）	⑤			
（④−（③+⑤））の金額（赤字のときは0）	⑥			
納税猶予税額（②+⑥−③）（100円未満切捨て、赤字のときは0）	⑦	00	00	00

（注）各人の⑦欄の金額を第1表のその人の「納税猶予税額⑭」欄に移記します。

第8表（平成15）　（第4−20−9−A4横−）

改　正　後

株式等納税猶予税額の計算書

被相続人	
後継承継人（経営承継相続人等・経営相続承継受贈者）	

第8の2表　（平成21年4月分以降用）

この計算書は、特定承継相続人等又は経営相続承継受贈者に該当する人が非上場株式等についての納税猶予税額（株式等納税猶予税額）を計算するために使用します。
（注）　株式承継相続人等及び経営相続承継受贈者に該当する人全、以下この計算書（第8の2表）において「後継承継人」と表記しています。

私は、第8の2表の付表1・付表2の「2　特例非上場株式等の明細」又は第8の2表の付表3の「2　特例相続非上場株式等の明細」に記載された会社の株式（出資）のうち各明細の㊀欄の株式等の数等について非上場株式等についての納税猶予の適例（相続税法第70条の7の2第1項、同法第70条の7の4第1項、所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）附則第64条第2項又は第7項）の適用を受けます。

1　株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算

(1)「特定価額に基づく課税価格総額」等の計算

㊀　この計算書の後継承継人の欄の2表の付表1・付表2・付表3の㊀欄の合計額	円
㊁　この計算書の後継承継人に係る相続税及び贈与税の金額（第1表・第1表（続）のその人の㊁欄の金額）	
㊂　特定価額（㊀−㊁）（1,000円未満切捨て）（数字の場合は0）	.000
㊃　特定価額の20%に相当する金額（㊂×20%）（1,000円未満切捨て）	.000
㊄　この計算書の後継承継人以外の後継人等の後継猶予税額の合計額（この計算書の後継承継人以外の者の第1表・第1表（続）の㊃欄又は第3表の㊃欄）の金額の合計	.000
㊅　基礎控除額（第2表の㊅欄の金額）	6,000,000
㊆　特定価額に基づく課税価格総額（㊂+㊄−㊅）	.000
㊇　特定価額の20%に相当する金額に基づく課税価格総額（㊆+㊄−㊅）	.000

(2)「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算

㊈ 被相続人の氏名	㊉ 法定相続分	特定価額に基づく相続税の総額の計算 ㊈に法定相続分を乗じた金額（㊇×㊉）	千円未満切捨て	特定価額の20%に相当する金額に基づく相続税の総額の計算 ㊈に法定相続分を乗じた金額（㊃×㊉）	千円未満切捨て
		円 .000	円	円 .000	円
		.000		.000	
		.000		.000	
		.000		.000	
		.000		.000	
		.000		.000	
		.000		.000	
法定相続分の合計	1	㊋相続税の総額（㊈の合計額）	00	㊌相続税の総額（㊈の合計額）	00

（注）1　㊋欄の「第1表・第1表（続）の㊋欄の金額」は、後継又は相続人等が対象を選択した者のうちに相続税法第70条の5第1項の規定による遺産等についての相続税等の特例の適用を受ける者がいる場合は、「第3表の㊋欄の金額」となります。
2　㊈及び㊉欄は第2表の「氏名」欄及び「法定相続分」欄の金額を転記します。

2　株式等納税猶予税額の計算

㊍　後継承継人の第1表・第1表（続）の（㊁+㊃−㊄）の金額	円
㊎　特定価額に基づく後継承継人の算出税額（1の㊇×1の㊆／1の㊇）	
㊏　特定価額に基づく相続税額の2表税額が行われる場合の税額金額（㊌×20%）	
a　（㊍+㊏−後継承継人の第1表・第1表（続）の㊁）の金額（数字の場合は0）	
㊐　特定価額の20%に相当する金額に基づく後継承継人の算出税額（1の㊇×1の㊇／1の㊇）	
㊑　特定価額の20%に相当する金額に基づく相続税額の2表税額が行われる場合の税額金額（㊋×20%）	
b　（㊐+㊑−後継承継人の第1表・第1表（続）の㊁）の金額（数字の場合は0）	
㊒　後継承継人の第1表・第1表（続）の税額に基づく相続税額（その人の第1表・第1表（続）の（㊁+㊃−㊄）（数字の場合は0）	
㊓　（㊍+a−b−㊒）の金額（数字の場合は0）	
㊔　特例非上場株式等又は特例相続非上場株式等に係る会社が2社以上ある場合の会社ごとの株式等納税猶予税額（第2表㊋）	
イ　会社名（　　）に係る株式等納税猶予税額（㊔×イの株式等に係る価額／1の㊇）（100円未満切捨て）	00
ロ　会社名（　　）に係る株式等納税猶予税額（㊔×ロの株式等に係る価額／1の㊇）（100円未満切捨て）	00
ハ　会社名（　　）に係る株式等納税猶予税額（㊔×ハの株式等に係る価額／1の㊇）（100円未満切捨て）	00
㊕　株式等納税猶予税額（イ+ロ+ハ）の金額	00

（注）1　㊕欄の「株式等」の「第1表・第1表（続）の㊕」の金額について、後継承継人が共同等についての納税猶予の特例の選択を受ける場合は、「第1表・第1表（続）の㊕」の金額とします。
2　㊔欄について、後継承継人等又は特例相続非上場株式等に係る会社が1社のみの場合は、㊔欄の金額を金額に記入します（100円未満切捨て）。なお、イからハまでの各欄の「株式等に係る価額」とは第8の2表の付表1及び付表2の「2　特例非上場株式等の明細」の㊋欄及びに第8の2表の付表3の「2　特例相続非上場株式等の明細」の㊋欄の金額をいいます。また、会社が4社以上ある場合は、別紙に会社ごとの株式等納税猶予税額を記入し添付してください。
3　㊕欄の金額を後継承継人の第1表・第1表（続）の「株式等納税猶予税額」欄に転記します。なお、後継承継人が共同等についての納税猶予の特例の選択を受ける場合は、㊕欄の金額に2分の1を乗じた金額を後継承継人の第1表・第1表（続）の「株式等納税猶予税額」欄に転記します。

税務署整理欄	入力		確認			

第8の2表（平21.4）　　（資4−28−3−2−A4統一）

改　正　前

（新規）

改　正　後

第8の2表の付表1（平成22年4月分以降用）

非上場株式等についての納税猶予の特例の適用を受ける特例非上場株式等の明細書

被相続人	
経営承継相続人等	

この明細書は、非上場株式等についての相続税の特例の適用を受ける特例非上場株式等について、その明細を記入します。なお、経営承継相続人等が被相続人から贈与により特例非上場株式等に係る会社の株式等を取得している場合で、その株式等の贈与に係る贈与税の申告において納税猶予の一部を免除する法律（平成21年法律第13号）による改正前の租税特別措置法第70条の7の3又は第70条の7の4の規定の適用を受けているときはこの明細書によらず第8の2表の付表3を使用してください。
この明細書の記入に際しては、裏面にご注意ください。

1　特例非上場株式等に係る会社

① 会社名		⑦ 相続開始の日から5か月後における経営承継相続人等の役職名	
② 会社の登記番号（会社の所轄税務署名）	（　　署）		
③ 事業種目		⑧ 経済産業大臣の認定の状況	認定年月日　平成　年　月　日
④ 相続開始の時における資本金の額	円		認定番号
⑤ 相続開始の時における資本準備金の額	円	⑨ 会社又はその会社の特別関係会社であってその会社との間に支配関係がある法人が保有する外国会社又は株等保有法人の株式等の有無	有　無
⑥ 相続開始の時における従業員数	人		

2　特例非上場株式等の明細

① 相続開始の時における発行済株式等の総数等	② 被相続人から相続又は遺贈により取得した株式等の数等	③ ②のうち、特例の適用を受ける株式等の数等	④ 1株（口・口）当たりの価額（裏面の「2(3)」参照）	⑤ 価額（③×④）
株・口・円	株・口・円	株・口・円	円	円 A

3　納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算

この欄は、「2　特例非上場株式等の明細」の③欄に記載することができる株式等の数等の限度数（限度額）の計算をします。

① 発行済株式等の総数等の3分の2に相当する数等（2の①×2/3）（1株・口・円未満の端数切上げ）	② 経営承継相続人等が相続開始前から保有する数等	③ ①−②の数等（負数の場合は0）	④ 2の③欄の限度となる数等（③欄の数等と2の②欄の数等のいずれか少ない方の数等）
株・口・円	株・口・円	株・口・円	株・口・円

4　会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書

この明細書は、租税特別措置法施行規則第23条の10第21項第11号の規定に基づき、会社が相続開始前3年以内に経営承継相続人等及び経営承継相続人等と密接な関係がある者（裏面の「3(1)」参照）から現物出資又は贈与により取得した資産の価額（裏面の「3(2)」参照）等について記入します。なお、この明細書によらず会社が明細書を作成しその内容を証明した書類を添付しても差し支えありません。

取得年月日	種類	細目	特殊区分	固定資産等	数量	① 価額	出資者・贈与者の氏名・名称
・・						円	
・・							
・・							
② 現物出資又は贈与により取得した資産の価額の合計額（①の合計額）							
③ 会社のすべての資産の価額の合計額（②の金額を含みます。）							
④ 現物出資等資産の保有割合（②/③）						%	

上記の明細の内容に相違ありません。　　平成　年　月　日

所在地

会社名

代表者氏名　　印

税務署整理欄	法人番号確認	一	入力		確認			

第8の2表の付表1（平22.4）　　（資4−201−5−3−A4統一）

※の項目には記入する必要はありません。

改　正　前

（新規）

改　正　後	改　正　前
〈 書 き か た 等 〉 1　「1　特例非上場株式等に係る会社」欄 (1)　㋐欄は、其体的にその似類を、例えば、「代表取締役」と記入します。 なお、代表権に制限のある代表者については、この措置法第9条の3の適用を受けることはできません。 (2)　㋑欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第6条第1項第8号に掲げる事由に該当するものとして経済産業大臣の認定を受けた年月日及び認定番号をそれぞれ記入します。 (3)　㋒欄は、特例非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社（租税特別措置法施行令第40条の8の2第8項の特別の関係がある会社をいいます。2(3)において同じです。）であって特例非上場株式等に係る会社との間に支配関係（租税特別措置法施行令第40条の8第7項に規定する関係をいいます。2(3)において同じです。）がある法人が発行する会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）又は租税特別措置法施行令第40条の8の2第12項に規定する医療法人の株式等の有無について記入します。 2　「2　特例非上場株式等の明細」欄 (1)　㋐から㋓欄までの「総数等」及び「数等」には、議決権に制限のある株式等の数等は含まれません。 (2)　㋔欄の数等は、「3　納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数等の総数等（限度額）の計算」の㋔欄の数等が限度となります。 (3)　㋕欄の金額は、相続開始の時における価額を記入します。 なお、特例非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社であって特例非上場株式等に係る会社との間に支配関係がある法人（以下「会社等」といいます。）が会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）又は租税特別措置法施行令第40条の8の2第12項に規定する医療法人の株式等を有する場合の納税猶予分の相続税額の計算の基となる特例非上場株式等の価額は，会社等がその外国会社又は医療法人の株式等を有していなかったものとして計算した価額となります。 (4)　A欄の金額（㋕欄の金額）を第8の2表の「1　株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の㋑欄に転記します。 なお、この明細書以外に第8の2表の付表1・付表2・付表3の作成がある場合は、各付表のA欄の金額の合計額を第8の2表の「1　株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の㋑欄に記入します。 3　「4　会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書」欄 (1)　経営承継相続人等と特別の関係がある者とは、経営承継相続人等の親族などその経営承継相続人等と租税特別措置法施行令第40条の8の2第11項に定める特別の関係がある者をいいます。 (2)　㋐欄の金額は、相続開始の時における価額を記入します。 なお、会社が相続開始の時において現物出資又は贈与により取得した資産を既に有していない場合は、その相続開始の時に有していたものとしたときにおける価額を記入します。 (3)　㋑欄の金額は会社のすべての資産の相続開始の時における価額の合計額を記入します。 (4)　㋒欄の株数が50株以上の場合は、この明細の提出を受けることはできません。 (5)　明細書に記入しきれないときは、適宜の用紙に現物出資又は贈与により取得した資産の明細を記載し添付してください。 （R2.4）	（新規）

改　正　後

第8の2表の付表2（平成22年4月分以降用）

非上場株式等についての納税猶予の特例の適用を受ける特例非上場株式等の明細書

（租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成21年政令第135号）附則第43条第2項又は第7項の規定の適用を受ける株式等がある場合）

被相続人	
経営承継相続人等	

この明細書は、非上場株式等についての納税猶予の特例の適用を受ける経営承継相続人等が被相続人から贈与により取得した株式等の発行会社（株式等又は特定同族株式等が、当該相続税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）附則第43条第2項又は第7項の規定により相続税又は贈与税の課税価格の計算の基となる財産に含まれるものとされる非上場株式等及びその特定同族株式等又はその特定同族株式等に係る会社の同族関係者である相続又は贈与により取得した特例非上場株式等について、その明細を記入します。この明細書の記入に際しては、裏面の説明を参考にしてください。

1　特例非上場株式等に係る会社

① 会社名		⑥ 経営承継相続人等が役員等であった期間	・・～・・	
② 会社の法人番号（会社の所轄税務署等名）	（　　署）			
③ 事業内容		⑦ 経営承継円滑化法の認定の状況	認定年月日	平成　年　月　日
④ 相続開始の時における資本金の額	円		認定番号	
⑤ 相続開始の時における資本準備金の額	円	⑧ 会社又はその会社の特別関係会社であってその会社との間に支配関係がある法人が保有する外国会社又は医療法人の株式等の有無	有	無
⑥ 相続開始の時における従業員数	人			
⑦ 相続開始の日から5か月後における経営承継相続人等の役職名				

2　特例非上場株式等の明細

(1)　相続開始の時における発行済株式等の総数等　　株・口・円

(2)　特例非上場株式等の明細

区分	受贈年月日	① 被相続人から相続又は遺贈により取得した株式等の数等	② 被相続人から贈与により取得した株式等の数等	③ ①又は②のうち、納税猶予の適用を受けようとする株式等の数等	④ 1株(口・円)当たりの価額(別紙3)1参照	⑤ 価額（④×③）
イ 特定受贈同族会社株式等に係る特例非上場株式等	・・		株・口・円	a 株・口・円	円	円
	・・			b		
ロ 特定同族株式等に係る特例非上場株式等	・・			b		
	・・			b		
ハ イ及びロ以外の特例非上場株式等		a 株・口・円		c		
		合　計	d	e		A

3　納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算

この欄は、「2　特例非上場株式等の明細」の(2)のe欄に記入することができる株式等の数等の限度数（限度額）の計算をします。

① 発行済株式等の総数等の3分の2に相当する数等（2の(1)×2/3）（1株・口・円未満の端数切上げ）	② 経営承継相続人等が相続開始前から保有する数等	③ bの合計	④ ①−②−③ の数等（数字の場合は0）
株・口・円	株・口・円	株・口・円	株・口・円

←①～④の場合には、贈与の適用を受けようとする株式等に係るbの合計の内、③の数等を限度として猶予の適用を受けることができます。この場合、相続又は贈与により取得した株式等について猶予の適用を受けることはできません。

4　会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書

この明細書は、租税特別措置法施行規則第23条の10第21項第11号の規定に基づき、会社が相続開始前3年以内に経営承継相続人等及び経営承継相続人等と特別の関係がある者から現物出資又は贈与により取得した資産の価額等について記入します。なお、この明細書によらず会社が別途保管しその内容を証明した書類を添付しても差し支えありません。

取得年月日	種類	細目	利用区分	所在場所等	数量	① 価額	出資者・贈与者の氏名・名称
・・						円	
・・							
・・							
② 現物出資又は贈与により取得した資産の価額の合計額（①の合計額）							
③ 会社のすべての資産の価額の合計額（②の金額を含みます。）							
④ 現物出資等資産の保有割合（②/③）						%	

上記の明細の内容に相違ありません。　　平成　年　月　日

所 轄 税 務 署 長

会 社 名

代表者氏名　　印

※の場合は記入する必要がありません。

5　租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成21年政令第108号）附則第43条第1項第3号の同意

私（私たち）は、この明細書に記載された経営承継相続人等が、被相続人から贈与により取得した「2　特例非上場株式等の明細」のイの株式等について租税特別措置法第70条の7の2第1項の規定の適用を受けることに同意します。

同意すべき人の氏名（後面「5」参照）	

税務署整理欄	法人管轄者番号	—	入力		確認			

第8の2表の付表2（平22.4）　　（資4－20－2－4－A4統一）

改　正　前

（新規）

改　正　後	改　正　前
〈 書 き か た 等 〉 1　特定受贈同族会社株式等・特定同族株式等 (1)　この明細書において「特定受贈同族会社株式等」とは、被相続人等が提出した「特定受贈同族会社株式等に係る届出書（旧措置法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）による改正前の租税特別措置法第70条の3第10項）」に記載された株式等をいいます。 (2)　この明細書において「特定同族株式等」とは、次のイ及びロの株式等をいいます。 イ　平成20年12月31日以前に相続時精算課税に係る贈与により取得した株式等（新相続税の申告書に旧措置法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）による改正前の租税特別措置法第70条の3の3又は第70条の3の4の規定の適用を受ける旨の記載があるものに限ります。） ロ　同法第70条の3の3第3項第1号ロに規定する選択年中におけるイの株式等の贈与の相続時精算課税に係る贈与の日から同項第4号に規定する期限日（原則として、選択年の翌年3月15日から4年を経過する日をいいます。）までに被相続人から贈与により取得したイの株式等に係る会社と同一の会社の株式等をいいます（イの株式等を除きます。）。 (3)　特定受贈同族会社株式等又は特定同族株式等について「非上場株式等についての納税猶予の特例」の適用を受けるには、平成22年3月31日までに「特定受贈同族会社株式等・特定同族株式等についての相続税の猶予の適用に関する届出書」を被相続人等の住所地を所轄する税務署へ提出していることが要件となります。 また、上記届出書の提出がない場合は、相続又は遺贈により取得した特定受贈同族会社株式等又は特定同族株式等に係る会社と同一の会社の株式等についてこの特例の適用を受けることはできません。 2　「1　特例非上場株式等に係る会社」欄 (1)　⑥欄は、具体的にその役職を、例えば、「代表取締役」と記入します。 なお、代表権に制限のある代表者については、この特例の適用を受けることはできません。 (2)　⑦欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第6条第1項第8号に規定する事由に該当するものとして経済産業大臣の認定を受けた年月日及び認定番号をそれぞれ記入します。 (3)　⑧欄は、特例非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社（旧措置法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）による改正前の租税特別措置法施行令第40条の8の2第8項の特別の関係がある会社をいいます。3(5)において同じです。）であって特例非上場株式等に係る会社との間に支配関係（旧措置法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）による改正前の租税特別措置法施行令第40条の8第7項に規定する関係をいいます。3(5)において同じです。）がある法人が保有する会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）又は旧措置法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）による改正前の租税特別措置法施行令第40条の8の2第12項に規定する医療法人の株式等の有無について記入します。 3　「2　特例非上場株式等の明細」欄 (1)　①欄の発行済株式等の総数等及び②の①から③欄の株式等の数等には、議決権に制限のある株式等の数等は含まれません。 (2)　②の「イ　特定受贈同族会社株式等に係る特例非上場株式等」及び「ロ　特定同族株式等に係る特例非上場株式等」の④欄は、相続開始の直前において保有している株式等の数等を記入します。 なお、遺言の効力により取得した株式等の数等について、遺産分割の審判の適用を受けない場合は、実際に相続又は遺贈により取得した株式等（「ハ　イ及びロ以外の特例非上場株式等」に記載された株式等をいいます。）についてもこの特例の適用を受けることはできません。 （注）　贈与により取得した時以後において、その株式等について倒産・分割・株式交換があった場合やその株式等に係る会社について合併・会社分割・株式交換があった場合は、税務署に届出ください（(3)において同じです。）。 (3)　②の「イ　特定受贈同族会社株式等に係る特例非上場株式等」及び「ロ　特定同族株式等に係る特例非上場株式等」の⑤欄の価額は、贈与の時における価額を記入します。 なお、特例非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社であって特例非上場株式等に係る会社との間に支配関係がある法人（以下「会社等」といいます。）が会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）又は旧措置法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）による改正前の租税特別措置法施行令第40条の8の2第12項に規定する医療法人の株式等を有する場合の特例猶予分の相続税額の計算の基となる特例非上場株式等の価額は、会社等がその外国会社又は医療法人の株式等を有していなかったものとして計算した金額となります。 (6)　A欄の金額（特例の金額）を第8の2表の「1　株式等納税猶予税額の基となる相続税の計算」の①欄に転記します。 なお、この明細書以外に第8の2表の特表1・特表2・特表3の作成がある場合は、各特表のA欄の金額の合計額を第8の2表の「1　株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に記入します。 4　「4　会社が買換出資又は贈与により取得した資産の明細書」欄 (1)　「被相続人等と特別の関係がある者」とは、被相続人等の親族などその被相続人等と親族特別措置法施行令第40条の8の2第11項に定める特別の関係がある者をいいます。 (2)　⑪欄の金額は、相続開始の時における価額を記入します。 なお、会社が相続開始の時において買換出資又は贈与により取得した資産を既に有していない場合は、その相続開始の時に有していたものとしたときにおける価額を記入します。 (3)　⑫欄の金額は会社のすべての資産の相続開始の時における価額の合計額を記入します。 (4)　⑬欄の保有割合が50%以上の場合は、この特例の適用を受けることはできません。 (5)　明細書に記入しきれないときは、適宜の用紙に買換出資又は贈与により取得した資産の明細を記載し添付してください。 5　「5　租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成21年政令第108号）附則第43条第1項第3号の同意」欄 (1)　この明細書の被相続人等が「2　特例非上場株式等の明細」のイの株式等についてこの特例の適用を受けようとする場合は、この特例の適用をその被相続人等が受けることについて、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成21年政令第108号）による改正前の租税特別措置法施行令第40条の2第3項に規定する「特例対象受贈株式等」、「特例対象株式等」、「特例対象受贈出株」、「特例対象出株」又は「特例対象宅地等」を取得したすべての人の同意が必要です。 (2)　(1)の「特例対象受贈株式等」、「特例対象株式等」、「特例対象受贈出株」、「特例対象出株」又は「特例対象宅地等」を取得した個人がこの明細書の被相続人等のみである場合は、記入を要しません。 （平22.4）	（新規）

改　正　後

第8の2表の付表3（平成22年4月分以降用）

非上場株式等についての納税猶予の特例の適用を受ける特例相続非上場株式等の明細書

税務署整理欄	
税務署受付印	

この明細書は、非上場株式等についての納税猶予の特例の適用を受ける特例相続非上場株式等について、その明細を記入します。

1　特例相続非上場株式等に係る会社

① 会社名		⑦ 相続開始の時における経営相続承継受贈者の氏名			
② 会社の法人番号（会社の納税地等名）	（　　番）				
③ 事業種目		⑧ 経営承継人間の関係の概況	確認年月日	平成　年　月　日	
④ 相続開始の時における資本金の額	円		確認番号		
⑤ 相続開始の時における資本準備金の額	円	⑨ 会社又はその会社の特別関係会社であってその会社との間に支配関係がある法人を保有する外国会社又は医療法人の株式等の有無		有	無
⑥ 相続開始の時における従業員数	人				

（注）1　租税特別措置法第70条の7第1項の規定の適用を受けた特例相続非上場株式等に係る会社が、その株式等の納税の時から相続開始の直前までに、合併による解散した場合はその合併により存続した会社又は設立した会社、株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合にその株式等の発行会社について①から⑥までの各欄を記入します。
2　⑦欄には、表示されたその役職名、例えば、「代表取締役」と記入します。
なお、代表権に制限のある代表者については、この特例の適用を受けることはできません。
3　⑧欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第18条第1項各号に掲げる事由に該当するものとして経済産業大臣の確認を受けた年月日及び確認番号をそれぞれ記入します。
4　⑨欄は、特例相続非上場株式等に係る会社又はその会社の特定関係会社（租税特別措置法施行令第40条の8の3第4項の規定において準用する租税特別措置法施行令第40条の8第2項第3号の特別の関係がある会社をいいます。）であって特例相続非上場株式等に係る会社との間に支配関係（租税特別措置法施行令第40条の8第7項に規定する関係をいいます。）がある法人を保有する会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例相続非上場株式等に係る会社の特定関係会社に該当するものに限ります。）又は医療法人を保有する会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例相続非上場株式等に係る会社の特定関係会社に該当するものに限ります。）又は医療法人を保有する会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例相続非上場株式等に係る会社の特定関係会社に該当するものに限ります。）又は医療法人の株式等を有する場合の相続税等の税額控除の計算の基となる特例相続非上場株式等の価額は、相続税等の税額控除の計算の基となる特例相続非上場株式等の価額に、相続税等の税額控除の計算の基となる特例相続非上場株式等に係る会社の株式等の価額を乗じて会社等がその外国会社又は医療法人の株式等を有していなかったものとして租税特別措置法施行令第40条の8の3第3項及び租税特別措置法施行規則第23条の11第3項の規定に基づき算出した金額となります。
5　A欄の金額（⑨欄の金額）が第8の2表の「1」　株式等納税猶予税額の基となる相続税の税額の計算」の⑩欄に転記します。
なお、この明細書以外に第8の2表の付表1・付表2・付表3の作成がある場合は、各付表のA欄の金額の合計額を第8の2表の「1」　株式等納税猶予税額の基となる相続税の税額の計算」の⑩欄に記入します。

2　特例相続非上場株式等の明細

受贈年月日	⑩ 相続開始の時における発行済株式等の総数等	⑪ 被相続人から贈与により取得した相続税納税猶予法第70条の7第1項の規定の適用を受けた株式等で相続開始の時において保有していた株式等の数等	⑫ 他のうち、贈与の適用を受ける株式等の数等	⑬ 1株（口）・円当たりの価額（行⑭欄参照）	⑭ 金額（⑫ × ⑬）
、、	株・口・円	株・口・円	株・口・円	円	A　円

（注）1　⑩から⑫までの「総数等」及び「数等」には、議決権に制限のある株式等の数等は含まれません。
2　⑩欄の数等又は⑪欄の金額の記入に当たり、贈与により取得した時点において、株式等について合合・分割・株式無償交付があった場合やその株式等に係る会社について合併・会社分割・株式交換等があった場合は、税務署にお尋ねください。
3　⑫欄の数等は、「3　納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算」の⑤欄の数等が限度となります。
4　⑭欄の金額は、贈与の時における価額を基礎として計算した金額を記入します。
なお、特例相続非上場株式等に係る会社又はその会社の特定関係会社（租税特別措置法施行令第40条の8の3第4項の規定において準用する租税特別措置法施行令第40条の8の2第5項の特別の関係がある会社をいいます。）であって特例相続非上場株式等に係る会社との間に支配関係（租税特別措置法施行令第40条の8第7項に規定する関係をいいます。）がある法人（以下「会社等」といいます。）が会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例相続非上場株式等に係る会社の特定関係会社に該当するものに限ります。）又は医療法人を保有する会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例相続非上場株式等に係る会社の特定関係会社に該当するものに限ります。）又は医療法人の株式等を有する場合の相続税等の税額控除の計算の基となる特例相続非上場株式等の価額は、相続税等の税額控除の計算の基となる特例相続非上場株式等の価額に、相続税等の税額控除の計算の基となる特例相続非上場株式等に係る会社の株式等の価額を乗じて会社等がその外国会社又は医療法人の株式等を有していなかったものとして租税特別措置法施行令第40条の8の3第3項及び租税特別措置法施行規則第23条の11第3項の規定に基づき算出した金額となります。
5　A欄の金額（⑭欄の金額）が第8の2表の「1」　株式等納税猶予税額の基となる相続税の税額の計算」の⑩欄に転記します。
なお、この明細書以外に第8の2表の付表1・付表2・付表3の作成がある場合は、各付表のA欄の金額の合計額を第8の2表の「1」　株式等納税猶予税額の基となる相続税の税額の計算」の⑩欄に記入します。

3　納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算

この欄は、「2　特例相続非上場株式等の明細」の⑫欄に記載することができる株式等の数等の限度数（限度額）の計算をします。

① 発行済株式等の総数等の3分の2に相当する数等（2の⑩×$\frac{2}{3}$）（1株・口・円未満の端数切上げ）	② 経営承継承継受贈者が2の⑪欄に係る贈与の直前において保有していた数等	③ ①－② の数等（数字の場合は0）	④ 2の⑫欄の限度となる数等（1欄の数等と2の⑪欄の数等のいずれか少ない方の数等）
株・口・円	株・口・円	株・口・円	株・口・円

（注）⑪欄の数等の記入に当たり、贈与により取得した時点において、株式等について合合・分割・株式無償交付があった場合やその株式等に係る会社について合併・株式交換等があった場合は、税務署にお尋ねください。

※税務署整理欄	法人番号確認		一	入力		確認			

※の項目には記入する必要はありません。

第8の2表の付表3（平22.4）　　（R4.1.20-9-5-A4統一）

改　正　前

（新規）

改　正　後

農地等納税猶予税額と株式等納税猶予税額の調整計算書

法人番号	
農業相続人	

この計算書は、租税特別措置法第70条の6第1項に規定する農地等についての納税猶予の特例と同法第70条の7の2第1項又は同法第70条の7の4第1項に規定する非上場株式等についての納税猶予の特例を同時に適用する農業相続人（経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者）が、農地等納税猶予税額と株式等納税猶予税額の調整のために使用します。

第8の3表（平成21年4月分以降用）

1　調整前猶予税額等の明細

①　この計算書の農業相続人の調整前農地等猶予税額（その人の第5表の「2」の⑮欄の金額）	円 00
②　この計算書の農業相続人の調整前株式等猶予税額（その人（経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者）の第5の2表の「2」の⑮欄の金額）	00
③　猶予税額（①+②）	00
④　この計算書の農業相続人の猶予可能税額（その人の第1表の⑭欄の金額）	

（注）1　③欄の金額が④欄の金額を超える場合（「③>④」の場合）は、「2　農地等納税猶予税額と株式等納税猶予税額の調整」欄にも記入してください。
2　①欄の金額が④欄の金額以下の場合（「①≦④」の場合）は、農地等納税猶予税額と株式等納税猶予税額の調整は不要ですので、上記①及び②欄の金額を第1表・第1表（続）の農業相続人（経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者）の「農地等納税猶予税額」及び「株式等納税猶予税額」欄にそれぞれ転記します。

2　農地等納税猶予税額と株式等納税猶予税額の調整

この欄は、上記1の③欄の金額が④欄の金額を超える場合（「③>④」の場合）に使用します。
なお、上記1の③欄の金額が④欄の金額以下の場合（「③≦④」の場合）は記入を要しません（上記1の（注2）参照）。

⑤　調整後の農地等納税猶予税額（④×$\frac{①}{③}$）（100円未満切捨て）	円 00
⑥　調整後の株式等納税猶予税額（④−⑤）（100円未満切捨て）	00

（注）⑤及び⑥欄の金額を第1表・第1表（続）の農業相続人（経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者）の「農地等納税猶予税額」及び「株式等納税猶予税額」欄にそれぞれ転記します。

第8の3表（平22.4）　　（第4−20−2−6−A4横−1）

改　正　前

（新規）

改　正　後

生命保険金などの明細書

被相続人

第9表（平成21年4月分以降用）

1　相続や遺贈によって取得したものとみなされる保険金など

この表は、相続人やその他の人が被相続人から相続や遺贈によって取得したものとみなされる生命保険金、損害保険契約の死亡保険金及び特定の生命共済金などを受け取った場合に、その受取金額などを記入します。

保険金等の所在地	保険金等の名称	受取年月日	受取金額	受取人の氏名
		・・	円	
		・・		
		・・		
		・・		
		・・		

（注）1　相続人（「相続の放棄をした人を除きます。以下同じです。」）が受け取った保険金などのうち一定の金額は非課税となりますので、その人は、次の2の欄に非課税となる金額と課税される金額とを記入します。
2　相続人以外の人が受け取った保険金などについては、非課税となる金額はありませんので、その人は、その受け取った金額そのままを第11表の「財産の明細」の「課税」の欄に転記します。
3　相続税額計算課税価格に含まれません。

2　課税される金額の計算

この表は、被相続人の死亡によって相続人が生命保険金などを受け取った場合に、記入します。

保険金の非課税限度額	（第2表の㊷の法定相続人の数） 「500万円×　人」により計算した金額を右の㊸に記入します。	㊸　円 ,000,000

保険金などを受け取った相続人の氏名	㊹受け取った保険金などの金額	㊺非課税金額 $㊸ \times \frac{各人の㊹}{㊹}$	㊻課税金額（㊹－㊺）
	円	円	円
合　計	㊼		

（注）1　㊸の金額が㊹の金額より少ないときは、各相続人の㊻の金額がそのまま相続税の課税見金額となりますので、相続の課税金額は0となります。
2　課税の金額を第11表の「財産の明細」の「相続」欄に転記します。

第9表（平成22

（第4－30－15号様式）

改　正　前

生命保険金などの明細書

被相続人

第9表（平成14年分以降用）

1　相続や遺贈によって取得したものとみなされる保険金など

この表は、相続人やその他の人が被相続人から相続や遺贈によって取得したものとみなされる生命保険金、損害保険契約の死亡保険金及び特定の生命共済金などを受け取った場合に、その受取金額などを記入します。

保険金等の所在地	保険金等の名称	受取年月日	受取金額	受取人の氏名
		・・	円	
		・・		
		・・		
		・・		
		・・		

（注）1　相続人（相続の放棄をした人を除きます。以下同じです。）が受け取った保険金などのうち一定の金額は非課税となりますので、その人は、次の2の欄に非課税となる金額と課税される金額とを記入します。
2　相続人以外の人が受け取った保険金などについては、非課税となる金額はありませんので、その人は、その受け取った金額そのままを第11表の「財産の明細」の「課税」の欄に転記します。
3　相続税額計算課税価格に含まれません。

2　課税される金額の計算

この表は、被相続人の死亡によって相続人が生命保険金などを受け取った場合に、記入します。

保険金の非課税限度額	（第2表の㊷の法定相続人の数） 「500万円×　人」により計算した金額を右の㊸に記入します。	㊸　円 ,000,000

保険金などを受け取った相続人の氏名	㊹受け取った保険金などの金額	㊺非課税金額 $㊸ \times \frac{各人の㊹}{㊹}$	㊻課税金額（㊹－㊺）
	円	円	円
合　計	㊼		

（注）1　㊸の金額が㊹の金額より少ないときは、各相続人の㊻の金額がそのまま相続税の課税金額となりますので、相続の課税金額は0となります。
2　課税の金額を第11表の「財産の明細」の「課税」欄に転記します。

第9表（平成20

（第4－30－15号様式）

改　正　後

退職手当金などの明細書

被相続人

第10表（平成21年4月分以降用）

1　相続や遺贈によって取得したものとみなされる退職手当金など

この表は、相続人やその他の人が被相続人から相続や遺贈によって取得したものとみなされる退職手当金、功労金、退職給付金などを受け取った場合に、その受取金額などを記入します。

勤務先会社等の所在地	勤務先会社等の名称	受取年月日	退職手当金などの名称	受取金額	受取人の氏名
		・・		円	
		・・			
		・・			
		・・			
		・・			

（注）1　相続人（相続の放棄をした人を除きます。以下同じです。）が受け取った退職手当金などのうち一定の金額は非課税となりますので、その人は、次の2の該当欄に非課税となる金額と課税される金額とを記入します。
2　相続人以外の人が受け取った退職手当金などについては、非課税となる金額はありませんので、その人は、その受け取った金額そのままを第11表の「財産の明細」の「課税」の欄に転記します。

2　課税される金額の計算

この表は、被相続人の死亡によって相続人が退職手当金などを受け取った場合に、記入します。

退職手当金などの非課税限度額	（第2表の㉑の法定相続人の数） （500万円×　人）により計算した金額を右の㊀に記入します。	㊀　円 ,000,000

退職手当金などを受け取った相続人の氏名	㊁ 受け取った退職手当金などの金額	㊂ 非課税金額 ㊀×㊁/㊂	㊃ 課税金額（㊁－㊂）
	円	円	円
合　計	㊄		

（注）1　㊁の金額が㊀の金額より少ないときは、各相続人の㊂欄の金額がそのまま㊃欄の非課税金額となりますので、㊃欄の課税金額は0となります。
2　㊃欄の金額を第11表の「財産の明細」の「課税」欄に転記します。

第10表（平成22年分）　（資4－20－11－A4統一）

改　正　前

退職手当金などの明細書

被相続人

第10表（平成21年分以降用）

1　相続や遺贈によって取得したものとみなされる退職手当金など

この表は、相続人やその他の人が被相続人から相続や遺贈によって取得したものとみなされる退職手当金、功労金、退職給付金などを受け取った場合に、その受取金額などを記入します。

勤務先会社等の所在地	勤務先会社等の名称	受取年月日	退職手当金などの名称	受取金額	受取人の氏名
		・・		円	
		・・			
		・・			
		・・			
		・・			

（注）1　相続人（相続の放棄をした人を除きます。以下同じです。）が受け取った退職手当金などのうち一定の金額は非課税となりますので、その人は、次の2の該当欄に非課税となる金額と課税される金額とを記入します。
2　相続人以外の人が受け取った退職手当金などについては、非課税となる金額はありませんので、その人は、その受け取った金額そのままを第11表の「財産の明細」の「課税」の欄に転記します。

2　課税される金額の計算

この表は、被相続人の死亡によって相続人が退職手当金などを受け取った場合に、記入します。

退職手当金などの非課税限度額	（第2表の㉑の法定相続人の数） （500万円×　人）により計算した金額を右の㊀に記入します。	㊀　円 ,000,000

退職手当金などを受け取った相続人の氏名	㊁ 受け取った退職手当金などの金額	㊂ 非課税金額 ㊀×㊁/㊂	㊃ 課税金額（㊁－㊂）
	円	円	円
合　計	㊄		

（注）1　㊁の金額が㊀の金額より少ないときは、各相続人の㊂欄の金額がそのまま㊃欄の非課税金額となりますので、㊃欄の課税金額は0となります。
2　㊃欄の金額を第11表の「財産の明細」の「課税」欄に転記します。

第10表（平成20年）　（資4－20－11－A4統一）

改正後

相続税がかかる財産の明細書

（相続時精算課税適用財産を除きます。）

被相続人

第11表（平成21年4月分以降用）

○相続時精算課税適用財産の明細については、この表によらず第11の2表に記載します。

この表は、相続や遺贈によって取得した財産及び相続や遺贈によって取得したものとみなされる財産のうち、相続税のかかるものについての明細を記入します。

遺産の分割状況	区分	1 全部分割	2 一部分割	3 全部未分割
	分割の日	・・	・・	

財産の明細								分割が確定した財産	
種類	細目	利用区分、銘柄等	所在場所等	数量 固有権	数量 共有権	価額	取得した人の氏名	取得財産の価額
						円	円		円

合計表							
	財産を取得した人の氏名	（各人の合計）					
	分割財産の価額	㊀	円	円	円	円	円	円
	法第19条の2第1項の適用財産の価額	㊁					
	各人の相続税額の基礎となる税額（㊀－㊁）	㊂					

（注）1 「合計表」の各人の欄の金額を第1表のその人の「取得財産の明細」欄に転記します。
2 「明細の明細」の「価額」欄は、財産の細目、種類ごとに小計を付し、最後に合計を付して、それらの金額を第15表の1から第5までの該当欄に転記します。

第11表（平22.4）

（第4－36－12－1－A4縦－7）

改正前

相続税がかかる財産の明細書

（相続時精算課税適用財産を除きます。）

被相続人

第11表（平成21年4月分以降用）

○相続時精算課税適用財産の明細については、この表によらず第11の2表に記載します。

この表は、相続や遺贈によって取得した財産及び相続や遺贈によって取得したものとみなされる財産のうち、相続税のかかるものについての明細を記入します。

遺産の分割状況	区分	1 全部分割	2 一部分割	3 全部未分割
	分割の日	・・	・・	

財産の明細								分割が確定した財産	
種類	細目	利用区分、銘柄等	所在場所等	数量 固有権	数量 共有権	価額	取得した人の氏名	取得財産の価額
						円	円		円

合計表							
	財産を取得した人の氏名	（各人の合計）					
	分割財産の価額	㊀	円	円	円	円	円	円
	法第19条の2第1項の適用財産の価額	㊁					
	各人の相続税額の基礎となる税額（㊀－㊁）	㊂					

（注）1 「合計表」の各人の欄の金額を第1表のその人の「取得財産の明細」欄に転記します。
2 「明細の明細」の「価額」欄は、財産の細目、種類ごとに小計を付し、最後に合計を付して、それらの金額を第15表の1から第5までの該当欄に転記します。

第11表（平20.3）

（第4－36－12－1－A4縦－7）

改　正　後

相続時精算課税適用財産の明細書
相続時精算課税分の贈与税額控除額の計算書

被相続人

第11の2表（平成21年4月分以降用）

この表は、被相続人から相続時精算課税に係る贈与によって取得した財産（相続時精算課税適用財産）がある場合に記入します。

1　相続税の課税価格に加算する相続時精算課税適用財産の課税価格及び納付すべき相続税額から控除すべき贈与税額の明細

番号	① 贈与を受けた人の氏名	② 贈与を受けた年分	③ 贈与税の申告書を提出した税務署の名称	④ 相続時精算課税適用財産の価額	⑤ ④の明細に係る贈与税額（相続時精算課税分の贈与税額控除額の金額）	⑥ ⑤のうち贈与税額に係る外国税額控除額
1				円	円	円
2						
3						
4						
5						
6						
贈与を受けた人ごとの相続時精算課税適用財産の課税価格及び贈与税額の合計額	氏名	（各人の合計）				
	⑦ 課税価格の合計額（④の合計額）	円	円	円	円	円
	⑧ 贈与税額の合計額（⑤の合計額）					
	⑨ ⑧のうち相続時精算課税に係る贈与税額控除額の合計額（⑤の合計額）					

（注）1　相続時精算課税に係る贈与をした被相続人がその贈与をした年の中途に死亡した場合の③欄は「相続時精算課税選択届出書を提出した税務署の名称」を記入してください。
2　⑨欄の金額は、下記2の⑤の「備考」欄の金額に基づき記入します。
3　各人の⑦欄の金額を第1表のその人の「相続時精算課税適用財産の価額⑬」欄及び第15表のその人の箇所にそれぞれ転記します。
4　各人の⑨欄の金額を第1表のその人の「相続時精算課税分の贈与税額控除額㊷」欄に転記します。

2　相続時精算課税適用財産（1の④）の明細

（注記1の「番号」欄の番号に合わせて記入します。）

番号	① 贈与を受けた人の氏名	② 贈与年月日	③ 相続時精算課税適用財産の明細					
			種類	細目	利用区分、銘柄等	所在場所等	数量	価額
								円

（注）1　この明細は、被相続人である特定贈与者に係る贈与税の申告書第2表に基づき記入します。
2　③の「種類」欄には、被相続人である特定贈与者に係る贈与税の申告書第2表の「財産の種類」欄の金額を記入します。ただし、特定事業用資産の特例の適用を受ける場合には、第11・11の2表の付表3の2の⑤欄の金額の合計額を、特定居住用宅地の特例の適用を受ける場合には、第11・11の2表の付表4の「2　特定受贈非上場株式計画対象山林等である選択特定計画山林の明細」の⑤欄の金額を記入します。

第11の2表（平22.4）　　（第4－20－12－2－A4横－3）

改　正　前

相続時精算課税適用財産の明細書
相続時精算課税分の贈与税額控除額の計算書

被相続人

第11の2表（平成18年分以後用）

この表は、被相続人から相続時精算課税に係る贈与によって取得した財産（相続時精算課税適用財産）がある場合に記入します。

1　相続税の課税価格に加算する相続時精算課税適用財産の課税価格及び納付すべき相続税額から控除すべき贈与税額の明細

番号	① 贈与を受けた人の氏名	② 贈与を受けた年分	③ 贈与税の申告書を提出した税務署の名称	④ 相続時精算課税適用財産の価額	⑤ ④の明細に係る贈与税額（相続時精算課税分の贈与税額控除額）	⑥ ⑤のうち贈与税額に係る外国税額控除額
1				円	円	
2						
3						
4						
5						
6						
贈与を受けた人ごとの相続時精算課税適用財産の課税価格及び贈与税額の合計額	氏名	（各人の合計）				
	⑦ 課税価格の合計額（④の合計額）	円	円	円	円	円
	⑧ 贈与税額の合計額（⑤の合計額）					
	⑨ ⑧のうち相続時精算課税に係る贈与税額控除額の合計額（⑤の合計額）					

（注）1　相続時精算課税に係る贈与をした被相続人がその贈与をした年の中途に死亡した場合の③欄は「相続時精算課税選択届出書を提出した税務署の名称」を記入してください。
2　⑨欄の金額は、下記2の⑤の「備考」欄の金額に基づき記入します。
3　各人の⑦欄の金額を第1表のその人の「相続時精算課税適用財産の価額⑬」欄及び第15表のその人の箇所にそれぞれ転記します。
4　各人の⑨欄の金額を第1表のその人の「相続時精算課税分の贈与税額控除額㊷」欄に転記します。

2　相続時精算課税適用財産（1の④）の明細

（注記1の「番号」欄の番号に合わせて記入します。）

番号	① 贈与を受けた人の氏名	② 贈与年月日	③ 相続時精算課税適用財産の明細					
			種類	細目	利用区分、銘柄等	所在場所等	数量	価額
								円

（注）1　この明細は、被相続人である特定贈与者に係る贈与税の申告書第2表に基づき記入します。
2　③の「種類」欄には、被相続人である特定贈与者に係る贈与税の申告書第2表の「財産の種類」欄の金額を記入します。ただし、特定事業用資産の特例の適用を受ける場合には、第11・11の2表の付表3の2の⑤欄の金額の合計額を、特定居住用宅地の特例の適用を受ける場合には、第11・11の2表の付表4の「2　特定受贈非上場株式計画対象山林等である選択特定計画山林の明細」の⑤欄の金額を記入します。

第11の2表（平20.5）　　（第4－20－12－2－A4横－3）

この項目記入する必要はありません。

整理欄	
通信日付印の年月日	
確認	
番号確認	
身元確認	
備考	

改　正　後

小規模宅地等、特定計画山林又は特定事業用資産についての課税価格の計算明細書

被相続人

第11・11の2表の付表1（平成21年3月分以降用）

この表は、第11・11の2表の付表2の1から付表4までについては、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人が、「小規模宅地等の特例」、「特定計画山林の特例」又は「特定事業用資産の課税」の適用を受ける場合に記入します。（平成21年分）

1　特例の適用にあたっての同意

（注）「小規模宅地等の特例」、「特定計画山林の特例」又は「特定事業用資産の特例」の対象となり得る財産を取得したすべての人の同意が必要です。

私（私たち）は下記の「2　特例の適用を受ける財産の明細」の(1)から(3)までの明細において選択した財産のすべてが、租税特別措置法第69条の4第1項に規定する小規模宅地等、同法第69条の5第1項に規定する特定計画山林又は租税特別措置法第69条の6第1項に規定する選択特定事業用資産に該当することを確認の上、その財産の取得者が租税特別措置法第69条の4第1項、同法第69条の5第1項又は租税特別措置法第69条の6第1項に規定する特例の適用を受けることに同意します。	特例の対象となる財産を取得したすべての人の氏名

2　特例の適用を受ける財産の明細

（注）特例の適用を受ける財産の明細の番号を○で囲んでください。

(1) 小規模宅地等の明細
第11・11の2表の付表2の1の「1　小規模宅地等の明細」のとおり。
(2) 特定受贈同族会社株式等である選択特定事業用資産の明細
第11・11の2表の付表3のとおり。
(3) 特定（受贈）森林施業計画対象山林である選択特定計画山林の明細
第11・11の2表の付表4の「1　特定森林施業計画対象山林である選択特定計画山林の明細」又は「2　特定受贈森林施業計画対象山林である選択特定計画山林の明細」のとおり。

3　特定計画山林の特例の対象となる特定計画山林額の調整限度額の計算

この欄は、「小規模宅地等の特例」、「特定計画山林の特例」又は「特定事業用資産の特例」について2以上の特例を適用する場合に記入します。

(1) 小規模宅地等の特例の適用を受ける面積

	㊀ 居住用	㊁ 特例の適用を受ける面積（第11・11の2表の付表2の1の「3　適用面積等の明細」の「合計」欄の面積）	㊂ 特例適用限度面積（㊀－㊁）
	平成6年	年	年

(2) 特定事業用資産の特例の対象となる特定（受贈）同族会社株式等の調整限度額等の計算

㊃ 特定事業用資産の特例の対象として選択することのできる特定（受贈）同族会社株式等に係る法人の株式（出資）の時価総額の等に相当する金額の合計額 ※ 10億円を超える場合は10億円となります。	㊄ 特例の対象となる特定（受贈）同族会社株式等の調整限度額 （㊃×㊅/㊆）	㊅ ㊄のうち特例の適用を受ける金額（第11・11の3表の付表3の特定金融同族会社株式等である株式等事業用資産の価額の合計額（㊃表の金額））	㊆ 特例適用限度額（㊅－㊄）
円	円	円	円

（注）1　㊅欄が0となる場合には、特定（受贈）同族会社株式等について特定事業用資産の特例の適用を受けることはできません。
2　小規模宅地等の特例の適用がない場合には、㊄欄には金額の金額を記入します。
3　被相続人が生前に特定（受贈）同族会社株式等の贈与をしている場合の㊃特例の金額については、税務署にお尋ねください。

(3) 特定計画山林の特例の対象となる特定（受贈）森林施業計画対象山林の調整限度額等の計算

㊇ 特定計画山林の特例の対象として選択することのできる特定（受贈）森林施業計画対象山林である立木又は土地等の価額の合計額	㊈ 特例の対象となる特定（受贈）森林施業計画対象山林の調整限度額 （㊇×㊉/㊊）又は（㊇×㊉/㊋）	㊉ ㊈のうち特例の適用を受ける金額（第11・11の2表の付表3の「3　特定（受贈）森林施業計画対象山林である選択特定計画山林の明細」の「A＋B」欄の金額）	
円	円	円	

（注）1　㊅欄が0となる場合又は㊆欄が0となる場合には、特定（受贈）森林施業計画対象山林について特定計画山林の特例の適用を受けることはできません。
2　小規模宅地等の特例を適用し、特定（受贈）同族会社株式等について特定事業用資産の特例を適用しない場合において、当期に特定相続税額が生じたときの金額は、「（㊂×㊄/㊅）」により計算します。
3　特定（受贈）同族会社株式等について特定事業用資産の特例を適用した場合（あわせて小規模宅地等の特例を適用する場合を含みます。）において、当期に特定相続税額が生じたときの金額は、「（㊂×㊆/㊅）」により計算します。

第11・11の2表の付表1（平成24）　　税務署処理欄

改　正　前

小規模宅地等又は特定事業用資産についての課税価格の計算明細書

被相続人

第11・11の2表の付表1（平成21年3月分以降用）

この表は、第11・11の2表の付表2から付表4までについては、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人が、「小規模宅地等の特例」、「特定計画山林の特例」又は「特定事業用資産の課税」の適用を受ける場合に記入します。

1　特例の適用にあたっての同意

（注）「小規模宅地等の特例」、「特定計画山林の特例」又は「特定事業用資産の特例」の対象となり得る財産を取得したすべての人の同意が必要です。

私（私たち）は、下記の「2　特例の適用を受ける財産の明細」の(1)から(3)までの明細において選択した財産のすべてが、租税特別措置法第69条の4第1項に規定する小規模宅地等又は同法第69条の5第1項に規定する選択特定事業用資産に該当することを確認の上、その財産の取得者が、租税特別措置法第69条の4第1項又は同法第69条の5第1項に規定する特例の適用を受けることに同意します。	特例の対象となる財産を取得したすべての人の氏名	

2　特例の適用を受ける財産の明細

（注）特例の適用を受ける財産の明細の番号を○で囲んでください。

(1) 小規模宅地等の明細
第11・11の2表の付表2の1の「1　小規模宅地等の明細」のとおり。
(2) 特定（受贈）同族会社株式等である選択特定事業用資産の明細
第11・11の2表の付表3のとおり。
(3) 特定（受贈）森林施業計画対象山林である選択特定計画山林の明細
第11・11の2表の付表4の「1　特定森林施業計画対象山林である選択特定計画山林の明細」又は「2　特定受贈森林施業計画対象山林である選択特定計画山林の明細」のとおり。

3　特定事業用資産の特例の対象となる特定事業用資産の調整限度額の計算

この欄は、「小規模宅地等の特例」と「特定事業用資産の特例」の両特例を適用する場合又は特定（受贈）同族会社株式等である特定事業用資産と特定（受贈）森林施業計画対象山林である特定事業用資産の両方について「特定事業用資産の特例」を適用する場合に記入します。

(1) 小規模宅地等の特例の適用を受ける面積

	㊀ 居住用	㊁ 特例の適用を受ける面積（第11・11の2表の付表2の1の「3　適用面積等の明細」の「合計」欄の面積）	㊂ 特例適用限度面積（㊀－㊁）
	平成6年	年	年

(2) 特定事業用資産の特例の対象となる特定（受贈）同族会社株式等の調整限度額等の計算

㊃ 特定事業用資産の特例の対象として選択することのできる特定（受贈）同族会社株式等に係る法人の株式（出資）の時価総額の等に相当する金額の合計額 ※ 10億円を超える場合は10億円となります。	㊄ 特例の対象となる特定（受贈）同族会社株式等の調整限度額 （㊃×㊅/㊆）	㊅ ㊄のうち特例の適用を受ける金額（第11・11の2表の付表3の「3　特定（受贈）同族会社株式等である選択特定事業用資産の価額の合計額」の「A＋B」欄の金額）	㊆ 特例適用限度額（㊅－㊄）
円	円	円	円

（注）1　㊅欄が0となる場合には、特定（受贈）同族会社株式等について特定事業用資産の特例の適用を受けることはできません。
2　小規模宅地等の特例の適用がない場合には、㊄欄には金額の金額を記入します。
3　被相続人が生前に特定（受贈）同族会社株式等の贈与をしている場合の㊃特例の金額については、税務署にお尋ねください。

(3) 特定事業用資産の特例の対象となる特定（受贈）森林施業計画対象山林の調整限度額等の計算

㊇ 特定事業用資産の特例の対象として選択することのできる特定（受贈）森林施業計画対象山林である立木又は土地等の価額の合計額	㊈ 特例の対象となる特定（受贈）森林施業計画対象山林の調整限度額 （㊇×㊉/㊊）又は（㊇×㊉/㊋）	㊉ ㊈のうち特例の適用を受ける金額（第11・11の2表の付表3の「3　特定（受贈）森林施業計画対象山林である選択特定事業用資産の価額の合計額」の「A＋B」欄の金額）	
円	円	円	

（注）1　㊅欄が0となる場合又は㊆欄が0となる場合には、特定（受贈）森林施業計画対象山林について特定事業用資産の特例の適用を受けることはできません。
2　小規模宅地等の特例を適用し、特定（受贈）同族会社株式等について特定事業用資産の特例を適用しない場合において、当期に特定相続税額が生じたときの金額は、「（㊂×㊄/㊅）」により計算します。
3　特定（受贈）同族会社株式等について特定事業用資産の特例を適用した場合（あわせて小規模宅地等の特例を適用する場合を含みます。）において、当期に特定相続税額が生じたときの金額は、「（㊂×㊆/㊅）」により計算します。

この欄は、特定（受贈）森林施業計画対象山林について特定計画山林の特例を適用する場合に記入します。

税務署処理欄　年　分　区　分

第11・11の2表の付表1（平成24）　　税務署処理欄

改　正　後	改　正　前
（注）　この表における「小規模宅地等の特例」とは、租税特別措置法第69条の4第1項に規定する小規模宅地等の特例を、「特定新居住居の特例」とは、同法第69条の5第1項に規定する特定新居住居の特例を、「特定事業用資産の特例」とは、所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）による改正前の租税特別措置法（「旧租税特別措置法」といいます。）第69条の5第1項に規定する特定事業用資産をいいます。 （平21.4）	（新規）

改正後	改正前
第11・11の2表の付表2の1（平成22年4月分以降用）	（新規）

小規模宅地等についての課税価格の計算明細（その1）

FD3543

税務署長

1 小規模宅地等の明細

この欄は、特例の対象として小規模宅地等を選択する場合に記入します。

選択した小規模宅地等	宅地等の区分	① 特例の適用を受ける取得者の氏名	⑯ ⑮のうち特例の対象として選択した宅地等の面積
		⑱ 所在地番	⑰ 課税価格の計算に当たって減額される金額
		⑲ 取得者の持分に応ずる面積	⑦ 宅地等について課税価格に算入する価額（⑰－⑰）
		⑳ 取得者の持分に応ずる宅地等の価額	
	□□	①	⑮ ㎡
		⑱	⑰ 円
		⑲ ㎡	⑦ 円
		⑳ 円	
	□□	①	⑮ ㎡
		⑱	⑰ 円
		⑲ ㎡	⑦ 円
		⑳ 円	
	□□	①	⑮ ㎡
		⑱	⑰ 円
		⑲ ㎡	⑦ 円
		⑳ 円	
	□□	①	⑮ ㎡
		⑱	⑰ 円
		⑲ ㎡	⑦ 円
		⑳ 円	
	□□	①	⑮ ㎡
		⑱	⑰ 円
		⑲ ㎡	⑦ 円
		⑳ 円	

（注）1 次のいずれかに該当する場合には、第11・11の2表の付表2の2を作成してください。
(1) 相続又は遺贈により一の宅地等を2人以上の相続人又は受遺者が取得している場合
(2) 一の宅地等の全部又は一部が、貸家建付地である場合において、貸家建付地の評価額の計算上「賃貸割合」が「1」でない場合
(注) 一の宅地等とは、一筆の宅地等又は隣接する宅地等の集団をいいます。ただし、マンションなどの区分所有建物の場合には、区分所有された建物の部分に係る敷地をいいます。
2 ⑰「課税価格の計算に当たって減額される金額」欄の金額の計算は、第11・11の2表の付表2の2によります。
3 ⑦欄の金額を第11表の「財産の明細」の「宅地」欄に転記します。
4 上欄に記入しきれないときは、この明細を複数枚使用し記入します。

2 限度面積整理の特定

上記「1 小規模宅地等の明細」の「⑯ ⑮のうち特例の対象として選択した宅地等の面積」欄で選択した宅地等のすべてが限度面積要件を満たすものであるときは、次の算式の「（第11・11の2表の付表2の2の⑯、⑱の面積の合計）」、「（第11・11の2表の付表2の2の⑲の面積の合計）」及び「（合計）」の金額を記入することにより特定します。

（第11・11の2表の付表2の2の⑯、⑱の面積の合計）		（第11・11の2表の付表2の2の⑲の面積の合計）		（第11・11の2表の付表2の2の⑳の面積の合計）		〔合　計〕
㎡	＋	㎡	× 5/3 ＋	㎡	× 2 ＝	㎡ ≦400㎡

※ 第11・11の2表の付表2の2へ続きます。

税務署整理欄	年分	名簿番号	申告年月日	月日	ルーズ	通番

第11・11の2表の付表2の1（平成2.3）　（資4－21－12－A－1－A4統一）

○この欄は機械で読み取りますので、黒ボールペンで記入してください。

表の数字は左詰で記入する必要があります。

改正後	改正前
第11・11の2表の付表2の1（平成22年4月分以降用）	（新規）

小規模宅地等についての課税価格の計算明細（その1）

被相続人	

1 小規模宅地等の明細

この欄は、特例の対象として小規模宅地等を選択する場合に記入します。

選択した小規模宅地等	宅地等の種類		
		① 特例の適用を受ける取得者の氏名	⑩ ⑨のうち特例の対象として選択した宅地等の面積
		② 所在地番	⑪ 課税価格の計算に当たって減額される金額
		③ 取得者の持分に応ずる面積	⑫ 宅地等について課税価格に算入する価額（⑧－⑪）
		④ 取得者の持分に応ずる宅地等の価額	
	□□	①	⑨ ㎡
		②	⑩ ㎡
		③ ．㎡	⑪ 円
		④ 円	
	□□	①	⑨ ㎡
		②	⑩ ㎡
		③ ．㎡	⑪ 円
		④ 円	
	□□	①	⑨ ㎡
		②	⑩ ㎡
		③ ．㎡	⑪ 円
		④ 円	
	□□	①	⑨ ㎡
		②	⑩ ㎡
		③ ．㎡	⑪ 円
		④ 円	
	□□	①	⑨ ㎡
		②	⑩ ㎡
		③ ．㎡	⑪ 円
		④ 円	

（注）1 次のいずれかに該当する場合には、第11・11の2表の付表2の2を作成してください。
(1) 相続又は遺贈により一の宅地等を2人以上の相続人又は受遺者が取得している場合
(2) 一の宅地等の全部又は一部が、貸家建付地である場合において、貸家建付地の評価額の計算上「賃貸割合」が「1」でない場合
(3) 一の宅地等とは、一棟の建物又は隣接等の数筆をいいます。ただし、マンションなどの区分所有建物の場合には、区分所有された建物の部分に係る敷地をいいます。
2 「⑪ 課税価格の計算に当たって減額される金額」欄の金額の計算は、第11・11の2表の付表2の2によります。
3 ⑫欄の金額を第11表の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。
4 上欄に記入しないときは、この用紙を複数枚使用し記入します。

2 限度面積要件の判定

上記「1 小規模宅地等の明細」の「⑨ ⑨のうち特例の対象として選択した宅地等の面積」欄で選択した宅地等のすべての限度面積要件を満たすものであることを、次の算式の「(第11・11の2表の付表2の2の⑨、⑩の面積の合計)」、「(第11・11の2表の付表2の2の⑨の面積の合計)」、「(第11・11の2表の付表2の2の⑩の面積の合計)」及び「(合計)」の各欄を記入することにより判定します。

(第11・11の2表の付表2の2の⑨、⑩の面積の合計)		(第11・11の2表の付表2の2の⑨の面積の合計)		(第11・11の2表の付表2の2の⑩の面積の合計)		〔合計〕	
㎡	＋	㎡	×$\frac{5}{3}$＋	㎡	×2＝	㎡	≦400㎡

※ 第11・11の2表の付表2の2へ続きます。

第11・11の2表の付表2の1 (平22.4)　　(資4－32－13－4－3－A4統一)

改　正　後

第11・11の2表の付表2の2（平成22年4月分以降用）

小規模宅地等についての課税価格の計算明細（その2）

F03544

整理番号

3　「⑯ 課税価格の計算に当たって減額される金額」の計算

第11・11の2表の付表2の1の「1 小規模宅地等の明細」で選択した小規模宅地等（同表の2の要件要件を満たすものに限ります。）についての「⑮ 課税価格の計算に当たって減額される金額」欄の金額は、次により計算します。

第11・11の2表の付表2の1の「1 小規模宅地等の明細」の「宅地等の区分」の番号に対応して記入します。

区分	小規模宅地等の区分	宅地等の番号	⑭特例の適用を受ける取得者の氏名 / ⑭その宅地等における相続開始の直前の事業	⑮割合	⑯小規模宅地等の面積 / ⑯小規模宅地等の価額（⑮×$\frac{割合}{100}$） / ⑯小規模宅地等について減額される金額（⑯×⑮）
被相続人等の事業用宅地等	⑭特定事業用宅地等		⑭	80/100	⑯ ⑯ ⑯
			⑭		⑯ ⑯ ⑯
			⑭	80/100	⑯ ⑯ ⑯
			⑭		⑯ ⑯ ⑯
			⑭		⑯ ⑯ ⑯
	⑭特定同族会社事業用宅地等		⑭	80/100	⑯ ⑯ ⑯
			⑭		⑯ ⑯ ⑯
			⑭	80/100	⑯ ⑯ ⑯
			⑭		⑯ ⑯ ⑯
			⑭		⑯ ⑯ ⑯
	⑭貸付事業用宅地等		⑭	50/100	⑯ ⑯ ⑯
			⑭		⑯ ⑯ ⑯
			⑭	50/100	⑯ ⑯ ⑯
			⑭		⑯ ⑯ ⑯
			⑭		⑯ ⑯ ⑯
被相続人等の居住用宅地等	⑭特定居住用宅地等		⑭	80/100	⑯ ⑯ ⑯
			⑭		⑯ ⑯ ⑯
			⑭	80/100	⑯ ⑯ ⑯
			⑭		⑯ ⑯ ⑯

（注）1　⑭欄には、その宅地等の上で行われていた事業について、番号・業種小売、評価小売、貸家のように具体的に記入します。

2　⑯欄には、それぞれの宅地等の番号に応ずる第11・11の2表の付表2の1の「1 小規模宅地等の明細」に記入した宅地等の「⑯ ⑯のうち特例の対象として選択した宅地等の面積」を記入します。

3　⑮欄の金額を第11・11の2表の付表2の1の宅地等の番号に応ずる⑮欄へ転記します。

4　上欄に記入しきれないときは、この用紙を適宜複数使用し記入します。

※この記載は相続税申告書のみ記入するので、税務署用は記入しないでください。

※この用紙は記入する必要がありません。

税務署整理欄

第11・11の2表の付表2の2（平成22.4）

改　正　前

（新規）

改正後	改正前
第11・11の2表の付表2の2（平成22年4月分以降用）	（新規）

小規模宅地等についての課税価格の計算明細（その2）

住所氏名	

3 「⑥ 課税価格の計算に当たって減額される金額」の計算

第11・11の2表の付表2の1の「1 小規模宅地等の明細」で選択した小規模宅地等（同表の2の限度面積要件を満たすものに限りません。）についての ㊀ 課税価格の計算に当たって減額される金額」欄の金額は、次により計算します。

第11・11の2表の付表2の1の「1 小規模宅地等の明細」の「宅地等の番号」欄の番号に合わせて記入します。

区分	小規模宅地等の種類	宅地等の番号	㊁特例の適用を受ける取得者の氏名 / ㊂その宅地等における相続開始の直前の事業	㊃割合	㊄小規模宅地等の面積 / ㊅小規模宅地等の価額（㊄×㊃） / ㊆小規模宅地等について減額される金額（㊅×㊁）
被相続人等の事業用宅地等	㊀特定事業用宅地等	□□	㊁	80/100	㊄ 平 ㊅ 円 ㊆ 円
			㊂		
		□□	㊁	80/100	㊄ 平 ㊅ 円 ㊆ 円
			㊂		
	㊁特定同族会社事業用宅地等	□□	㊁	80/100	㊄ 平 ㊅ 円 ㊆ 円
			㊂		
		□□	㊁	80/100	㊄ 平 ㊅ 円 ㊆ 円
			㊂		
	㊂貸付事業用宅地等	□□	㊁	50/100	㊄ 平 ㊅ 円 ㊆ 円
			㊂		
		□□	㊁	50/100	㊄ 平 ㊅ 円 ㊆ 円
			㊂		
被相続人等の居住用宅地等	㊀特定居住用宅地等	□□	㊁	80/100	㊄ 平 ㊅ 円 ㊆ 円
		□□	㊁	80/100	㊄ 平 ㊅ 円 ㊆ 円

（注）1 ㊂欄には、その宅地等の上で行われていた事業について、番号・卸売小売、飲食小売、貸家のように具体的に記入します。

2 ㊀欄には、それぞれの宅地等の番号に応ずる第11・11の2表の付表2の1の「1 小規模宅地等の明細」に記入した宅地等の「㊀ ㊁のうち特例の対象として選択した宅地等の面積」を記入します。

3 ㊆欄の金額を第11・11の2表の付表3の1の宅地等の番号に応ずる㊀欄へ転記します。

4 上欄に記入しきれないときは、この用紙を複数枚使用し記入します。

第11・11の2表の付表2の2（平成22.4）

（資4－32－12－4－A4統一）

改正後	改正前
第11・11の2表の付表2の3（平成22年4月分以降用）	（新規）

小規模宅地等についての課税価格の計算明細（その3）

被相続人

この計算明細は、各人の課税価格の計算の基礎となる小規模宅地等を選択する一の宅地等（注1）が、次のいずれにも該当する場合に一の宅地等ごとに作成します。

1 相続又は遺贈により一の宅地等を2人以上の相続人又は受遺者が取得している場合

2 一の宅地等の全部又は一部が、貸家建付地である場合において、貸家建付地の評価額の計算上「賃貸割合」が「1」でない場合

(注) 一の宅地等とは、一筆の土地又は隣接数筆の土地をいいます。ただし、マンションなどの区分所有建物の場合には、区分所有された建物の部分に係る敷地をいいます。

1 一の宅地等の所在地、面積及び評価額

一の宅地等について、宅地等の「所在地」、「面積」及び相続開始の直前における宅地等の利用区分に応じて「面積」及び「評価額」を記入します。

(1) 「宅地等の名称」欄は、一の宅地等が特定できる場合には、任意に応じて名称を記入してください。

(2) 上記2に該当する場合には、貸家については、③表の面積を基に自用地として評価した金額を記入してください。

宅地等の所在地		宅地等の名称	
相続開始の直前における宅地等の利用区分		面積（㎡）	評価額（円）
A	⑦のうち被相続人等の事業の用に供されていた宅地等 （B、C及びDに該当するものを除きます。）	⑦	⑩
B	⑦のうち特定同族会社の事業（貸付事業を除く。）の用に供されていた宅地等	⑧	⑪
C	⑦のうち被相続人等の貸付事業の用に供されていた宅地等 （相続開始の時において建物等に貸付の用に供されていると認められる部分の宅地）	⑨	⑫
D	⑦のうち被相続人等の貸付事業の用に供されていた宅地等 （Cに該当する部分以外の部分の宅地）	⑬	⑯
E	⑦のうち被相続人等の居住の用に供されていた宅地等	⑭	⑰
F	⑦のうちAからEの宅地等に該当しない宅地等	⑮	⑱

2 一の宅地等の取得者ごとの面積及び評価額

上記のAからFの宅地等の「面積」及び「評価額」を、宅地等の取得者ごとに記入します。

(1) 「持分割合」欄は、宅地等の取得者が相続又は遺贈により取得した持分割合を記入します。一の宅地等を1人で取得した場合には、「1/1」と記入します。

(2) 「1 持分に応じた宅地等」は、上記のAからFに記入した一の宅地等の「面積」及び「評価額」を「持分割合」を用いて按分して計算した「面積」及び「評価額」を記入します。

(3) 「2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等」は、「1 持分に応じた宅地等」に記入した「面積」及び「評価額」のうち、特例の対象として選択する部分を記入します。なお、貸付事業の場合は、上段に「特定同族会社事業用宅地等」として選択する部分の「面積」及び「評価額」をそれぞれ記入します。

「3 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等」に記入した宅地等の「面積」及び「評価額」は、「申告書第11・11の2表の付表2の1」の「1小規模宅地等の明細」の「取得者の持分に係る面積」欄及び「取得者の持分に係る宅地等の価額」欄に転記します。

(4) 「3 特例の対象とならない宅地等（1−2）」には、「1 持分に応じた宅地等」のうち「2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等」欄に記入した部分の宅地等について記入します。この欄に記入した「面積」及び「評価額」は、申告書第11表に転記します。

宅地等の取得者氏名			持分割合	/			
	1 持分に応じた宅地等		2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等		3 特例の対象とならない宅地等（1－2）		
	面積（㎡）	評価額（円）	面積（㎡）	評価額（円）	面積（㎡）	評価額（円）
A	⑦×⑩	⑦×⑩				
B	⑧×⑪	⑧×⑪				
C	⑨×⑫	⑨×⑫				
D	⑬×⑯	⑬×⑯				
E	⑭×⑰	⑭×⑰				
F	⑮×⑱	⑮×⑱				

宅地等の取得者氏名			持分割合	/			
	1 持分に応じた宅地等		2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等		3 特例の対象とならない宅地等（1－2）		
	面積（㎡）	評価額（円）	面積（㎡）	評価額（円）	面積（㎡）	評価額（円）
A	⑦×⑩	⑦×⑩				
B	⑧×⑪	⑧×⑪				
C	⑨×⑫	⑨×⑫				
D	⑬×⑯	⑬×⑯				
E	⑭×⑰	⑭×⑰				
F	⑮×⑱	⑮×⑱				

改　正　後

特定受贈同族会社株式等である選択特定事業用資産についての課税価格の計算明細

被相続人

この欄は、贈与の対象として特定受贈同族会社株式等である特定事業用資産を選択する場合に記入します。

第11・11の2表の付表3（平成21年3月分以降用）

選択した特定受贈同族会社株式等	贈与年月日	法人名	贈与の適用を受ける取得者の氏名	① 1単位当たりの時価	② 期末時価評価法に係る評価によって算出した株式（出資）の単位数	③ 次のうち贈与の対象として選択した株式（出資）の単位数	④ 課税価格の計算に当たって減額される金額（③×10/100）	⑤ 課税価格に算入する価額（③－④）
	届出用紙提出者		役員であった期間（その期間における役職名）		⑥ 価額（①×②）	⑦ 金額（①×③）		
				円	株・口	株・口	円	円
					円	円		
合計			10億円を超える場合は特例適用不可 →			⑧		

（注）1　⑧には、贈与時の価額を記入します。ただし、選択した特定受贈同族会社株式等について相続税法施行令第40条の一項各号に定める株式（出資）評価会社に該当する場合には、第11・11の2表の付表2の特定受贈同族会社株式等の価額等計算表（平成10年分以降用）の2の2の2の2の2の2に規定する会社分類等があった場合には、第11・11の2表の付表3の3の3の価額又は評価の金額を記入します。

2　⑦欄の金額と⑧欄の金額に係る第11・11の2表の付表3の2の価額の金額の合計額を第11の2表の「2　選択特定事業用資産（1の表の⑧欄）」の⑧の「価額」欄に記入します。

3　上記に記入しきれないときは、別紙の用紙に特定受贈同族会社株式等である選択特定事業用資産の明細を記載して添付してください。

4　小規模宅地等の特例を適用した場合には、第11・11の2表の付表1の「5　特定事業用資産の特例の対象となる特定事業用資産の明細（1の表の⑧欄）」の「価額」欄の金額を記入して、選択特定同族会社株式等を特定事業用資産の特例の対象として選択することができます。

第11・11の2表の付表3（平22.4）

法1－20－12－5－1－A4統一

改　正　前

特定同族会社株式等又は特定受贈同族会社株式等である選択特定事業用資産についての課税価格の計算明細

被相続人

第11・11の2表の付表3（平成19年分以降用）

1　特定同族会社株式等である選択特定事業用資産の明細

この欄は、贈与の対象として特定同族会社株式等である特定事業用資産を選択する場合に記入します。

選択した特定同族会社株式等	法人名	贈与の適用を受ける取得者の氏名	① 1単位当たりの時価	② 期末時価評価法によって算出した株式（出資）の単位数	③ 次のうち贈与の対象として選択した株式（出資）の単位数	④ 課税価格の計算に当たって減額される金額（④×10/100）	⑤ 課税価格に算入する価額（③－④）
		申告期限における役職名		⑥ 価額（①×②）	⑦ 金額（①×③）		
			円	株・口	株・口	円	円
				円	円		
合計					A		

（注）1　⑤には、贈与時の価額を記入します。ただし、選択した特定同族会社株式等について相続税法施行令第40条の一項各号に定める株式（出資）評価会社に該当する場合には、第11・11の2表の付表2の2の特定同族会社株式等の価額等計算表（平成10年分以降用）の2の2の2の2の2の2に規定する会社分類等があった場合には、第11・11の2表の付表3の3の3の価額又は評価の金額を記入します。

2　⑦欄の金額と⑧欄の金額に係る第11・11の2表の付表3の2の価額の金額の合計額を第11の2表の「2　選択特定事業用資産（1の表の⑧欄）」の⑧の「価額」欄に記入します。

3　上記に記入しきれないときは、別紙の用紙に特定同族会社株式等である選択特定事業用資産の明細を記載して添付してください。

2　特定受贈同族会社株式等である選択特定事業用資産の明細

この欄は、贈与の対象として特定受贈同族会社株式等である特定事業用資産を選択する場合に記入します。

選択した特定受贈同族会社株式等	贈与年月日	法人名	贈与の適用を受ける取得者の氏名	① 1単位当たりの時価	② 期末時価評価法に係る評価によって算出した株式（出資）の単位数	③ 次のうち贈与の対象として選択した株式（出資）の単位数	④ 課税価格の計算に当たって減額される金額（④×10/100）	⑤ 課税価格に算入する価額（③－④）
	届出用紙提出者		役員であった期間（その期間における役職名）		⑥ 価額（①×②）	⑦ 金額（①×③）		
				円	株・口	株・口	円	円
					円	円		
合計					B			

（注）1　⑤には、贈与時の価額を記入します。ただし、選択した特定受贈同族会社株式等について相続税法施行令第40条の一項各号に定める株式（出資）評価会社に該当する場合には、第11・11の2表の付表2の2の特定受贈同族会社株式等の価額等計算表（平成10年分以降用）の2の2の2の2の2の2に規定する会社分類等があった場合には、第11・11の2表の付表3の3の3の価額又は評価の金額を記入します。

2　⑦欄の金額と⑧欄の金額に係る第11・11の2表の付表3の2の価額の金額の合計額を第11の2表の「2　選択特定事業用資産（1の表の⑧欄）」の⑧の「価額」欄に記入します。

3　上記に記入しきれないときは、別紙の用紙に特定受贈同族会社株式等である選択特定事業用資産の明細を記載して添付してください。

3　特定（受贈）同族会社株式等である選択特定事業用資産の価額の合計額

この欄は、「1のA」の金額と「2のB」の金額の合計額を記入してください。

A＋B　　円 ←――（この金額が10億円を超える場合には、特例の適用を受けることはできません。）

（注）小規模宅地等の特例を適用した場合には、第11・11の2表の付表1の「5　特定事業用資産の特例の対象となる特定事業用資産の明細（1の表の⑧欄）」の「価額」の金額を記入して、選択（受贈）同族会社株式等を特定事業用資産の特例の対象として選択することができます。

第11・11の2表の付表3（平20.5）

法1－20－12－5－1－A4統一

改　正　後

第11・11の2表の付表3の2（平成21年4月分以降用）

特定受贈同族会社株式等について会社分割等があった場合の特例の対象となる価額等の計算明細

被相続人	
特定事業用資産相続人等	

この表は、相続税の申告期限までに特定事業用資産相続人等が有する特定受贈同族会社株式等について租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項に規定する会社分割等があった場合に記入します。なお、この表は、会社分割等があったび、特定事業用資産相続人等ごとに記入します。

ア　会社分割等があった特定受贈同族会社株式等（以下「分割等対象株式等」といいます。）に係る法人の名称、会社分割等の事由等 （「会社分割等」には、資本金の減少（資本剰余金の額の減少を伴わない剰余金の配当（法人税法第23条第2項に規定する分割型分割を除きます。）、剰余金の配当、自己株式の取得、一定の要件を満たさない法人の合併、株式交換及び株式移転を除いたものをいいます。）	法人名		法人の整理番号	
			所轄税務署名	署
	会社分割等の事由	・・	会社分割等の事由	
	割引年月日	・・		
イ　対価株式に係る法人の名称等 （会社分割等により新株発行等（租税特別措置法施行令第40条の2の2第11項に規定する対価株式（以下「対価株式」といいます。）を取得している場合には、その対価株式に係る法人について記入します。）	法人名		法人の整理番号	
			所轄税務署名	署
ウ　承継株式に係る法人の名称等 （会社分割等によりイに掲げる対価株式承継の事実（2頁参照）があった株式等に対応する株式又は出資（以下「承継株式」といいます。）を取得している場合には、その承継株式に係る法人について記入します。）	法人名		法人の整理番号	
			所轄税務署名	署

1　会社分割等対象株式等価額の計算

㋐	㋑	㋒
アの法人の分割等対象株式等の1単位当たりの価額	会社分割等時前に特定事業用資産相続人等が有していたアの法人に係る分割等対象株式等の数又は額	会社分割等対象株式等価額（㋐×㋑）
円	株・口	円

2　租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項第1号の金額の計算

㋓	㋔	㋕	㋖
会社分割等時前における アの法人の資本金等の額	会社分割等時後におけるアの法人の発行済株式の総数又は出資の総口数	会社分割等時後に特定事業用資産相続人等が有するアの法人に係る分割等対象株式等の数又は額	当該株式等価額（租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項第1号の金額（㋓×㋕／㋔））
円	株・口	株・口	円

3　租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項第2号の金額の計算

㋗	㋘	㋙	㋚
会社分割等時前における アの法人の資本金等の額	会社分割等時後における アの法人の発行済株式の総数又は出資の総口数	会社分割等により特定事業用資産相続人等が取得したアの法人の対価株式の数又は額	当該株式等価額（租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項第2号の金額（㋗×㋚／㋘））
円	株・口	株・口	円

4　租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項第3号の金額の合計額の計算

㋛	㋜	㋝	㋞	㋟
租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項第1号その金額	会社分割等時後における アの法人の発行済株式の総数又は出資の総口数	会社分割等時後における アの法人の株式等価額（㋒×㋜／㋝）	会社分割等により特定事業用資産相続人等が取得したアの法人の対価株式の数又は額	当該株式等価額（租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項第3号の金額の合計額（㋛＋㋞×㋟／㋝））
円	株	円	株	円

5　アの法人の分割等対象株式等の1単位当たりの価額	（㋐×㋑／（㋑－㋚－㋞）－㋒）	㋠	円
6　イの法人の対価株式の1単位当たりの価額	（㋐×㋚／（㋑－㋚－㋞）＋㋒）	㋡	円
7　特定事業用資産の特例の対象とならない金額	（㋒×㋑／（㋑－㋚－㋞））	㋢	円

（注）1　イの欄における「対価株式承継割合」とは、相続税法施行令第40条の2の2第11項に規定する対価株式承継割合をいいます。

2　表中の数値は、会社分割等が例のあった場合には、分割等対象株式等の総分割等の1単位当たりの価額を記入します。なお、次にこの表により計算した価額又は価額の金額がある場合には、その金額を記入します。

3　㋐欄、㋒欄、㋓欄の資本金等の額は、法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額を記入します。

4　㋑欄、㋔欄、㋗欄の発行済株式の総数には、それぞれア、イ、ウの法人が有する自己株式の数は含まれません。

5　㋜欄、㋝欄、㋟欄の金額は、各欄の金額に小数点以下第3位の端数がある場合には、その端数を切り捨てます。

6　㋠欄、㋡欄、㋢欄の金額は、各欄の金額に1円未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てます。

7　㋛欄、㋞欄の金額を第11・11の2表の付表3の3欄に転記します。

8　特定受贈同族会社株式等について贈与の金額がある場合には、贈与の金額と当該特定受贈同族会社株式等に係る第11・11の2表の付表3の3欄の合計額を第11の2表の「5　相続税精算課税適用財産（贈与税の申告書第1表の「㉑」欄）」に転記します。

9　「租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項」とは、「租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項第1号」、「同項第2号」及び「同項第3号」をいいます。

改　正　前

第11・11の2表の付表3の2（平成21年4月分以降用）

特定（受贈）同族会社株式等について会社分割等があった場合の特例の対象となる価額等の計算明細

被相続人	
特定事業用資産相続人等	

この表は、相続税の申告期限までに特定事業用資産相続人等が有する特定受贈同族会社株式等について租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項に規定する会社分割等があった場合に記入します。なお、この表は、会社分割等があったび、特定事業用資産相続人等ごとに記入します。

ア　会社分割等があった特定（受贈）同族会社株式等（以下「分割等対象株式等」といいます。）に係る法人の名称、会社分割等の事由等 （「会社分割等」には、資本金の減少（資本剰余金の額の減少を伴わない剰余金の配当（法人税法第23条第2項に規定する分割型分割を除きます。）、剰余金の配当、自己株式の取得、一定の要件を満たさない法人の合併、株式交換及び株式移転を除いたものをいいます。）	法人名		法人の整理番号	
			所轄税務署名	署
	会社分割等の事由	・・	会社分割等の事由	
	割引年月日	・・	※この社会分割等の事由欄は株式等について適用する場合に記入します。	
イ　対価株式に係る法人の名称等 （会社分割等により新株発行等（租税特別措置法施行令第40条の2の2第11項に規定する対価株式（以下「対価株式」といいます。）を取得している場合には、その対価株式に係る法人について記入します。）	法人名		法人の整理番号	
			所轄税務署名	署
ウ　承継株式に係る法人の名称等 （会社分割等によりイに掲げる対価株式承継の事実（2頁参照）があった株式等に対応する株式又は出資（以下「承継株式」といいます。）を取得している場合には、その承継株式に係る法人について記入します。）	法人名		法人の整理番号	
			所轄税務署名	署

1　会社分割等対象株式等価額の計算

㋐	㋑	㋒
アの法人の分割等対象株式等の1単位当たりの価額	会社分割等時前に特定事業用資産相続人等が有していたアの法人に係る分割等対象株式等の数又は額	会社分割等対象株式等価額（㋐×㋑）
円	株・口	円

2　租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項第1号の金額の計算

㋓	㋔	㋕	㋖
会社分割等時前における アの法人の資本金等の額	会社分割等時後における アの法人の発行済株式の総数又は出資の総口数	会社分割等時後に特定事業用資産相続人等が有するアの法人に係る分割等対象株式等の数又は額	当該株式等価額（租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項第1号の金額（㋓×㋕／㋔））
円	株・口	株・口	円

3　租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項第2号の金額の計算

㋗	㋘	㋙	㋚
会社分割等時前における アの法人の資本金等の額	会社分割等時後における アの法人の発行済株式の総数又は出資の総口数	会社分割等により特定事業用資産相続人等が取得したアの法人の対価株式の数又は額	当該株式等価額（租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項第2号の金額（㋗×㋚／㋘））
円	株・口	株・口	円

4　租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項第3号の金額の合計額の計算

㋛	㋜	㋝	㋞	㋟
租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項第1号その金額	会社分割等時後における アの法人の発行済株式の総数又は出資の総口数	会社分割等時後における アの法人の株式等価額（㋒×㋜／㋝）	会社分割等により特定事業用資産相続人等が取得したアの法人の対価株式の数又は額	当該株式等価額（租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項第3号の金額の合計額（㋛＋㋞×㋟／㋝））
円	株	円	株	円

5　アの法人の分割等対象株式等の1単位当たりの価額	（㋐×㋑／（㋑－㋚－㋞）－㋒）	㋠	円
6　イの法人の対価株式の1単位当たりの価額	（㋐×㋚／（㋑－㋚－㋞）＋㋒）	㋡	円
7　特定事業用資産の特例の対象とならない金額	（㋒×㋑／（㋑－㋚－㋞））	㋢	円

（注）1　表中の数値は、会社分割等があったび場合には、分割等対象株式等の総分割等の1単位当たりの価額を記入します。なお、次にこの表により計算した価額又は価額の金額がある場合には、その金額を記入します。

2　㋐欄、㋒欄、㋓欄の資本金等の額は、法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額を記入します。

3　㋑欄、㋔欄、㋗欄の発行済株式の総数には、それぞれア、イ、ウの法人が有する自己株式の数は含まれません。

4　㋜欄、㋝欄、㋟欄の金額は、各欄の金額に小数点以下第3位の端数がある場合には、その端数を切り捨てます。

5　㋠欄、㋡欄、㋢欄の金額は、各欄の金額に1円未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てます。

6　㋛欄、㋞欄の金額を第11・11の2表の付表3の3欄に転記します。

7　特定（受贈）同族会社株式等について贈与の金額がある場合には、贈与の金額と当該特定（受贈）同族会社株式等に係る第11・11の2表の付表3の3欄の合計額を第11の2表の「5　相続税精算課税適用財産（贈与税の申告書第1表の「㉑」欄）」に転記します。

8　「租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項」とは、「租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項第1号」、「同項第2号」及び「同項第3号」をいいます。

改正後

特定森林施業計画対象山林又は特定受贈森林施業計画対象山林である選択特定計画山林についての課税価格の計算明細

第11・11の2表の付表4（平成21年4月分以降用）

被相続人

1 特定森林施業計画対象山林である選択特定計画山林の明細

この欄は、特例の対象として特定森林施業計画対象山林である特定計画山林を選択する場合に記入します。

選択した特定森林施業計画対象山林	特例の適用を受ける取得者の氏名	森林施業計画の認定年月日（認定番号）	所在場所	立木・土地等の別	面積	① 立木・土地等の価額	② ①のうち特例の対象として選択した立木又は土地等の価額	③ 課税価格の計算に当たって減額される金額（②×$\frac{1}{20}$）	④ 課税価格に算入する価額（①−③）
		（　）			ha	円	円	円	円
		（　）							
		（　）							
		（　）							
合計				立木					
				土地等					
				合計			A		

（注）1 ①欄は、相続税法第9条の価額を記入します。
2 必要な金額を第11表の「特定の明細」の「価額」欄に移記します。
3 上記の「森林施業計画の認定年月日（認定番号）」は、認定の森林施業計画に係る認定年月日及び認定番号を記入してください。
4 上欄に記入しきれないときは、適宜の用紙に特定森林施業計画対象山林である選択特定計画山林の明細を記載して添付してください。

2 特定受贈森林施業計画対象山林である選択特定計画山林の明細

この欄は、特例の対象として特定受贈森林施業計画対象山林である特定計画山林を選択する場合に記入します。

選択した特定受贈森林施業計画対象山林	贈与年月日 / 届け出た施業者名	特例の適用を受ける取得者の氏名	森林施業計画の認定年月日（認定番号）	所在場所	立木・土地等の別	面積	① 立木・土地等の価額	② ①のうち特例の対象として選択した立木又は土地等の価額	③ 課税価格の計算に当たって減額される金額（②×$\frac{1}{20}$）	④ 課税価格に算入する価額（①−③）
		（　）				ha	円	円	円	円
		（　）								
		（　）								
		（　）								
合計					立木					
					土地等					
					合計			B		

（注）1 ①欄は、贈与税の価額を記入します。
2 必要な金額を第11の2表の「2 相続時精算課税適用財産（1の分）の明細」の分の「価額」欄に移記します。
3 上記の「森林施業計画の認定年月日（認定番号）」は、認定の森林施業計画に係る認定年月日及び認定番号を記入してください。
4 上欄に記入しきれないときは、適宜の用紙に特定受贈森林施業計画対象山林である選択特定計画山林の明細を記載して添付してください。

3 特定（受贈）森林施業計画対象山林である選択特定計画山林の価額の合計額

この欄は、「1のA」の金額と「2のB」の金額の合計額を記入してください。

A＋B　　円

（注）小規模宅地等の特例又は特定受贈同族会社株式等について特定事業用資産の特例を適用した場合には、第11・11の2表の付表1の「3 特定居住用宅地等の特例の対象となる宅地等の明細及び小規模宅地等の特例」の分の価額を減額として、特定（受贈）森林施業計画対象山林を特定計画山林の特例の対象として選択することができます。

改正前

特定森林施業計画対象山林又は特定受贈森林施業計画対象山林である選択特定事業用資産についての課税価格の計算明細

第11・11の2表の付表4（平成18年分以降用）

被相続人

1 特定森林施業計画対象山林である選択特定事業用資産の明細

この欄は、特例の対象として特定森林施業計画対象山林である特定事業用資産を選択する場合に記入します。

選択した特定森林施業計画対象山林	特例の適用を受ける取得者の氏名	森林施業計画の認定年月日（認定番号）	所在場所	立木・土地等の別	面積	① 立木・土地等の価額	② ①のうち特例の対象として選択した立木又は土地等の価額	③ 課税価格の計算に当たって減額される金額（②×$\frac{1}{5}$）	④ 課税価格に算入する価額（①−③）
		（　）			ha	円	円	円	円
		（　）							
		（　）							
		（　）							
合計				立木					
				土地等					
				合計			A		

（注）1 ①欄は、相続税法第9条の価額を記入します。
2 必要な金額を第11表の「特定の明細」の「価額」欄に移記します。
3 上記の「森林施業計画の認定年月日（認定番号）」は、認定の森林施業計画に係る認定年月日及び認定番号を記入してください。
4 上欄に記入しきれないときは、適宜の用紙に特定森林施業計画対象山林である選択特定事業用資産の明細を記載して添付してください。

2 特定受贈森林施業計画対象山林である選択特定事業用資産の明細

この欄は、特例の対象として特定受贈森林施業計画対象山林である特定事業用資産を選択する場合に記入します。

選択した特定受贈森林施業計画対象山林	贈与年月日 / 届け出た施業者名	特例の適用を受ける取得者の氏名	森林施業計画の認定年月日（認定番号）	所在場所	立木・土地等の別	面積	① 立木・土地等の価額	② ①のうち特例の対象として選択した立木又は土地等の価額	③ 課税価格の計算に当たって減額される金額（②×$\frac{1}{5}$）	④ 課税価格に算入する価額（①−③）
		（　）				ha	円	円	円	円
		（　）								
		（　）								
		（　）								
合計					立木					
					土地等					
					合計			B		

（注）1 ①欄は、贈与税の価額を記入します。
2 必要な金額を第11の2表の「2 相続時精算課税適用財産（1の分）の明細」の分の「価額」欄に移記します。
3 上記の「森林施業計画の認定年月日（認定番号）」は、認定の森林施業計画に係る認定年月日及び認定番号を記入してください。
4 上欄に記入しきれないときは、適宜の用紙に特定受贈森林施業計画対象山林である選択特定事業用資産の明細を記載して添付してください。

3 特定（受贈）森林施業計画対象山林である選択特定事業用資産の価額の合計額

この欄は、「1のA」の金額と「2のB」の金額の合計額を記入してください。

A＋B　　円

（注）小規模宅地等の特例又は特定受贈同族会社株式等について特定事業用資産の特例を適用した場合には、第11・11の2表の付表1の「3 特定居住用宅地等の特例の対象となる宅地等の明細及び小規模宅地等の特例」の分の価額を減額として、特定（受贈）森林施業計画対象山林を特定事業用資産の特例の対象として選択することができます。

第11・11の2表の付表4（平成18）　（資4−20−12−6−A4縦−1）

改　正　後

農地等についての納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書

第12表（平成21年12月15日相続税申告書）

被相続人
農業相続人

特例農地等の明細（この表は、農業相続人に該当する人が各人ごとに特例農地等の明細を作成します。）

農地等の所在区域内の農地等区分（市街化区域内農地等の区分）	田、畑、採草放牧地、一時的使用地等、介護施設用地等、特定貸付農地等の別	土地の上の水利権、永小作権、賃借権、一時的使用権、介護施設用地等、特定貸付農地等の別	所在場所	面積	農業投資価格		通常価額（第11表の価額）
					単位当たりの価格	価額	
				㎡	円	円	円
			合計			㊞	㊟

農業投資価格により計算した取得財産の価額

㊟特例農地等の通常価額（上記㊟の金額）	㊟特例農地等の農業投資価格による価額（上記㊞の金額）	㊟農業投資価格超過額（㊟－㊞）	㊟通常価額により計算した取得財産の価額（第11表の㊟）	㊟農業投資価格により計算した取得財産の価額（㊟－㊟）
円	円	円	円	円

（注）1　「市街化区域内農地等」とは、都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域内に所在する農地又は採草放牧地で農業委員会等に届出しない農地又は採草放牧地をいいます。
2　「特例農地等の明細」欄の「農業投資価格」の「単位当たりの価格」欄には、田、畑、採草放牧地、市民農園、一時的使用地等、介護施設用地等、特定貸付農地等の別に、計算して、その合計の金額（㊞及び㊟）を都道府県のその農業相続人の法定代理人に提出します。
3　㊟の金額を第3表のその農業相続人の㊟欄に転記します。
4　㊟の金額を第3表のその農業相続人の㊟欄に転記します。

第12表（平成21）　（資4－20－13－A4統一）

改　正　前

納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書

第12表（平成十六年分以後用）

被相続人
農業相続人

特例農地等の明細（この表は、農業相続人に該当する人が各人ごとに特例農地等の明細を作成します。）

市街化区域内農地等の区分	田、畑、採草放牧地、一時的使用地等の区分	所在場所	面積	農業投資価格		通常価額（第11表の価額）
				単位当たりの価格	価額	
			㎡	円	円	円
		合計			㊞	㊟

農業投資価格により計算した取得財産の価額

㊟特例農地等の通常価額（上記㊟の金額）	㊟特例農地等の農業投資価格による価額（上記㊞の金額）	㊟農業投資価格超過額（㊟－㊟）	㊟通常価額により計算した取得財産の価額（第11表の㊟）	㊟農業投資価格により計算した取得財産の価額（㊟－㊟）
円	円	円	円	円

（注）1　「特例農地等の明細」欄の「農業投資価格」の「単位当たりの価格」欄には、田、畑、採草放牧地、市民農園、一時的使用地等の別に、計算して、その合計の金額（㊞及び㊟）を都道府県のその農業相続人の法定代理人に提出します。
2　㊟の金額を第3表のその農業相続人の㊟欄に転記します。
3　㊟の金額を第3表のその農業相続人の㊟欄に転記します。

第12表（平成20）　（資4－20－13－A4統一）

改正後

債務及び葬式費用の明細書

被相続人

第13表（平成21年4月分以降用）

1 債務の明細（この表は、被相続人の債務について、その明細と負担する人の氏名及び金額を記入します。）

債務の明細						負担することが確定した債務	
種類	種目	債権者 氏名又は名称	債権者 住所又は所在地	発生年月日 弁済期限	金額	負担する人の氏名	負担する金額
				・・	円		円
				・・			
				・・			
				・・			
				・・			
				・・			
				・・			
合計							

2 葬式費用の明細（この表は、被相続人の葬式に要した費用について、その明細と負担する人の氏名及び金額を記入します。）

葬式費用の明細				負担することが確定した葬式費用	
支払先 氏名又は名称	支払先 住所又は所在地	支払年月日	金額	負担する人の氏名	負担する金額
		・・	円		円
		・・			
		・・			
		・・			
		・・			
		・・			
合計					

3 債務及び葬式費用の合計額

債務などを承継した人の氏名			（各人の合計）				
債務	負担することが確定した債務	①	円	円	円	円	円
	負担することが確定していない債務	②					
	計（①+②）	③					
葬式費用	負担することが確定した葬式費用	④					
	負担することが確定していない葬式費用	⑤					
	計（④+⑤）	⑥					
合計（③+⑥）		⑦					

（注）1 各人の⑦欄の金額を第1表のその人の「債務及び葬式費用の金額⑮」欄に転記します。
2 ③、⑥及び⑦欄の金額を第15表の③、⑥及び⑦欄にそれぞれ転記します。

第13表（平224）

（第4－20－14－A4縦－）

改正前

債務及び葬式費用の明細書

被相続人

第13表（平成十六年分以降用）

1 債務の明細（この表は、被相続人の債務について、その明細と負担する人の氏名及び金額を記入します。）

債務の明細						負担することが確定した債務	
種類	種目	債権者 氏名又は名称	債権者 住所又は所在地	発生年月日 弁済期限	金額	負担する人の氏名	負担する金額
				・・	円		円
				・・			
				・・			
				・・			
				・・			
				・・			
				・・			
合計							

2 葬式費用の明細（この表は、被相続人の葬式に要した費用について、その明細と負担する人の氏名及び金額を記入します。）

葬式費用の明細				負担することが確定した葬式費用	
支払先 氏名又は名称	支払先 住所又は所在地	支払年月日	金額	負担する人の氏名	負担する金額
		・・	円		円
		・・			
		・・			
		・・			
		・・			
		・・			
合計					

3 債務及び葬式費用の合計額

債務などを承継した人の氏名			（各人の合計）				
債務	負担することが確定した債務	①	円	円	円	円	円
	負担することが確定していない債務	②					
	計（①+②）	③					
葬式費用	負担することが確定した葬式費用	④					
	負担することが確定していない葬式費用	⑤					
	計（④+⑤）	⑥					
合計（③+⑥）		⑦					

（注）1 各人の⑦欄の金額を第1表のその人の「債務及び葬式費用の金額⑮」欄に移記します。
2 ③、⑥及び⑦欄の金額を第15表の③、⑥及び⑦欄にそれぞれ移記します。

第13表（平225）

（第4－20－14－A4縦－）

改正後

純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額
出資持分の定めのない法人などに遺贈した財産
特定の公益法人などに寄附した相続財産・特定公益信託のために支出した相続財産
の明細書

被相続人

第14表（平成21年1月分以降用）

1 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額の明細

この表は、相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人が、その相続開始前3年以内に被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した財産がある場合に記入します。

番号	贈与を受けた人の氏名	贈与年月日	相続開始前3年以内に暦年課税に係る贈与を受けた財産の明細 種類	細目	所在場所等	数量	㊀価額	㊁㊀の価額のうち特定贈与財産の価額	㊂相続税の課税価格に算入される価額（㊀－㊁）
1		・・					円	円	円
2		・・							
3		・・							
4		・・							
贈与を受けた人ごとの価額の合計額	氏名	（各人の合計）							
	㊃金額	円	円	円	円	円	円		

（上記「㊂」欄において、相続開始の年に被相続人から贈与によって取得した居住用不動産や金銭の全部又は一部を特定贈与財産としている場合には、次の事項について、「（受贈配偶者）」及び「（受贈財産の番号）」の欄に所定の記入をすることにより確認します。）

（受贈配偶者）
私［　　］は、相続開始の年に被相続人から贈与によって取得した上記［　］の特定贈与財産の価額については贈与税の課税価格に算入します。
なお、私は、相続開始の年の前年以前に被相続人からの贈与について相続税法第21条の6第1項の規定の適用を受けていません。

（注）㊀欄の金額を第1表のその人の純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額㊁欄及び第1表の㊂欄にそれぞれ転記します。

2 出資持分の定めのない法人などに遺贈した財産の明細

この表は、被相続人が人格のない社団又は財団や学校法人、社会福祉法人、宗教法人などの出資持分の定めのない法人に遺贈した財産のうち、相続税がかからないものの明細を記入します。

遺贈した財産の明細 種類	細目	所在場所等	数量	価額	出資持分の定めのない法人などの所在地、名称
				円	
		合計			

3 特定の公益法人などに寄附した相続財産又は特定公益信託のために支出した相続財産の明細

私は、下記に掲げる相続財産を、相続税の申告期限までに、

(1) 国、地方公共団体又は独立行政法人等（独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）に対して寄附（法人税法第2条第5項に規定する公益法人等（以下「公益法人等」という。）に対する寄附のうち、その寄附者の選択により、その寄附の時における価額相当額を寄附金の額に算入する旨の届出をしたものを含む。）をしましたので、相続税法第12条の規定の適用を受けます。

(2) 国税通則法第5条の2第3項の規定に基づき国税庁長官が指定する特定公益信託の信託財産とするために支出しましたので、相続税法第12条第3項の規定の適用を受けます。

(3) 国税通則法第5条の2第3項に規定する認定特定非営利活動法人に対して寄附をしましたので、相続税法第12条第3項の規定の適用を受けます。

(4) 公益社団等（一般社団法人若しくは一般財団法人（非営利性が高いものとして法人税法施行令第3条第1項に規定する要件を満たすものに限ります。）又は公益社団法人若しくは公益財団法人をいう。）に対して寄附をしましたので、相続税法第12条第3項の規定の適用を受けます。

寄附年月日	寄附（支出）した財産の明細 種類	細目	所在場所等	数量	価額	公益法人等の所在地・名称（公益信託の受託者及び名称）	寄附（支出）をした被相続人等の氏名
・・					円		
・・							
			合計				

（注）この特例の適用を受ける場合には、期限内申告書に一定の受贈書、証明書類等の添付が必要です。

第14表 平22.4

（平4－24－15－A4統一）

改正前

純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額
公益法人などに遺贈した財産
特定の公益法人などに寄附した相続財産・特定公益信託のために支出した相続財産
の明細書

被相続人

第14表（平成21年1月分以降用）

1 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額の明細

この表は、相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人が、その相続開始前3年以内に被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した財産がある場合に記入します。

番号	贈与を受けた人の氏名	贈与年月日	相続開始前3年以内に暦年課税に係る贈与を受けた財産の明細 種類	細目	所在場所等	数量	㊀価額	㊁㊀の価額のうち特定贈与財産の価額	㊂相続税の課税価格に算入される価額（㊀－㊁）
1		・・					円	円	円
2		・・							
3		・・							
4		・・							
贈与を受けた人ごとの価額の合計額	氏名	（各人の合計）							
	㊃金額	円	円	円	円	円	円		

（上記「㊂」欄において、相続開始の年に被相続人から贈与によって取得した居住用不動産や金銭の全部又は一部を特定贈与財産としている場合には、次の事項について、「（受贈配偶者）」及び「（受贈財産の番号）」の欄に所定の記入をすることにより確認します。）

（受贈配偶者）
私［　　］は、相続開始の年に被相続人から贈与によって取得した上記［　］の特定贈与財産の価額については贈与税の課税価格に算入します。
なお、私は、相続開始の年の前年以前に被相続人からの贈与について相続税法第21条の6第1項の規定の適用を受けていません。

（注）㊀欄の金額を第1表のその人の純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額㊁欄及び第1表の㊂欄にそれぞれ転記します。

2 公益法人などに遺贈した財産の明細

この表は、被相続人が人格のない社団又は財団や公益法人等に遺贈した財産のうち、相続税がかからないものの明細を記入します。

遺贈した財産の明細 種類	細目	所在場所等	数量	価額	公益法人などの所在地、名称
				円	
		合計			

3 特定の公益法人などに寄附した相続財産又は特定公益信託のために支出した相続財産の明細

私は、下記に掲げる相続財産を、相続税の申告期限までに、

(1) 国、地方公共団体又は独立行政法人等（独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）に対して寄附（法人税法第2条第5項に規定する公益法人等（以下「公益法人等」という。）に対する寄附のうち、その寄附者の選択により、その寄附の時における価額相当額を寄附金の額に算入する旨の届出をしたものを含む。）をしましたので、相続税法第12条の規定の適用を受けます。

(2) 国税通則法第5条の2第3項に規定する認定特定公益信託の信託財産とするために支出しましたので、相続税法第12条第3項の規定の適用を受けます。

(3) 国税通則法第5条の2第3項に規定する認定特定非営利活動法人に対して寄附をしましたので、相続税法第12条第3項の規定の適用を受けます。

(4) 公益社団等（一般社団法人若しくは一般財団法人（非営利性が高いものとして法人税法施行令第3条第1項に規定する要件を満たすものに限ります。）又は公益社団法人若しくは公益財団法人をいう。）に対して寄附をしましたので、相続税法第12条第3項の規定の適用を受けます。

寄附年月日	寄附（支出）した財産の明細 種類	細目	所在場所等	数量	価額	公益法人等の所在地・名称（公益信託の受託者及び名称）	寄附（支出）をした被相続人等の氏名
・・					円		
・・							
			合計				

（注）この特例の適用を受ける場合には、期限内申告書に一定の受贈書、証明書類等の添付が必要です。

※公益法人などに寄附をされる場合に記入します。

受贈者の氏名
※ 分
一
名 称

相続税 平22.4

（平4－24－15－A4統一）